

令和8年5月26日
生活文化政策部
人権・男女共同参画課

「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」(骨子案)について

1 主旨

区は、平成29年3月に平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とした「世田谷区第二次男女共同参画プラン」を策定した。その後、社会情勢等の変化を踏まえ見直しを行った「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画(令和4年度～令和8年度)」に基づき、施策の推進に取り組んでいるところである。

この度、令和8年度に現行プランが期間満了を迎えることから、10年間における国際的な動向や、男女共同参画に関する法制度、社会構造の変化に加え、個人の意識や価値観、ライフスタイルの多様化などにより生じた課題を分析・検討し、令和9年度からの新たな計画「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン(以下「新プラン」という。)」の骨子案をとりまとめたので報告する。

2 新プランの位置付け

- (1) 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例第9条第1項に定める「行動計画」
- (2) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に定める「市町村推進計画」
- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」
- (5) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に規定する「市町村基本計画」

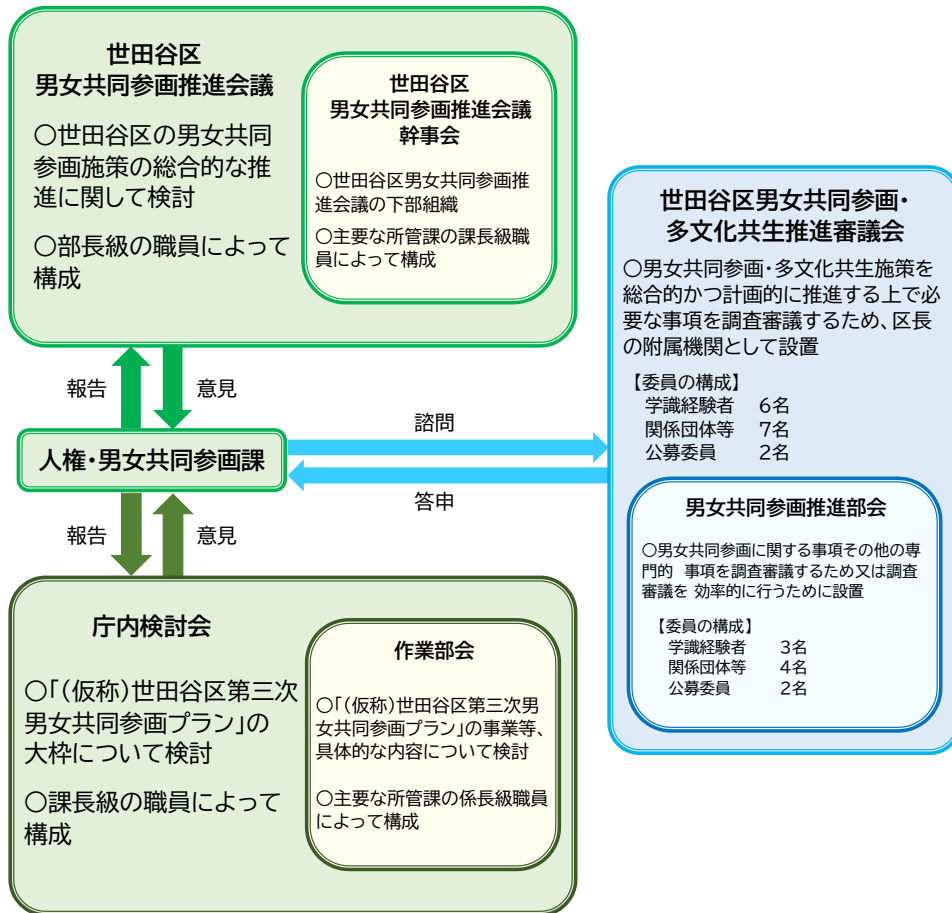
3 新プランの方向性

- (1) 次期基本計画、実施計画が令和14年度から開始となること、世田谷区基本構想が20年を迎えることを踏まえ、これと整合を図ることから、新プランの計画期間は令和9年度から令和13年度の5年間とする。
- (2) 「世田谷区第二次男女共同参画プラン」策定以降の10年間の法律、計画や方針などの制定・改正、男女共同参画に関する考え方の遷移を踏まえた、新たな体系や施策を検討する。
- (3) 国の「第6次男女共同参画基本計画」(令和8年度～令和12年度)、都の「東京都男女平等参画推進総合計画」(令和4年度～令和8年度)と区の関連計画との整合を図る。
- (4) 区が令和6年度に実施した「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」、令和7年度に実施した「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」や「職員の男女共同参画に関する意識調査」等の調査結果を基礎資料とし、検討していく。
- (5) ジェンダーによる差異や課題を可視化し、実効性のある施策につなげるため、ジェンダー統計の分析・活用の考え方を整理し、方向性を示す。併せて、性別等の収集にあたっての考え方も整理し、性的マイノリティに配慮した適切な運用を図る。

4 令和7年度における検討経過

(1) 検討体制

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づき区長の附属機関として設置される「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」や庁内の各会議体において検討を進めてきた。



(2) 検討経過

令和7年	6月 9日	第1回男女共同参画・多文化共生推進審議会
	6月24日	第1回男女共同参画推進部会
	7月22日	第2回男女共同参画推進部会
	9月 1日	第3回男女共同参画推進部会
	11月 6日	第2回男女共同参画・多文化共生推進審議会 (諮問)
令和8年	1月23日	第4回男女共同参画推進部会
	2月12日	第3回男女共同参画・多文化共生推進審議会
	3月 2日	男女共同参画推進会議

※その他、令和7年度中に庁内検討会2回、各作業部会を2回開催。

5 「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」からの主な変更点

- (1) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に定められる「市町村基本計画」として位置付ける。
- (2) 体系を精査し、基本目標を4つから3つへ変更する。
- (3) 庁内のジェンダー平等意識を醸成し、あらゆる分野にジェンダーの視点を取り入れられるよう「世田谷版ジェンダー主流化」を推進する。
- (4) その他、法律や上位計画、昨今の社会情勢を踏まえ、新たに課題設定する。

6 計画骨子の内容（資料1～3参照）

（1）第1章 計画の概要

計画策定の趣旨、性格・位置付け、期間、基本理念

（2）第2章 社会状況や国、都等の動向

社会構造の変化や現在の社会状況、社会の様々な分野における状況等

（3）第3章 推進の方向性

目指すべき社会の実現に向けた取組み

（4）第4章 計画の内容

3つの基本目標、区の推進体制に関する現状と課題、施策の方向性等

7 計画期間

令和9年度から令和13年度までの5年間

8 今後のスケジュール（予定）

令和8年	5月	区民生活常任委員会報告（計画骨子）
	6月	世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会（計画素案） 男女共同参画推進会議（計画素案）
	8月	政策会議（計画素案）
	9月	区民生活常任委員会報告（計画素案） パブリックコメント
	9～10月	らぷらすフェスタにおける意見聴取
	11月	世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会（答申） 男女共同参画推進会議（計画案）
	12月	政策会議（計画案）
令和9年	2月	区民生活常任委員会報告（計画案）
	3月	計画策定

(仮称) 世田谷区第三次男女共同参画プラン骨子案【概要版】

1 計画の概要

◆計画策定の趣旨

- 女性では家事・育児等の負担、男性では長時間労働や家族を養う経済力が求められるなど、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会構造は未だ根強く残っている。
- 特に、女性については、経済的面や身体的負担、ジェンダーに起因する暴力やハラスメントなどの問題が複合的に重なることにより、困難な状況に直面することも少なくない。
- パートナーや家族との関係性・あり方は本来、当事者の意思により自由に決められるものにも関わらず、社会の差別や偏見によりそれが制約される状況にあるため、地域社会全体で理解促進を図っていく必要がある。

区民や区内企業の意識・実態調査の結果、審議会・推進部会や庁内の作業部会での議論、区民からの意見を反映させ、「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」を策定する。

◆計画の期間

令和9年度から令和13年度までの5年間

◆計画の基本理念

(仮)一人ひとりの多様性が尊重され、誰もが自分らしいライフデザインを描くことができる ジェンダー平等社会の実現

◆計画の性格・位置付け



2 社会状況や国、都等の動向

◆国際的な潮流

- 国連SDGs目標5「ジェンダー平等の実現」
- 女子差別撤廃条約に基づく国際社会の動き
- 北京+30に向けた国際社会の動き
- デジタル社会の進展に伴う国際社会の動き

◆国の動き

- 「第6次男女共同参画基本計画」の策定(令和8年3月13日)
- 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行(令和5年6月23日)
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行(令和6年4月1日)
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」の施行(令和6年4月1日)

◆都の動き

- 「東京都男女平等参画推進総合計画」の策定(令和4年3月)
- 東京都パートナーシップ宣誓制度の運用開始(令和4年11月～)
- 第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画の策定(令和5年～9年度)
- 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画の策定(令和6年～10年度)

◆区の動き

- 世田谷区ファミリーシップ宣誓の運用開始(令和4年11月～)
- 世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針の策定(令和7年～8年度)
- 世田谷区犯罪被害者等支援条例の制定(令和7年4月～)

3 推進の方向性

◆目指すべき社会の実現に向けた取組み

- 国では「第6次男女共同参画基本計画」を策定し、SDGsの目標5ジェンダー平等の達成に向け、ジェンダー主流化を位置付けている。また、LGBT理解増進法、困難女性支援法、改正配偶者暴力防止法が施行されるなど、人権尊重とジェンダー平等の実現に向けた動向がうかがえる。
- 性別等にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担う社会(ジェンダー平等社会)を実現することが求められる。
- これまでの計画の趣旨を土台としつつ、昨今の社会通念や社会状況の変化、国際的な議論の動向を踏まえ、ジェンダー平等の社会実装に向けて、ジェンダーの視点を取り入れ、地域や行政の取組に生かしていく「ジェンダー主流化」を推進する。



性別等にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担う社会(ジェンダー平等社会)の実現

- 職場における両立支援の促進
- ジェンダーに基づく暴力・ハラスメントの防止
- 性的マイノリティへの理解促進
- 性別による賃金格差の是正
- 困難な問題を抱える女性への支援
- リプロダクティブヘルス/ライツの理解促進
- 性別にとらわれない自分らしい生き方の実現



暮らしや地域活動の中で、ジェンダーの視点を取り入れ、“偏り”や“困りごと”に気づき、見直し、アップデートしていく。

地域

地域や行政における「世田谷版ジェンダー主流化」の推進
||
ジェンダーの視点を取り入れ、地域や行政の取組みに生かしていく

行政

ジェンダー統計や各種調査等を分析・活用し、ジェンダーの視点を取り入れ、政策を立案し、実行する。

ジェンダー平等意識の醸成

4 基本目標ごとの課題と推進体制の方策

基本目標Ⅰ

ジェンダー平等の実現に向けた
総合的な取り組みの推進

課題1 ジェンダー平等の意識醸成

女性活躍は世界水準でみると政治・経済分野の遅れが課題。また、家事・育児・介護等の女性負担や男性の仕事優先意識など固定的性別役割分担意識が残り、事業者や若い世代を含めた意識啓発が求められている。

課題2 性別や年齢にとられない多様な
ライフデザインの実現と支援

新規

人生100年時代の中で、長期的視点でのライフデザインを考えることが重要。希望するワーク・ライフ・バランス実現に向けては、両立支援制度の充実や地域活動への参画支援、キャリア教育の推進も重要となる。

課題3 女性の活躍推進と就労に向けた支援

出産・子育て期の就業率低下は改善傾向にあるが、20代以降の女性の正規雇用率低下は依然として課題である。また近年の大規模自然災害に伴い、災害時の支援や避難所運営では女性を含め多様な視点の反映が引き続き重要。

課題4 男女共同参画センターらぶらすにおけるジェンダー平等の推進

令和6年度の男女共同参画に関する区民意識・実態調査では、らぶらすの認知度は17.3%に留まり、認知度向上が課題。また男女共同参画推進拠点としての取り組みの充実が求められている。

基本目標Ⅱ

あらゆる人の人権や尊厳が
守られる社会の実現

課題5 暴力やハラスメント防止の啓発

令和6年度の男女共同参画に関する区民意識・実態調査では、DV防止法を内容まで理解する人は約半数に留まる。暴力やハラスメントは許されないという認識の浸透と、最近のSNSを通じた若年層の性犯罪に即応した取り組みが重要。

課題6 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援

令和6年度の男女共同参画に関する区民意識・実態調査ではDVや性暴力、児童虐待への対応が不十分と感じる人が多い。区の配偶者暴力相談支援センターの相談件数も増加傾向で、複合的課題を抱え継続的支援を要するケースが多い。

課題7 困難な問題を抱える女性への安全確保と
自立に向けた支援

新規

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を受け、区は令和7年3月に基本的な方針を策定し取り組みを推進している。DVを含む複合的課題を抱える女性が多く、女性相談支援員の体制強化や人材育成が急務となっている。

課題8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実

区は犯罪被害者等支援条例に基づき性犯罪被害者への支援を行っているが、被害を知られる不安から相談につながりにくい傾向。都道府県のワンストップ支援センターの相談件数も増加傾向で、相談につなげる取り組みの強化が重要。

基本目標Ⅲ

多様性を認め合い、尊厳をもって
生きることができる社会の推進課題9 性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティ
への支援

令和6年度の男女共同参画に関する区民意識・実態調査によると、性的マイノリティの認知度は約95%で、区民の意識が着実に変わってきていることがうかがえる。一方、「性のあり方は個人の趣味・嗜好によるもの」という誤った認識が56.5%と高く、一層の周知・啓発に取り組む必要がある。

課題10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ
(性と生殖に関する健康/権利)の
理解促進

新規

自分も相手も大切にするため、思春期からの性に関する知識や意識の教育に加え、生涯を通じてリプロダクティブ・ヘルス/ライツについて理解し考えていくことが重要となる。

課題11 性差に応じたところと身体の健康支援

女性・男性にはそれぞれ特有の健康課題があり、女性はキャリア形成期等、男性は役職定年から定年前後に生じやすい。互いの健康課題への理解を深め、職場での仕事との両立支援を進めることが重要。

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：妊娠・出産・避妊・性感染症など、性と生殖に関わるすべてにおいて、身体的・精神的・社会的に健康で、自分自身で意思決定できる権利のこと。

区の推進体制



新規

方策1 ジェンダー平等推進のための体制整備・強化

庁内におけるジェンダー主流化とEBPM推進に向け体制を整備・強化する。ジェンダー統計を活用し根拠に基づく施策を展開するとともに、PDCAにより実施・改善を図り、庁内や地域のジェンダー平等を推進する。

方策2 職員のジェンダー平等の推進

区は区内最大規模の事業者として先駆け、すべての職員が働きやすい環境づくりを進めるとともに、女性活躍の推進や両立支援、ハラスメント防止、多様な性への理解促進に取り組む。

方策3 多様な視点や連携による施策の充実

条例に基づき、男女共同参画と多文化共生の取組状況を共有し連携して推進する。PDCAによりプランを進めるとともに、活動団体や国・都・他自治体との連携を強化し施策の充実を図る。

5 施策の方向性

基本目標 I

ジェンダー平等の実現に向けた総合的な取組みの推進

課題1 ジェンダー平等の意識醸成

■ 区民や子ども・若者世代、事業者に対して、主に固定的な性別役割分担意識の解消に関する周知・啓発を行っていく。

- ▶ 1 ジェンダー平等の実現に向けた意識啓発
- ▶ 2 子ども・若者が性別にとらわれず多様な未来を描くための意識啓発
- ▶ 3 従業員それぞれの働き方を尊重するための意識啓発

課題2 性別や年齢にとらわれない多様なライフデザインの実現と支援

新規

■ 育児、介護等の負担を軽減する支援や多様なライフデザインを描くための働き方、地域活動への参画支援、キャリア教育やライフデザイン形成支援を進め、事業者へも働きかけていく。また、ひとり親家庭への支援について、らぶらすや所管課と連携し実施する。

- ▶ 1 育児、介護等をともに社会で支えるための支援
- ▶ 2 ひとり親家庭が安心して生活できる環境づくり
- ▶ 3 多様な働き方の支援
- ▶ 4 地域活動への参画促進
- ▶ 5 子どものキャリア教育と若者のライフデザイン形成支援
- ▶ 6 働きやすい環境整備のための事業者への支援



課題3 女性の活躍推進と就労に向けた支援

■ 非正規労働者のスキルアップ支援やライフコース・ライフステージに応じた働き方の支援を行うとともに、事業者への働きかけや地域、防災分野における女性の参画を促進する。

- ▶ 1 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援
- ▶ 2 女性活躍の取組みを推進する事業者への支援
- ▶ 3 地域や防災分野における女性の参画促進

課題4 男女共同参画センターらぶらすにおけるジェンダー平等の推進

■ 有識者などからの意見聴取や相談事業の横断的な連携により、機能を充実させていくとともに、区民の主体的な活動拠点としての充実や区関係所管課などとの連携により、地域におけるジェンダー平等を推進する。

- ▶ 1 男女共同参画センター機能の充実
- ▶ 2 地域に開かれたらぶらすとしての機能の充実
- ▶ 3 区関係所管、関係機関、地域活動団体等との連携

基本目標 II

あらゆる人の人権や尊厳が守られる社会の実現

課題5 暴力やハラスメント防止の啓発

■ 暴力に関する啓発を図るとともに、アクティブ・バイスタンダーとしての意識醸成に向けた取組みを推進する。また、子どもや若者を対象にデートDVや性犯罪を主とした暴力の防止と、インターネットやSNSリテラシー向上に向けた啓発を行う。事業者に対しては、ハラスメント防止に向け、講座情報の提供や相談窓口の周知を図る。

- ▶ 1 暴力の防止と見過ごさず行動するための意識づくり
- ▶ 2 デートDVや性犯罪などの暴力の防止及びインターネットやSNSに対するリテラシー向上の啓発
- ▶ 3 職場におけるハラスメントの防止に向けた普及・啓発

課題6 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援

■ 相談しやすい環境づくりや安全確保と生活再建に向けた支援を行っていくとともに、関係機関や児童虐待防止の取組みとの連携を進め、より充実した支援を行っていく。

- ▶ 1 ニーズに応じた相談事業の実施
- ▶ 2 被害者の安全確保と生活再建に向けた支援
- ▶ 3 関係機関との連携を通じた支援の充実
- ▶ 4 被害者支援と児童虐待防止の連携

課題7 困難な問題を抱える女性への安全確保と自立に向けた支援

新規

■ 研修の体系化や専門職の設置による女性相談支援員の質の向上を図るとともに、居場所の創出や生活力の向上支援を行うなど、支援の充実を図る。また、独自の支援を強みとする民間団体や関係機関、国、都や他自治体との連携も進めていく。

- ▶ 1 女性相談支援員の体制強化及び支援の充実
- ▶ 2 居場所の創出と生活力の向上支援
- ▶ 3 関係機関や民間団体との連携
- ▶ 4 国や都、他自治体との連携

課題8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実

■ 相談窓口の周知と支援を実施していく。また、区、都との連携や特に地域医療、関係機関との連携により、地域における充実した支援を実施する。

- ▶ 1 相談窓口の周知と被害者支援
- ▶ 2 国や都、関係機関との連携



基本目標Ⅲ

多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の推進

課題9 性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援

■子ども・若者や事業者への啓発を推進し、地域における理解促進を図る。また、避難所運営や災害対応において、多様な視点の一つとして、性的マイノリティの視点を取り入れられ、適切な配慮がなされるよう、関係所管課と連携し取組みを進める。さらに、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の認知度向上に努めるとともに、性的マイノリティが直面する困難の軽減・解消に向け、相談体制や居場所づくりの充実を図る。

- ▶1 性の多様性を尊重し合える社会の実現に向けた意識の醸成
- ▶2 子ども・若者への性の多様性に関する啓発
- ▶3 安心して働くための事業者への啓発
- ▶4 防災や医療・福祉分野等における性的マイノリティに関する取組み
- ▶5 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組み
- ▶6 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの充実

課題10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の理解促進

新規

■子ども・若者へのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進に取り組むとともに、若年層だけでなく、生涯を通じてリプロダクティブ・ヘルス/ライツについて考え、学ぶ機会を創出する。

- ▶1 自分も相手も大切にするためのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進
- ▶2 生涯を通じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組み

課題11 性差に応じたところと身体への健康支援

■従業員のウェルビーイングを高めるための健康経営の重要性について、事業者へ周知・啓発していくとともに、性別やライフステージに応じた健康課題への取組みを実施する。特に、更年期障害、生理、妊活・不妊治療や自殺などの課題に着目し、取組みの充実を図る。

- ▶1 多様なライフデザインを描くための健康支援
- ▶2 従業員のウェルビーイング（多様な幸せ）を高めるための健康経営の促進



推進体制

区の推進体制

方策1 ジェンダー平等推進のための体制整備・強化

新規

■『世田谷版ジェンダー主流化』の考え方を庁内へ浸透させるため、「(仮称)ジェンダー平等ガイドライン」の策定や「ジェンダー平等アドバイザー」の設置により、推進体制を強化する。また、ジェンダー統計を活用した施策展開を行うため、統計の収集・活用の検討を進めるとともに性別情報の収集に関する考え方も一体的に整理する。

- ▶1 あらゆる分野における『世田谷版ジェンダー主流化』の推進
- ▶2 ジェンダー統計の分析・活用に基づく政策立案
- ▶3 庁内推進体制の強化
- ▶4 審議会等の女性登用率の向上

方策2 職員のジェンダー平等の推進

■職員一人ひとりにジェンダー平等の意識が根付くよう、庁内発信や研修、周知・啓発などを行っていく。また、テーマごとに、職員の意識やニーズを捉え、関係所管課と連携し、取組みを推進していく。

- ▶1 職員のジェンダー平等意識の向上
- ▶2 庁内の管理監督的立場への女性の登用
- ▶3 職員の仕事と生活の両立支援
- ▶4 職員のハラスメントの防止
- ▶5 職員の多様な性に対する理解促進

方策3 多様な視点や連携による施策の充実

■「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」や同部会の意見を踏まえながら、国、都、他自治体との連携や情報提供を通じてより充実した施策検討を行う。また、地域のステークホルダーとなる団体に対してジェンダー平等の視点をもってもらえるよう、周知・啓発していくとともに、新たに担い手となる団体を発掘・育成を進め、地域におけるジェンダー平等を推進する。

- ▶1 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」におけるフォローアップ
- ▶2 国や都、他自治体との連携強化
- ▶3 男女共同参画に関わる市民活動団体との連携・協力



「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」体系案

第2次男女共同参画プラン後期計画

(仮称)第3次男女共同参画プラン

基本目標 課題・施策

基本目標 課題・施策

基本目標Ⅰ あらゆる分野における 女性活躍	1 固定的な性別役割分担意識の解消	① 情報提供・啓発活動の充実 ② 男女共同参画に関する男性の理解の促進 ③ 教育分野における啓発 ④ 家庭や地域における男女平等教育・学習の充実 ⑤ 職場における男女平等意識の向上 ⑥ 意識調査による実態の把握と啓発
	2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進	① 事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発 ② 審議会等の女性登用率の向上 ③ 事業者への支援
	3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援	① 女性の就労・再就職支援 ② 女性のキャリア形成、キャリア教育の推進 ③ 女性が少ない分野への女性の参画支援 ④ 非正規雇用の女性等への支援
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランス の着実な推進	4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	① ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及 ② 事業者への働きかけと支援 ③ 多様な働き方の支援 ④ 男女の育児・介護休業の取得促進 ⑤ 「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発
	5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実	① 保育等の拡充 ② 育児に関するサービスの充実 ③ 子育て世代への支援 ④ 地域・地区での子育て支援 ⑤ 介護者への支援 ⑥ 男性の家事・育児・介護等への参画支援
	6 防災・地域活動等への参画促進	① 防災・災害復興の分野への女性の参画促進 ② 地域活動への参画支援 ③ 地域活動における女性リーダーの育成支援 ④ 男性の地域活動への参画支援 ⑤ 高齢者の社会参画の促進

推進の方向性
ジェンダー平等の推進
ジェンダー統計を収集・活用するとともに、あらゆる分野においてジェンダーの視点(男性、女性、性的マイノリティなど)を取り入れ、施策を展開していく
= 世田谷版ジェンダー主流化

基本目標Ⅰ ジェンダー平等の実現 に向けた総合的な 取組みの推進	1 ジェンダー平等の意識醸成	① ジェンダー平等の実現に向けた意識啓発 ② 子ども・若者が性別にとらわれず多様な未来を描くための意識啓発 ③ 従業員それぞれの働き方を尊重するための意識啓発	区民 子ども/若者/保護者/教職員 事業者
	2 性別や年齢にとらわれない多様なライフデザインの実現と支援 <新規>		
	3 女性の活躍推進と就労に向けた支援	① 育児、介護等をともに社会で支えるための支援 ② ひとり親家庭が安心して生活できる環境づくり ③ 多様な働き方の支援 ④ 地域活動への参画促進 ⑤ 子どものキャリア教育と若者のライフデザイン形成支援 ⑥ 働きやすい環境整備のための事業者への支援	区民 区民 区民 区民 子ども/若者/保護者/教職員 事業者
基本目標Ⅱ あらゆる人の 人権や尊厳が 守られる 社会の実現	4 男女共同参画センターらぶらすにおけるジェンダー平等の推進	① 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援 ② 女性活躍の取組みを推進する事業者への支援 ③ 地域や防災分野における女性の参画促進	区民 事業者 区民
	5 暴力やハラスメント防止の啓発	① 暴力の防止と見過ごさず行動するための意識づくり ② デートDVや性犯罪などの暴力の防止及びインターネットやSNSに対するリテラシー向上の啓発 ③ 職場におけるハラスメントの防止に向けた普及・啓発	区民・子ども/若者/保護者/教職員 子ども/若者/保護者/教職員 事業者
	6 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援	① ニーズに応じた相談事業の実施 ② 被害者の安全確保と生活再建に向けた支援 ③ 関係機関との連携を通じた支援の充実 ④ 被害者支援と児童虐待防止の連携	区民 区民 区民 区民
基本目標Ⅲ 多様性を認め合い、 尊厳をもって生きる ことができる 社会の構築	7 困難な問題を抱える女性への安全確保と自立に向けた支援 <新規>	① 女性相談支援員の体制強化及び支援の充実 ② 居場所の創出と生活力の向上支援 ③ 関係機関や民間団体との連携 ④ 国や都、他自治体との連携	区民 区民 区民 区民
	8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実	① 相談窓口の周知と被害者支援 ② 国や都、関係機関との連携	区民 区民
	9 性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援	① 性の多様性を尊重し合える社会の実現に向けた意識の醸成 ② 子ども・若者への性の多様性に関する啓発 ③ 安心して働くための事業者への啓発 ④ 防災や医療・福祉分野等における性的マイノリティに関する取組み ⑤ パートナーシップ・ファミリーシップ宣言の取組み ⑥ 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの充実	区民 子ども/若者/保護者/教職員 事業者 区民 区民 区民
基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、 尊厳をもって生きる ことができる 社会の構築	10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)の理解促進 <新規>	① 自分も相手も大切にするためのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進 ② 生涯を通じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組み	子ども/若者/保護者/教職員 区民
	11 性差に応じたところと身体の健康支援	① 多様なライフデザインを描くための健康支援 ② 従業員のウェルビーイング(多様な幸せ)を高めるための健康経営の促進	区民 事業者
	12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援	① 就労・災害時等における性的マイノリティへの支援 ② 区民や事業者の性的マイノリティへの理解の促進 ③ 同性パートナーシップに関する取組み ④ 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備 ⑤ 区職員・教育分野等における理解促進 ⑥ 多様な形の家族の支援	

基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントの ない社会の構築	7 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実	① 暴力の未然防止と早期発見 ② 相談体制の充実 ③ 被害者の安全確保と体制整備 ④ 被害者支援の充実 ⑤ 被害者の中長期的支援(生活再建の支援) ⑥ 被害者の子どもへの支援 ⑦ 支援体制の充実と関係機関との連携強化 ⑧ 高齢者、障害者、外国人の被害者への支援 ⑨ 男性、性的マイノリティの被害者への支援 ⑩ DV被害者支援と児童虐待防止の連携強化
	8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実	① 性犯罪・性暴力被害者への区支援 ② 国や東京都の施策との連携
	9 暴力を容認しない意識づくり	① 人権尊重と暴力防止の意識づくり ② 学校における人権教育の推進 ③ 性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり ④ 職場等におけるハラスメントの防止

基本目標Ⅱ あらゆる人の 人権や尊厳が 守られる 社会の実現	5 暴力やハラスメント防止の啓発	① 暴力の防止と見過ごさず行動するための意識づくり ② デートDVや性犯罪などの暴力の防止及びインターネットやSNSに対するリテラシー向上の啓発 ③ 職場におけるハラスメントの防止に向けた普及・啓発	区民・子ども/若者/保護者/教職員 子ども/若者/保護者/教職員 事業者
	6 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援	① ニーズに応じた相談事業の実施 ② 被害者の安全確保と生活再建に向けた支援 ③ 関係機関との連携を通じた支援の充実 ④ 被害者支援と児童虐待防止の連携	区民 区民 区民 区民
	7 困難な問題を抱える女性への安全確保と自立に向けた支援 <新規>	① 女性相談支援員の体制強化及び支援の充実 ② 居場所の創出と生活力の向上支援 ③ 関係機関や民間団体との連携 ④ 国や都、他自治体との連携	区民 区民 区民 区民
基本目標Ⅲ 多様性を認め合い、 尊厳をもって生きる ことができる 社会の構築	8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実	① 相談窓口の周知と被害者支援 ② 国や都、関係機関との連携	区民 区民
	9 性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援	① 性の多様性を尊重し合える社会の実現に向けた意識の醸成 ② 子ども・若者への性の多様性に関する啓発 ③ 安心して働くための事業者への啓発 ④ 防災や医療・福祉分野等における性的マイノリティに関する取組み ⑤ パートナーシップ・ファミリーシップ宣言の取組み ⑥ 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの充実	区民 子ども/若者/保護者/教職員 事業者 区民 区民 区民
	10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)の理解促進 <新規>	① 自分も相手も大切にするためのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進 ② 生涯を通じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組み	子ども/若者/保護者/教職員 区民

基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、 尊厳をもって生きる ことができる 社会の構築	10 性差に応じたところと身体の健康支援	① 疾病予防、健康づくりの推進 ② ところの健康対策 ③ 親子の健康支援 ④ 年代に応じた性教育の普及
	11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり	① ひとり親家庭への相談・情報提供の充実 ② ひとり親家庭の親への就労支援 ③ ひとり親家庭への生活支援 ④ ひとり親家庭の子どもへの支援
	12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援	① 就労・災害時等における性的マイノリティへの支援 ② 区民や事業者の性的マイノリティへの理解の促進 ③ 同性パートナーシップに関する取組み ④ 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備 ⑤ 区職員・教育分野等における理解促進 ⑥ 多様な形の家族の支援

基本目標Ⅲ 多様性を認め合い、 尊厳をもって生きる ことができる 社会の構築	9 性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援	① 性の多様性を尊重し合える社会の実現に向けた意識の醸成 ② 子ども・若者への性の多様性に関する啓発 ③ 安心して働くための事業者への啓発 ④ 防災や医療・福祉分野等における性的マイノリティに関する取組み ⑤ パートナーシップ・ファミリーシップ宣言の取組み ⑥ 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの充実	区民 子ども/若者/保護者/教職員 事業者 区民 区民 区民
	10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)の理解促進 <新規>	① 自分も相手も大切にするためのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進 ② 生涯を通じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組み	子ども/若者/保護者/教職員 区民
	11 性差に応じたところと身体の健康支援	① 多様なライフデザインを描くための健康支援 ② 従業員のウェルビーイング(多様な幸せ)を高めるための健康経営の促進	区民 事業者

推進体制	方策1 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の充実	① 地域と共に男女共同参画を推進するための仕組みの強化と体制の充実 ② 区民・団体・地域の支援者が主体となった多様な交流の場・機会の充実 ③ 地域との連携・利用促進のための情報発信の強化 ④ 講座・研修、情報収集・提供、相談機能の横断的展開
	方策2 区職員の男女共同参画推進	① 区職員・教職員の男女平等意識の向上 ② 庁内の管理監督的立場への女性の登用 ③ 区職員の仕事と生活の両立支援
	方策3 推進体制の整備・強化	① 「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく推進体制の整備 ② 国や都、他自治体との連携強化 ③ 男女共同参画に関わる市民活動団体の育成 ④ 市民活動団体との連携・協働の推進

区の推進体制	方策1 ジェンダー平等推進のための体制整備・強化 <新規>	① あらゆる分野における『世田谷版ジェンダー主流化』の推進 ② ジェンダー統計の分析・活用に基づく政策立案 ③ 庁内推進体制の強化 ④ 審議会等の女性登用率の向上
	方策2 職員のジェンダー平等の推進	① 職員のジェンダー平等意識の向上 ② 庁内の管理監督的立場への女性の登用 ③ 職員の仕事と生活の両立支援 ④ 職員のハラスメントの防止 ⑤ 職員の多様な性に対する理解促進
	方策3 多様な視点や連携による施策の充実	① 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」におけるフォローアップ ② 国や都、他自治体との連携強化 ③ 男女共同参画に関わる市民活動団体との連携・協力

統合

移動

新規項目立て

課題4へ

課題2へ

「(仮称) 世田谷区第三次男女共同参画プラン」
骨子案

「(仮称) 世田谷区第三次男女共同参画プラン」 骨子案

■■第1章 計画の概要■■	1
計画策定の趣旨	1
計画の性格・位置付け	2
計画の期間	4
計画の基本理念	4
■■第2章 社会状況や国、都等の動向■■	5
社会構造の動向と変化	5
社会の様々な分野における状況	6
国際的な動き	9
国の動き	10
東京都の動き	12
区の動き	13
■■第3章 推進の方向性■■	14
目指すべき社会の実現に向けた取組み	14
計画の体系	16
■■第4章 計画の内容■■	18
基本目標Ⅰ ジェンダー平等の実現に向けた総合的な取組みの推進	18
課題1 ジェンダー平等の意識醸成	20
課題2 性別や年齢にとらわれない多様なライフデザインの実現と支援	25
課題3 女性の活躍推進と就労に向けた支援	35
課題4 男女共同参画センターらぶらすにおけるジェンダー平等の推進	40
基本目標Ⅱ あらゆる人の人権や尊厳が守られる社会の実現	42
課題5 暴力やハラスメント防止の啓発	44
課題6 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援	55
課題7 困難な問題を抱える女性への安全確保と自立に向けた支援	60
課題8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実	64
基本目標Ⅲ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の推進	72
課題9 性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援	74
課題10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進	79
課題11 性差に応じたところと身体健康支援	83
区の推進体制	92
方策1 ジェンダー平等推進のための体制整備・強化	94
方策2 職員のジェンダー平等の推進	97
方策3 多様な視点や連携による施策の充実	100

■ ■ 第1章 計画の概要 ■ ■

計画策定の趣旨

平成11年（1999年）に「男女共同参画基本法」が施行されたことを受け、区では平成19年（2007年）に「世田谷区男女共同参画プラン」を初めて策定しました。

その後、平成25年（2013年）9月に議決された世田谷区基本構想では、9つのビジョンの一つとして、「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築いていく」ことが掲げられました。

この理念を踏まえ、区においては男女共同参画社会の定義を「男女だけではなく多様な性を含めたすべての人が尊重され、参画できる社会」とし、平成29年（2017年）に「世田谷区第二次男女共同参画プラン」を策定しました。

さらに、平成30年（2018年）には、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を制定し、ジェンダー平等に向けた取組みを一層推進してきました。

しかしながら、政策や方針決定過程への女性の参画の少なさや、育児・介護等のライフイベントに際して女性に家事・育児等の負担が偏る状況が見られます。一方で、男性においても長時間労働や家族を養う経済力が求められるなど、固定的な性別役割分担意識とそれに基づく社会構造は依然として根強く残っています。

特に、女性については、出産を契機とした非正規雇用化、いわゆる「L字カーブ」の問題等により、所得の向上や経済的自立が妨げられる状況が続いています。また、ジェンダーに起因する暴力やハラスメント、妊娠・出産に伴う身体的負担などが複合的に重なることで、困難な状況に直面することも少なくありません。

こうした状況を踏まえ、人権尊重やジェンダー平等に関する意識の向上とともに、困難な状況にある女性への支援の充実、「暴力やハラスメントは許されない」とする社会的認識の醸成は喫緊の課題となっています。

また、パートナーや家族の関係性やあり方が多様化していることを踏まえ、区では平成27年（2015年）11月より、全国に先駆けてパートナーシップ宣誓を開始しました。令和4年（2022年）11月からはパートナーの子どもや親を含めたファミリーシップ宣誓を開始し、「世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓」として、実施しています。

本来、パートナーや家族のあり方は、当事者の意思により自由に決められるものにも関わらず、社会の差別や偏見によりそれが制約される状況は、個人の尊厳が尊重されていないと言えます。このため、地域社会全体で理解を深めていくことが求められます。

こうしたジェンダーや性の多様性に関する課題について、地域における一人ひとりが当事者としての意識を持ち、理解を深めていくことが重要です。

「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」は、これらの課題に対し、根拠に基づく分析と検討を行いながら施策を展開し、着実に取組みを進めることで、地域におけるジェンダー平等の実現を目指すものです。

計画の性格・位置付け

- (1) この計画は、ジェンダー平等社会の実現をめざすために、区の基本的考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。
- (2) この計画は、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」第九条第1項に定める「行動計画」に該当し、第八条に定められた男女共同参画の基本的施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
- (3) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第十四条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」であり、国等の計画を踏まえるとともに、区の基本計画・実施計画・関連計画、DX推進方針等との整合性を図っています。
- (4) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第六条第2項に定められた「市町村推進計画」に該当し、基本目標Ⅰを「世田谷区女性活躍推進計画」として位置づけます。
- (5) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第二条の三第3項に定められた「市町村基本計画」に該当し、基本目標Ⅱを「世田谷区配偶者等暴力の防止及び被害者保護のための計画」として位置づけます。
- (6) この計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援法」という。）第八条第三項に定められた「市町村推進計画」に該当し、基本目標Ⅱを「世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための計画」として位置づけます。
- (7) この計画は、区の地域防災計画との整合を図りつつ、災害対策における男女共同参画を進めるための計画です。阪神淡路大震災、中越地震、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震、豪雨災害などの経験を踏まえ、平常時から地域社会における男女共同参画を推進します。

世田谷区基本構想

(20年間の公共的指針)



世田谷区基本計画

(区政運営の基本的指針/区の最上位計画)



国際的な動き

- ・女子差別撤廃条約
- ・SDGsゴール5 等

国の動き

- ・男女共同参画社会基本法
- ・第6次男女共同参画基本計画
- ・女性活躍推進法
- ・DV防止法
- ・困難女性支援法 等

東京都の動き

- ・東京都男女平等参画基本条例
- ・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
- ・東京都男女平等参画推進総合計画

計画の期間

令和9年度から令和13年度までの5年間とします。

計画の基本理念

区では、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」においては、3つの基本理念を定めています。

条例の基本理念を踏まえつつ、本計画における基本理念を以下のとおり定めます。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例 基本理念

- 全ての人々が、多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができる。
- 全ての人々が、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択することができる。
- 全ての人々が、あらゆる分野の活動においてともに参画し、責任を分かち合う。



(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン 基本理念

(仮)一人ひとりの多様性が尊重され、誰もが自分らしいライフデザインを描くことができる ジェンダー平等社会の実現

■■第2章 社会状況や国、都等の動向■■

社会構造の変化や現在の社会状況

(1) 人口と世帯構成の変化

日本の人口は平成 20 (2008) 年をピークに減少に転じており、令和 38 (2056) 年には、1 億人を下回り、9,965 万人となる見込みである。また、生産年齢人口は平成 7 (1995) 年をピークに減少傾向となり、2030 年代にはその減少がさらに加速すると推計されている。こうした背景として、令和 6 (2024) 年の出生数は、約 69 万人となり、合計特殊出生率は 1.15 と 9 年連続で低下していることが挙げられる。

一方、平均寿命をみると、女性 87.14 歳、男性 81.09 歳、死亡最頻値は女性 92 歳、男性 88 歳となっており、いわゆる人生 100 年時代を迎えている。

さらに、単独世帯割合では、昭和 45 (1970) から昭和 60 (1985) 年までは 2 割前後で推移していたが、令和 2 (2020) 年には 37.9% まで上昇している。世帯の単独化が進行する中で、とりわけ高齢者の単身世帯の増加が見込まれている。

また、令和 6 (2024) 年時点では、共働き世帯数は専業主婦世帯数の 3 倍以上となっており、妻がフルタイムで働く共働き世帯も増加傾向にあるなど、家族形態の変化とともに、働き方の構造にも変化が生じている。

(2) 意識・価値観や生活の変化と多様化

未婚の女性において仕事と家庭の両立を望む割合や、未婚の男性において将来のパートナーに対し、仕事と家庭の両立を望む割合が増加しており、若い世代を中心に意識の変化が進んでいる。

就業率については、近年、男女ともに上昇傾向にある。結婚や出産、育児等を機に、30 代前後の女性の就業率が低下する、いわゆる「M字カーブ」は改善傾向がみられる。

また、女性はライフステージに応じて働き方が変化する傾向にあり、男性においても残業のない働き方や柔軟な働き方を望む意識が高まるなど、働き方に対する価値観も変化している。

さらに、女性起業家は増加傾向にあり、起業家全体に占める割合も上昇している。有業者のうち、本業がフリーランスである者は 209 万人となり、有業者全体の 3.1% を占めるなど、多様な就業形態が広がっている。

一方で、働きながら介護を担うワーキングケアラーは増加しており、今後の高齢化の進展に伴い、その増加が見込まれる。未就学児の育児と家族の介護を同時に担うダブルケアの課題も顕在化している中、依然として家事・育児・介護の負担は女性に偏る傾向が見られる。

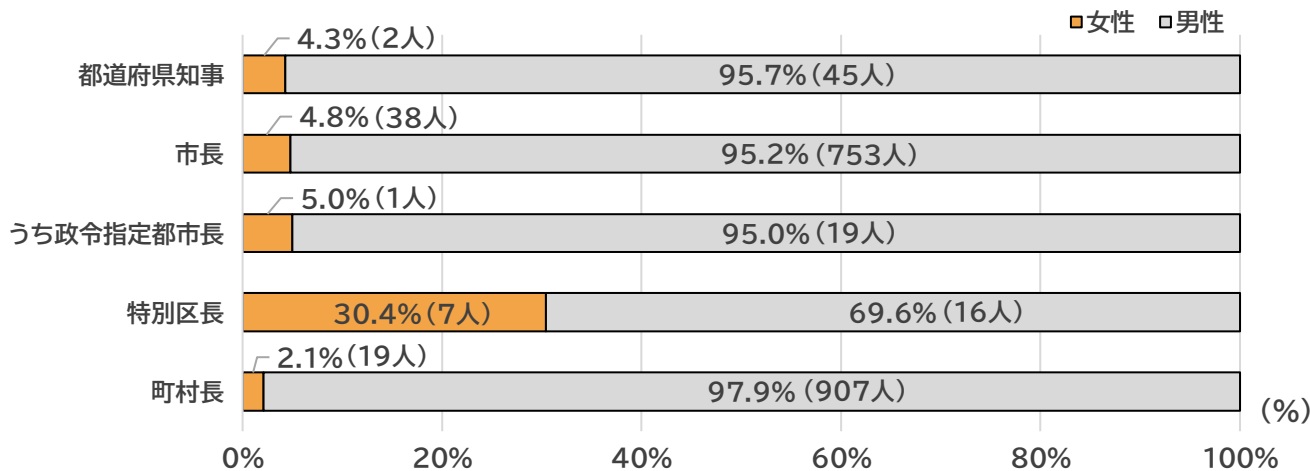
健康の観点では、女性の就業の増加、生涯出産数の減少に伴う月経回数の増加、晩婚化等による初産年齢の上昇、平均寿命の伸長などにより、女性の疾病構造が変化している。また、男性においても更年期障害がみられるほか、長時間労働による健康への影響も指摘されており、それぞれの健康課題に関する理解の促進と支援の充実が求められている。

さらに、不妊治療を希望する人は増加しており、経済的負担の軽減や、治療と仕事の両立に向けた支援の必要性が高まっている。

社会の様々な分野における状況

(1) 意思決定への参画

地方公共団体の首長について、特別区では約 30%を示しているが、特別区以外では、5%以下となっている。



資料：総務省「地方公共団体の議員及び長の所属党派別人員調」（2024 年）

また、地方議会議員の女性割合は、市区議会では 20.3%となっているが、都道府県議会では 14.6%に留まっている。212 市区町村では、女性議員ゼロとなっている。

順位	都道府県議会		順位	市区議会		順位	町村議会	
	都道府県	女性割合		都道府県	女性割合		都道府県	女性割合
1	東京都*	33.1%	1	東京都*	35.0%	1	大阪府	31.8%
2	香川県	22.5%	2	埼玉県*	27.9%	2	神奈川県	24.9%
3	京都府*	22.4%	3	神奈川県	26.0%	3	新潟県*	22.3%
4	岡山県*	21.8%	4	京都府*	25.2%	4	埼玉県*	21.1%
5	鹿児島県*	19.6%	5	大阪府	25.1%	5	山口県*	19.7%
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	42	島根県*	11.8%	⋮	⋮	⋮
43	愛知県*	7.1%		大分県*		43	富山県*	9.3%
44	愛媛県*	6.7%	44	熊本県*	11.4%	44	鹿児島県*	9.3%
45	福井県*	5.9%	45	秋田県*	11.3%	45	福井県*	8.9%
46	山梨県*	5.6%	46	石川県*	11.1%	46	山梨県*	7.8%
47	大分県*	4.7%	47	長崎県*	9.4%	47	青森県*	5.8%
全国	14.6%		全国	20.3%		全国	14.1%	

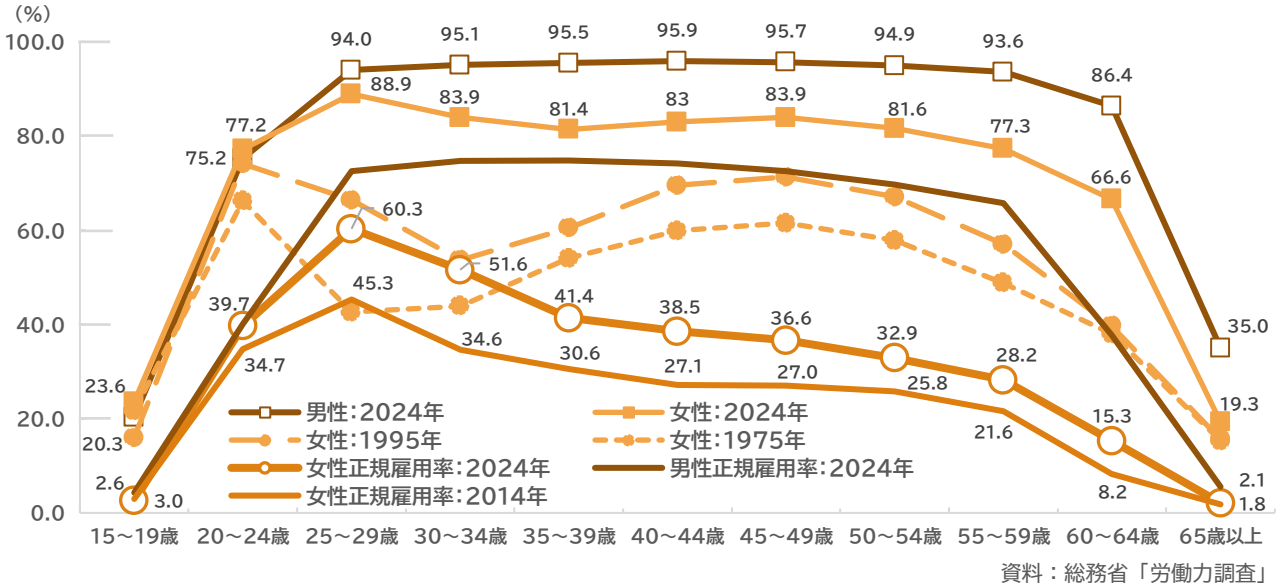
注：*は女性議員がゼロの市区町村議会がある都道府県

資料：総務省「地方公共団体の議員及び長の所属党派別人員調」（2024 年）

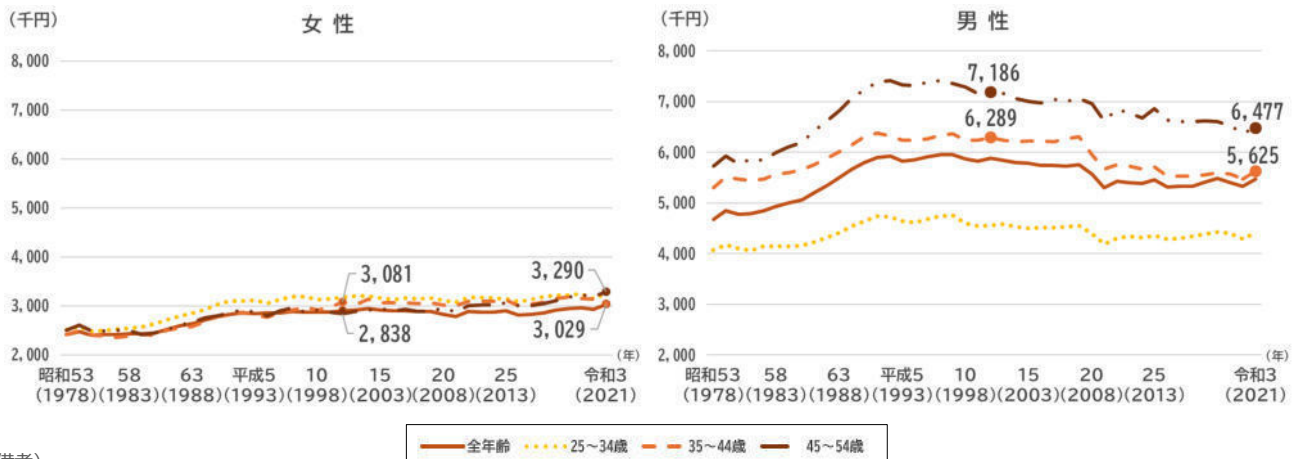
(2) 労働と所得

就業する女性が結婚、出産、育児により 30 代前後で減少する年齢階層別労働力比率の M 字カーブは徐々に解消されてきている。

しかし、年齢階級別正規雇用率は、25～29 歳の 59.7% をピークに低下し、30 代、40 代などは非正規雇用が中心となる、いわゆる「L 字カーブ」の状況がみられる。



男性が年齢の高まりとともに、平均給与額が上昇していくのに対し、女性ではその傾向が見られない。また、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査（2024 年）」によると、男女間の賃金格差は縮小傾向にあるが、女性は男性の 75.8% に留まっている。



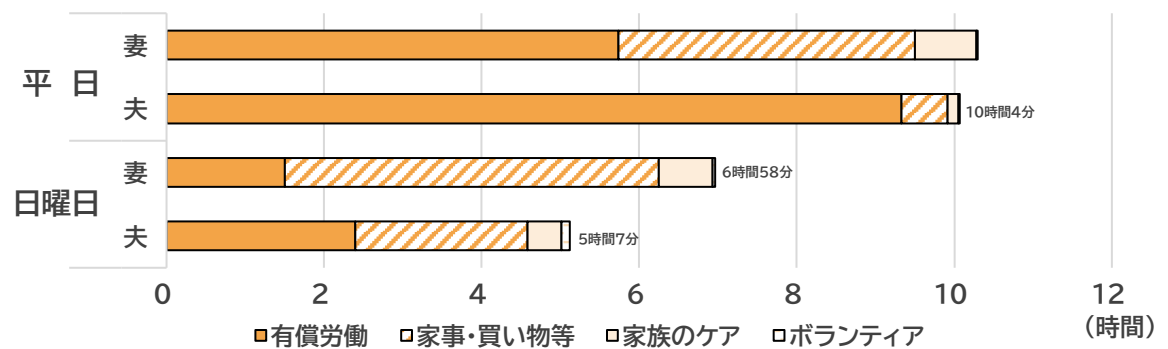
1. 国税庁「民間給与実態調査」より作成。
2. 1 年を通じて勤務した給与所得者の平均給与を令和 2（2020）年基準の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で補正して作成。
3. 平均給与は、給与支給総額を給与所得者数で除したもの。
4. 給与支給総額は、各年における 1 年間の支給総額（給料・手当及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額である。）で、通勤手当等の非課税分は含まない。なお、役員の賞与には、企業会計上の役員賞与のほか、税法上役員の賞与と認められるものも含まれている。

資料：内閣府「令和 5 年度男女共同参画白書」

■■社会状況や国、都等の動向■■

「有償労働」を見ると夫が妻を上回っているが、「家事・買い物等」や「家族のケア」を見ると妻が夫を大きく上回る状況となっている。

総じて、共働き世帯の有償労働と無償労働の時間の合計は妻の方が長い状況となっている。



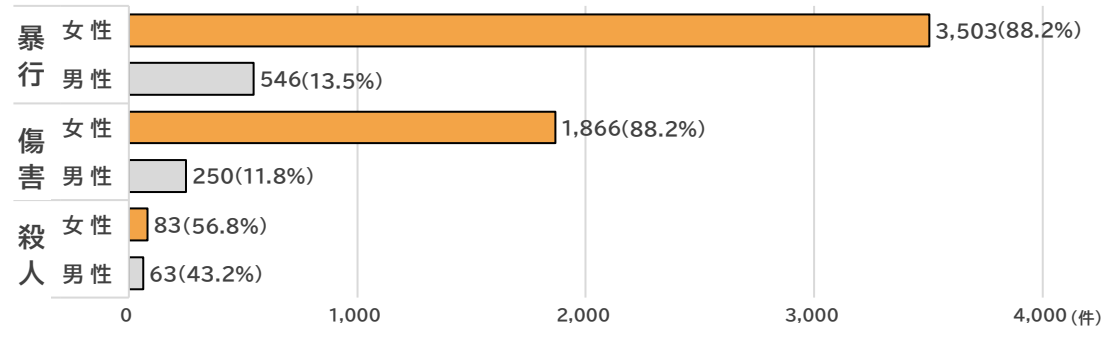
資料：総務省「社会生活基本調査」(2021年)

(3) ジェンダーに基づく暴力

暴力は、個人の尊厳を踏みにじる行為であり、暴力の根絶は男女共同参画社会の実現に向けた喫緊の課題となっている。

とりわけ、女性に対する暴力は、その背景に社会におけるこれまでの固定観念や偏見等が存在しており、それらを取り除いていくためには、男女間の格差を是正し、ジェンダー平等の意識を根付かせていくことが重要となる。

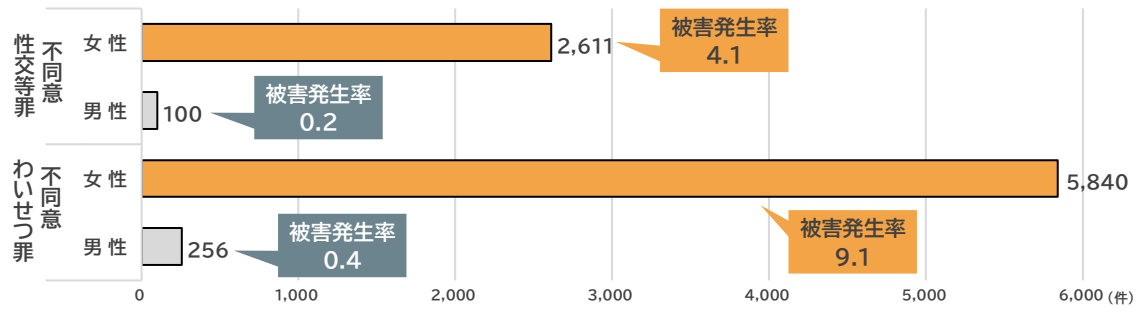
配偶者間における犯罪(殺人、傷害、暴行)の被害者の男女別検挙件数を見ると、暴行・傷害による被害者は、女性が9割となっている。



注:「配偶者」には、元配偶者、事実婚の関係にある交際相手を含む。

資料：警察庁「配偶者間における犯罪(殺人、傷害、暴行)の被害者の男女別 検挙件数」(2024年)

また、女性を被害者とする不同意性交等罪の認知件数は年間2,611件であり、不同意わいせつ罪は年間5,840件と、男性と比較すると圧倒的に件数が多い状況となっている。



注1:被害発生率は、人口10万人あたりの認知件数

注2:2023年7月施行の刑法改正により「強制性交等罪」は「不同意性交等罪」、「強制わいせつ罪」は「不同意わいせつ罪」に罪名が変わった

資料：法務省「令和6年版犯罪白書」(2023年)

国際的な動き

(1) 国連SDGs目標5「ジェンダー平等の実現」

平成27年(2015年)9月に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)では、ゴール5として「ジェンダー平等の実現とすべての女性と女児のエンパワーメントを図る」を掲げるとともに、これらはすべての目標達成に必要な不可欠な要素であることが明示された。性別にかかわらず個人が能力を発揮し、活躍できる社会の実現が国際社会における重要な共通課題となっている。

(2) 女子差別撤廃条約に基づく国際社会の動き

昭和54(1979)年に国連で採択された「女子差別撤廃条約」に基づき、女子差別撤廃委員会(CEDAW)は各国の取組状況を定期的に審査し、勧告を行っている。日本に対する第9回政府報告の最終見解では、ジェンダー平等の実現に向けた課題が指摘されており、今後の第10回政府報告の審査動向も含め、国際的な視点を踏まえた取組みの推進が求められている。

(3) 北京+30に向けた国際社会の動き

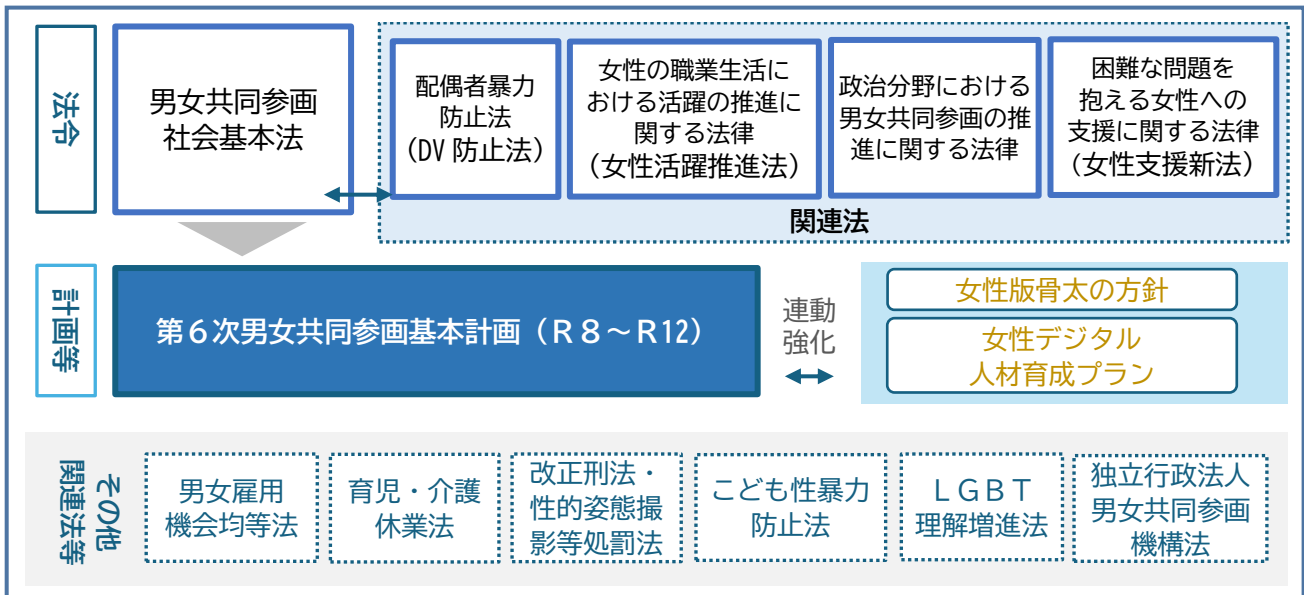
第4回世界女性会議において宣言・採択され、男女共同参画・女性活躍の国際的な基準となっている「北京宣言・行動綱領」が、2025年に採択から30年を迎えたことを受け、令和6(2024)年11月に国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)が開催され、アジア太平洋地域の取組のレビューが行われるとともに、令和7(2025)年3月の第69回国連女性の地位委員会(CSW)において、世界的なレビューが行われた。北京+30を契機に、ジェンダー平等の推進に向けた国際的な議論が改めて進められている。

(4) デジタル社会の進展に伴う国際社会の動き

近年の国連女性の地位委員会(CSW)では、デジタル社会におけるジェンダー平等の推進が重要な議題として取り上げられている。令和5(2023)年の第67回会合においては主要テーマとされ、デジタル社会の構築にジェンダーの視点を反映する必要性が示されるとともに、オンライン上の暴力やデジタル分野におけるジェンダーギャップなどへの対応の重要性が確認された。また、G7やG20の首脳宣言においても、デジタル分野の男女格差の是正や女性の経済参画の推進が課題として確認されており、デジタル社会の進展に対応したジェンダー平等の推進が国際的に求められている。

国の動き

(1) 国の法令・計画等の状況



(2) 男女共同参画社会基本法

「男女共同参画社会基本法」は男女が社会の対等な構成員として、互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すために平成11（1999）年6月に公布・施行された。基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調の5つが掲げられている。

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴い、独立行政法人男女共同参画機構の役割や連携及協働の促進、人材の確保等について一部改正があった。また、合わせて、「男女共同参画センター」の運用等について新たに附帯決議が付された。

(3) 第6次男女共同参画基本計画の策定（計画期間 令和8年～12年）

国では「男女共同参画社会基本法」に基づき、令和8（2026）年3月に「第6次男女共同参画基本計画」が閣議決定された。第6次計画では、「女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現」のため、令和7（2025）年に改正された女性活躍推進法に基づく情報公表の取組の充実、各種ハラスメント対策の強化、仕事と健康課題の両立支援、テクノロジーの進展と利活用の広がりをつまえた男女共同参画の推進、令和6年能登半島地震等を踏まえた災害対応への男女共同参画の視点導入、地域における男女共同参画の取組みなどを強化しながら取り組み、さらに、EBPMの観点を踏まえた、成果目標の達成状況や取組みの進捗状況の点検を行いながら、更なる取組みを促していくとしている。

(4) 男女共同参画に関する各種法制度の整備

●LGBT理解増進法

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が令和5（2023）年6月23日に公布・施行された。誰もが性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、多様性に寛容な社会の実現を目的としている。また、国、地方公共団体及び事業主等は知識の普及や相談体制の整備について努めることが定められている。

●困難女性支援法

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6（2024）年4月1日から施行された。性的な被害や家庭・地域社会との関係性や状況、その他の事情により困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るための法律で、従来の売春防止法から婦人保護事業を抜き出し刷新したものである。また、国の基本方針を踏まえ、都道府県には施策計画の作成が義務づけられ、市町村には努力義務が定められている。

●改正配偶者暴力防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」が令和6（2024）年4月1日から施行された。改正の主な内容は、被害者へのつきまとい等を禁止する命令を発令する制度である保護命令制度の拡充として、精神的な暴力への対象拡大や、子どもへの接近禁止期間の伸長などが定められたほか、違反への刑罰化が加わった。また、国の基本方針や都道府県の計画に「関係機関の連携協力」「被害者の自立支援のための施策」について明記することや協議会の法定化も規定された。

東京都の動き

(1) 東京都の条例・計画等の状況



(2) 東京都男女平等参画推進総合計画の改定に当たっての基本的考え方について（答申）

次期計画に向けては令和8（2026）年4月に答申がとりまとめられ、引き続き、自らが希望する生き方を選択できるという視点を軸に「自分らしく生きていく」「女性がいいき働ける」「ささえる、ひろめる」「配偶者暴力対策」を方向性として位置付けるとしている。

(3) 東京都パートナーシップ宣誓制度の運用開始

多様な性への理解を深め、性的マイノリティの人々が暮らしやすい環境づくりにつなげる制度として、令和4（2022）年11月1日より東京都パートナーシップ宣誓制度の運用が始まった。

(4) 第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画の策定

（計画期間 令和5年度～令和9年度）

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を踏まえ、「第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が令和5（2023）年3月に策定された。「東京都パートナーシップ宣誓制度」が正式に位置づけられたほか、相談体制や連携などの面で強化された計画となっている。

(5) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画の策定

（計画期間 令和6年度～令和10年度）

東京都では、国の「困難女性支援法」及び「基本的な方針」の内容を踏まえ、「困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開していくための計画」を令和6（2024）年3月に策定した。本計画では、対象者の把握から地域での自立までの多様な支援を切れ目なく包括的に提供するとともに、本人の意思や意向を最大限尊重した支援の実施、同伴児童へのサポートの強化、困難な課題を抱える若年女性への支援、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設を軸とした支援基盤の充実・強化と民間団体や関係機関との円滑な連携・協働の推進に取り組むことが明記されている。

区の動き

(1) 世田谷区ファミリーシップ宣誓の運用開始

多様な家族のあり方を尊重するため、性的マイノリティカップルの子どもや親を含め宣誓することができる「世田谷区ファミリーシップ宣誓」を令和4（2022）年11月1日から開始した。「世田谷区パートナーシップ宣誓」の取組みと併せ、「世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓」として実施している。

(2) 世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針の策定 (方針の期間 令和7年度～令和8年度)

国は令和4年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を制定した（令和6（2024）年4月施行）。これを受け区では、国から求められる支援の内容等に基づき、区の女性相談支援の窓口はもとより、各部署で行っている事業について、女性への支援の視点から初めて現状や課題をまとめるとともに、今後の女性支援の方向性を示すため、令和7（2025）年3月に「世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本的方針」という。）」を策定し、方針を踏まえた取組みを推進している。

(3) 世田谷区犯罪被害者等支援条例の制定

犯罪被害に遭った方とその家族等の早期回復や生活再建に向けた支援を行うため、令和7（2025）年4月に「世田谷区犯罪被害者等支援条例」と運用方針を策定した。

条例及び運用方針に基づき、庁内の関係所管課や関係機関と連携しながら、相談支援、経済支援、居住支援、日常生活支援などを行っている。

■■■第3章 推進の方向性■■■

目指すべき社会の実現に向けた取組み

区では、平成30年4月に「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を制定し、「世田谷区第二次男女共同参画プラン（及び後期計画）」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進してきました。

この間、国においては「第6次男女共同参画基本計画」が策定され、持続可能な開発目標（SDGs）の目標5〔性別に関わらず平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めてゆくこと（ジェンダー平等）の実現〕の達成に向け、政府が行うあらゆる取組みにおいて常にジェンダー平等及びジェンダーの視点を確保し施策へ反映していくこと（ジェンダー主流化）を位置付けました。また、国際社会における普遍的価値である人権の尊重、ジェンダー平等の実現及びジェンダー主流化の視点をあらゆる取組みの中に反映するとしています。さらに、令和5（2023）年6月にはLGBT理解増進法が、令和6（2024）年4月には困難女性支援法及び改正配偶者暴力防止法が施行されるなど、人権尊重とジェンダー平等の実現に向けた動向がうかがえます。

一方で、社会的・文化的に形成された性別像〔性自認や性的指向を含む〕（ジェンダー）に起因する様々な困難さ、性の多様性に関する差別や偏見は、解消に向けて、少しずつ理解が進んできているものの、地域社会や様々な組織において根強く存在し、誰もが多かれ少なかれ影響を受けていると考えられます。

男女に限らず、多様な性を含めた全ての人が、区政や地域の意思決定に参画し、望む仕事を通じて経済的に自立するとともに、福祉等の社会的なサービスを利用し、文化や芸術にふれ学ぶことができるなど、性別等にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担う社会（ジェンダー平等社会）の実現が求められています。

その実現に向けて、まずは区職員一人ひとりがジェンダー平等の意識を持ち、施策を展開していくことが重要です。加えて、地域においても、区民は日常の行動やコミュニケーションの中で、また事業者等は従業員が働きやすい職場環境の整備や事業活動を通じて、ジェンダー平等の視点を取り入れ、継続的に見直しを行っていくことが求められます。

こうした考え方を踏まえ、本計画では、これまでの計画の趣旨を土台としつつ、昨今の社会通念や社会状況の変化、国際的な議論の動向を踏まえ、ジェンダー平等の社会実装に向けて、ジェンダーの視点を取り入れ、地域や行政の取組みに生かしていく「ジェンダー主流化」を推進します。

※下線箇所は、「世田谷版」として用語を整理しています。

性別等にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担う社会(ジェンダー平等社会)の実現



区における5年間の取組み

具体的な取組み内容、数値目標については素案にて反映予定



計画の体系

基本目標	課題（案）
<p>基本目標Ⅰ</p> <p>ジェンダー平等の実現に向けた総合的な取組みの推進</p>	<p>課題1 ジェンダー平等の意識醸成</p>
	<p>課題2 性別や年齢にとられない多様なライフデザインの実現と支援</p>
	<p>課題3 女性の活躍推進と就労に向けた支援</p>
	<p>課題4 男女共同参画センターらぶらすにおけるジェンダー平等の推進</p>
<p>基本目標Ⅱ</p> <p>あらゆる人の人権や尊厳が守られる社会の実現</p>	<p>課題5 暴力やハラスメント防止の啓発</p>
	<p>課題6 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援</p>
	<p>課題7 困難な問題を抱える女性への安全確保と自立に向けた支援</p>
	<p>課題8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実</p>
<p>基本目標Ⅲ</p> <p>多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の推進</p>	<p>課題9 性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援</p>
	<p>課題10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の理解促進</p>
	<p>課題11 性差に応じたところと身体への健康支援</p>

区の推進



- 方策1 ジェンダー平等推進のための体制整備・強化**
- 1 あらゆる分野における『世田谷版ジェンダー主流化』の推進
 - 2 ジェンダー統計の分析・活用に基づく政策立案
 - 3 庁内推進体制の強化
 - 4 審議会等の女性登用率の向上

施策（案）

<ul style="list-style-type: none"> 1 ジェンダー平等の実現に向けた意識啓発 2 子ども・若者が性別にとらわれず多様な未来を描くための意識啓発 3 従業員それぞれの働き方を尊重するための意識啓発
<ul style="list-style-type: none"> 1 育児、介護等をともに社会で支えるための支援 2 ひとり親家庭が安心して生活できる環境づくり 3 多様な働き方の支援 4 地域活動への参画促進 5 子どものキャリア教育と若者のライフデザイン形成支援 6 働きやすい環境整備のための事業者への支援
<ul style="list-style-type: none"> 1 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援 2 女性活躍の取組みを推進する事業者への支援 3 地域や防災分野における女性の参画促進
<ul style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画センター機能の充実 2 地域に開かれたらぶらすとしての機能の充実 3 区関係所管、関係機関、地域活動団体等との連携
<ul style="list-style-type: none"> 1 暴力の防止と見過ごさず行動するための意識づくり 2 デートDVや性犯罪などの暴力の防止及びインターネットやSNSに対するリテラシー向上の啓発 3 職場におけるハラスメントの防止に向けた普及・啓発
<ul style="list-style-type: none"> 1 ニーズに応じた相談事業の実施 2 被害者の安全確保と生活再建に向けた支援 3 関係機関との連携を通じた支援の充実 4 被害者支援と児童虐待防止の連携
<ul style="list-style-type: none"> 1 女性相談支援員の体制強化及び支援の充実 2 居場所の創出と生活力の向上支援 3 関係機関や民間団体との連携 4 国や都、他自治体との連携
<ul style="list-style-type: none"> 1 相談窓口の周知と被害者支援 2 国や都、関係機関との連携
<ul style="list-style-type: none"> 1 性の多様性を尊重し合える社会の実現に向けた意識の醸成 2 子ども・若者への性の多様性に関する啓発 3 安心して働くための事業者への啓発 4 防災や医療・福祉分野等における性的マイノリティに関する取組み 5 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組み 6 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの充実
<ul style="list-style-type: none"> 1 自分も相手も大切にするためのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進 2 生涯を通じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組み
<ul style="list-style-type: none"> 1 多様なライフデザインを描くための健康支援 2 従業員のウェルビーイング（多様な幸せ）を高めるための健康経営の促進

体制

方策2 職員のジェンダー平等の推進

- 1 職員のジェンダー平等意識の向上
- 2 庁内の管理監督的立場への女性の登用
- 3 職員の仕事と生活の両立支援
- 4 職員のハラスメントの防止
- 5 職員の多様な性に対する理解促進

方策3 多様な視点や連携による施策の充実

- 1 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」におけるフォローアップ
- 2 国や都、他自治体との連携強化
- 3 男女共同参画に関わる市民活動団体との連携・協力

■■第4章 計画の内容■■

基本目標 I

ジェンダー平等の実現に向けた
総合的な取組みの推進

基本目標Ⅰ ジェンダー平等の実現に向けた総合的な取組みの推進

- ◇「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成すること」を目標としている。
- ◇世田谷区においても「世田谷区基本計画」では「多様性の尊重」を掲げ、一人ひとりが自分らしく生き、全ての人が尊重される社会の実現に向け、多様性を認め合うとともに、人権課題への理解を深め、あらゆる人権侵害の根絶を目的としている。
- ◇一人ひとりが性別にとらわれることなく、自分らしいライフデザイン*を描き、個性や能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指していく。

■課題・施策の体系■

課題（案）	施策（案）
課題1 ジェンダー平等の意識醸成	1 ジェンダー平等の実現に向けた意識啓発 2 子ども・若者が性別にとらわれず多様な未来を描くための意識啓発 3 従業員それぞれの働き方を尊重するための意識啓発
課題2 性別や年齢にとらわれない 多様なライフデザインの実現と支援	1 育児、介護等をともに社会で支えるための支援 2 ひとり親家庭が安心して生活できる環境づくり 3 多様な働き方の支援 4 地域活動への参画促進 5 子どものキャリア教育と若者のライフデザイン形成支援 6 働きやすい環境整備のための事業者への支援
課題3 女性の活躍推進と就労に向けた支援	1 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援 2 女性活躍の取組みを推進する事業者への支援 3 地域や防災分野における女性の参画促進
課題4 男女共同参画センターらぶらす におけるジェンダー平等の推進	1 男女共同参画センター機能の充実 2 地域に開かれたらぶらすとしての機能の充実 3 区関係所管、関係機関、地域活動団体等との連携

*ライフデザイン：将来のライフイベント（進学、就職、結婚・育児、住宅の確保、資産の形成、老後など）について、自分の価値観に基づいた選択ができるように、自分の考え方や見通しを整理する事で、自分にとって納得できる生き方を見つける方法のこと。

課題1 ジェンダー平等の意識醸成

■現状と課題■

- 国においては、平成15年（2003年）に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるように期待する」との目標を掲げ、女性活躍推進に取り組んできたが、経済、政治など未だ目標に達しない分野もあり、継続的な取り組みが求められる。
- 女性の活躍を阻害している要因には、固定的な性別役割分担意識*、性差に関する偏見やさまざまな社会制度・慣行があると考えられる。女性への家事・育児・介護等の負担は大きく、仕事と育児や介護といったライフイベントとの両立が難しい状況にある。そのため、キャリア形成の遅延や中断せざるを得ない場合が多い。令和6年度「区民意識・実態調査」では、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を否定する回答は約9割となっているが、性別で見ると女性の回答が男性を9ポイント上回っており、男女の意識には差がある。
- 男性は、家庭生活より家族を養う経済力が重視され、仕事を優先すべきといった、固定的な性別役割分担意識に基づく負担が大きく、男性のワーク・ライフ・バランスの現実には、「仕事」と「家庭生活」をともに優先したいとの希望とは乖離したものとなっており、長時間労働や育児休業を取りづらい職場環境の改善が課題となっている。
- これまで取り組んできた固定的な性別役割分担意識の解消は今後も継続していく必要がある。そのためには、次世代を担う若い世代への意識啓発が重要である。
- また、事業者に対して意識啓発や職場環境の整備を働きかけていくことが求められている。

*固定的な性別役割分担意識：例えば「男性は仕事、女性は家庭（家事・育児・介護）」などといった性別を理由にして役割を分ける考え方のこと。

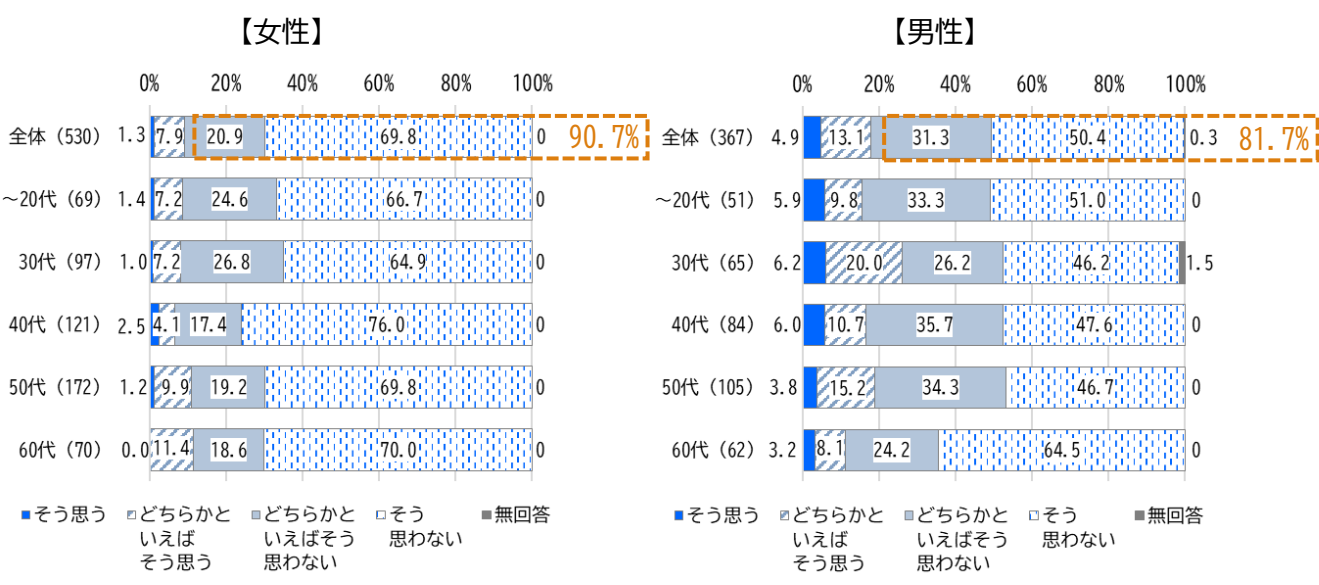
①「男は仕事、女は家庭」という考え方（固定的な性別役割分担意識）に対する現況

	(%)	
	肯定派	否定派
家事は女性の仕事だから、共働きでも女性がする方がよい	6.7	93.0
家庭や職場において、男性は女性以上に責任を負っている	41.3	58.6
「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感する	12.8	87.0

※灰地:多数派

※《肯定派》
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の両者を合わせた割合

※《否定派》
「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の両者を合わせた割合



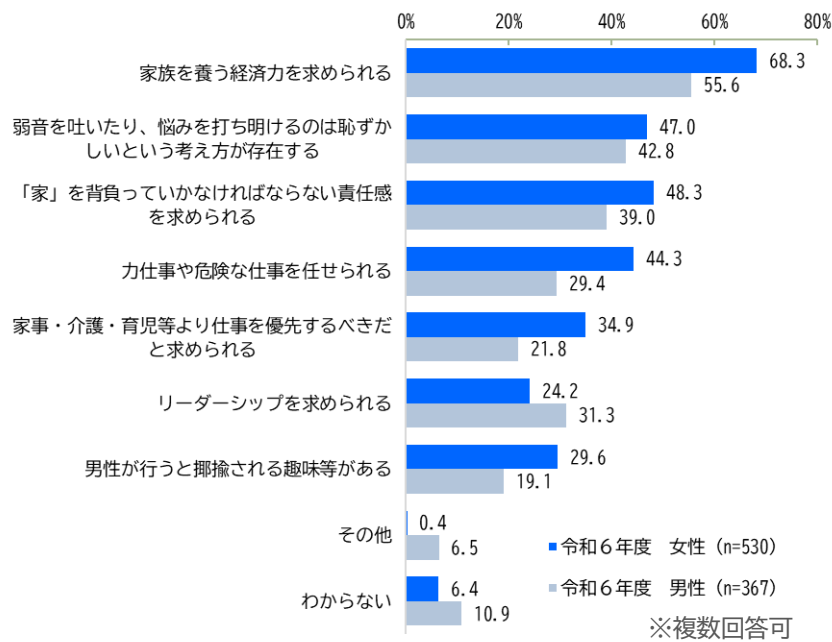
資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6(2024)年度）

令和6年度「区民意識・実態調査」によれば、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に対する《否定派》の割合は87.0%であるものの、性別で見ると女性が男性を大きく上回っている。

② 若年層の「男は仕事、女は家庭」という考え方（固定的な性別役割分担意識）に対する意識

令和8年度区民意識調査実施予定

③ 「男性である」がゆえに生じる、男性特有の負担感や生きづらさ

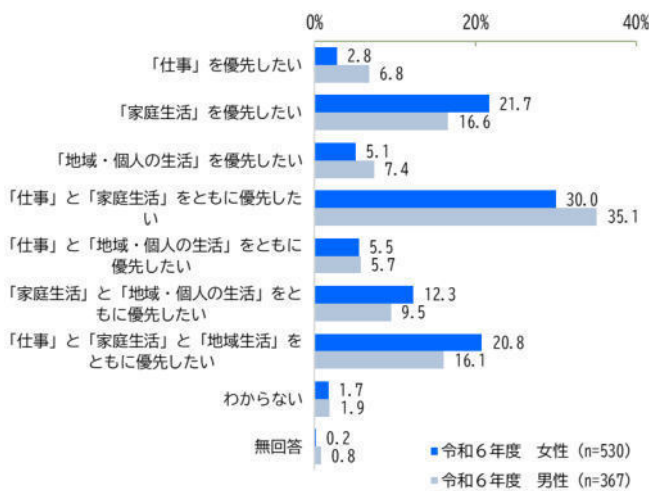


資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6(2024)年度）

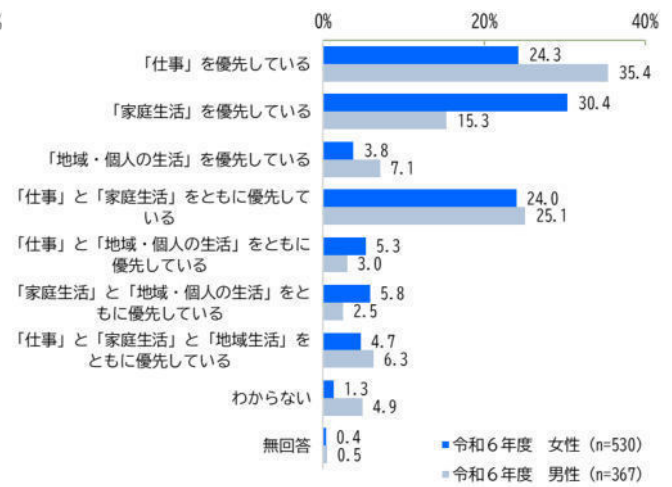
令和6年度「区民意識・実態調査」によれば、男性は男性特有の負担感や生きづらさとして、「家族を養う経済力」や『「家」を背負っていかなければならない責任感を求められる』を挙げており、併せて、「弱音を吐いたり、悩みを打ち明けるのは恥ずかしいという考え方が存在する」を挙げる割合も高い。男性においても固定的な性別役割分担意識に基づく社会的な負担が生じている中、悩みを打ち明けられない状況がうかがえる。

④「ワーク・ライフ・バランス」に関する希望と現実

「ワーク・ライフ・バランス」の希望



「ワーク・ライフ・バランス」の現実



資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6(2024)年度）

令和6年度「区民意識・実態調査」によれば、「ワーク・ライフ・バランス」に関する希望として、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい』、『「家庭生活」を優先したい』、『「仕事」と「家庭生活」と「地域生活」をともに優先したい』の順に男女ともに割合が高いのに対し、「ワーク・ライフ・バランス」に関する現実として、女性は『「家庭生活」を優先している』、『「仕事」を優先している』、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先している』の順に割合が高く、男性は『「仕事」を優先している』、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先している』、『「家庭生活」を優先している』の順に割合が高かった。

固定的役割分担意識の解消は徐々に進んでいるものの、実態としては、依然として女性は家庭中心、男性は仕事中心の生活となっている。男女がともに希望する『「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい』を実現するためには、個人への意識啓発だけでなく、事業者への周知・啓発も重要となる。

■施策の方向性■

1 ジェンダー平等の実現に向けた意識啓発

自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる地域社会の実現に向け、引き続き、固定的な性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランスに関する周知・啓発等を行っていく。

2 子ども・若者が性別にとらわれず多様な未来を描くための意識啓発

子ども・若者が、性別にとらわれず自由に考え、自分らしい人生選択ができるようになるため、また、ジェンダー平等の実現に向けた、次世代を担うひとりとなっていくために、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた周知・啓発を行っていく。

3 従業員それぞれの働き方を尊重するための意識啓発

従業員が従来の慣行に基づく働き方から、ワーク・ライフ・バランスの取れた働き方へ転換していくために、個人への意識啓発だけでなく、事業者に対して固定的な性別役割分担意識解消及びワーク・ライフ・バランスに関する周知・啓発を行っていく。

課題2 性別や年齢にとらわれない多様なライフデザインの実現と支援

■現状と課題■

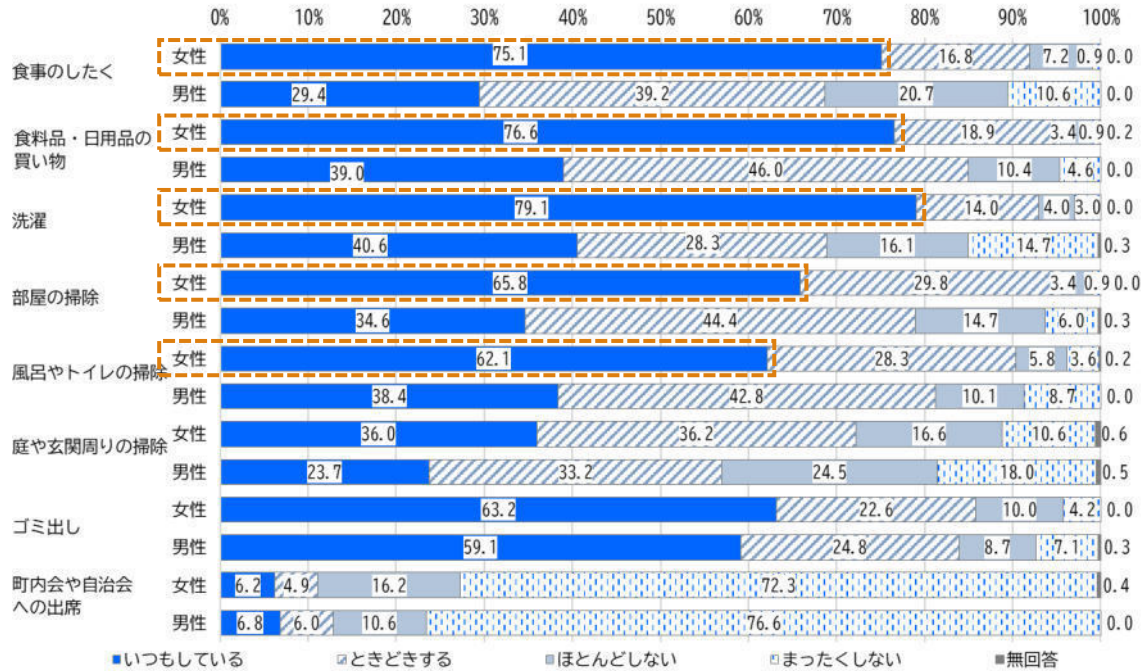
- 現在、我が国の総人口は少子高齢化により減少傾向で、平均寿命は男女ともに80歳を超え、90歳に迫る勢いであり、まさに人生100年時代を迎えている。また、高齢者の独居率が上昇するなど、社会状況が大きく変化する中、長期的な視点でライフデザインを考えていくことが重要となる。
- 共働き世帯が増加する中、ワーク・ライフ・バランスの実現には課題が多く、依然として家事・育児・介護の負担は女性に偏る傾向にある。令和6年度「区民意識・実態調査」では、女性は「保育サービスや介護サービスなど、育児・介護に関する社会的サポートの充実」を望む回答が最も多かった。一方、男性は「長時間勤務の見直し」を望む回答が最も多く、男性の育児休業制度も「収入が減少する」ことを理由に利用しないことを選択する人が多い。
- 高齢化が進み介護の問題が増大している。特に、50歳前後の世代では、ワーキングケアラー*となることや、離職を余儀なくされ、ミッシングワーカー*となるおそれがある。
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、令和7年度「区内企業の意識・実態調査」で「仕事の見直しや長時間労働の削減」が重要と考える企業は5割を超えており、実際に取り組んでいる企業も5割近くとなっている。
- それぞれのワーク・ライフ・バランスを実現させていくには、多様化する個人の生活スタイルや雇用形態にとらわれない多様な働き方が選択できるよう、出産・育児・介護に関する社会保障制度の充実や支援体制の整備が求められている。
- また、女性や若者など様々な人材が地域活動に参画することは、多様性が尊重される地域社会づくり、誰もが暮らしやすい、働きやすい地域社会づくりの推進につながる。
- 区民それぞれの多様なライフデザインを実現させるために、支援の充実を図り、仕事や地域活動でも個人の能力や個性が発揮できるよう、子どもの頃からのキャリア教育を充実させ、働きやすい職場環境の整備の促進・支援を図っていくことが必要である。

*ワーキングケアラー：家族や親族の介護をしながら、仕事をしている人のこと。

*ミッシングワーカー：求職活動をしないことにより、完全失業者数に含まれず、雇用統計などで把握できない（見えない）人のこと。

仕事と生活の両立の現況

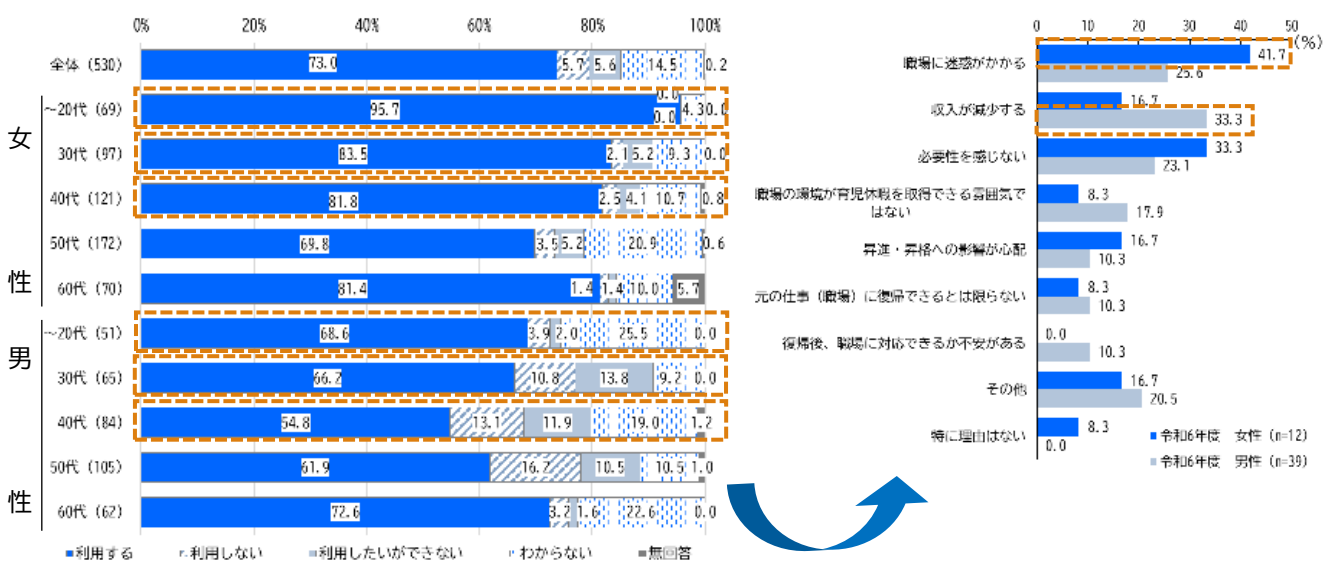
① 家事をいつもしている人の割合



資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6(2024)年度)

令和6年度「区民意識・実態調査」によれば、家事をしている人の割合として、「食事のしたく」、「食料品・日用品の買い物」、「洗濯」、「部屋の掃除」、「風呂やトイレの掃除」については、女性が行っている割合が圧倒的に多い。男性が家事を行う割合が上昇している状況ではあるが、依然として女性が家事の大部分を担っている。

② 配偶者（事実婚やパートナーを含む）が出産する場合、育児休業制度を利用するか

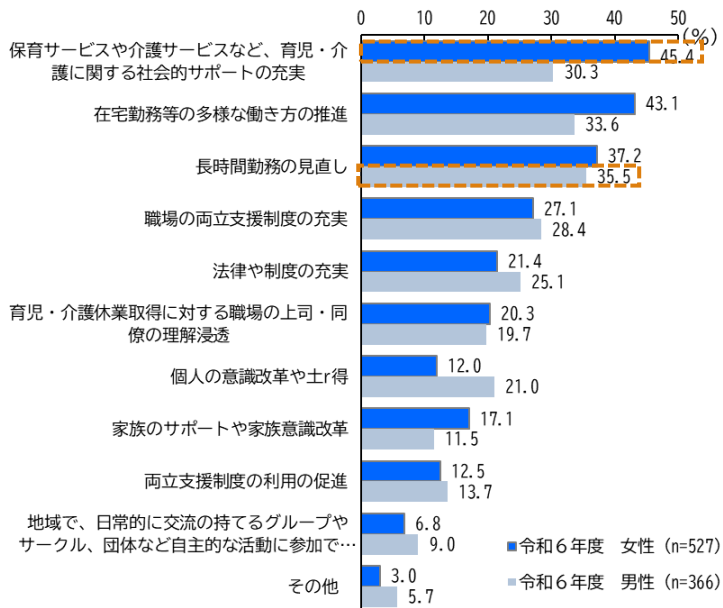


資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」(令和6(2024)年度)

令和6年度「区民意識・実態調査」によれば、育児休業制度を利用する割合として、20代の女性が約96%と最も高く、30代~40代においても80%を超えているのに対し、男性は20代の約69%をピークに30代~40代は50%~60%程度に留まる。

また、利用しない理由として、女性は「職場に迷惑がかかる」が第1位であるのに対し、男性は「収入が減少する」が第1位の理由となっている。

③ 仕事と生活の調和を図る上で重要なこと



令和6年度「区民意識・実態調査」によれば、仕事と生活の調和を図る上で重要なこととして、女性は「保育サービスや介護サービスなど、育児・介護に関する社会的サポートの充実」が第1位になのに対し、男性は「長時間勤務の見直し」が第1位となっている。

男性の心配事としての収入面の減少、必要と思うこととしての長時間勤務の是正があることから、固定的役割分担意識に基づく役割を強いられていることがうかがえる。

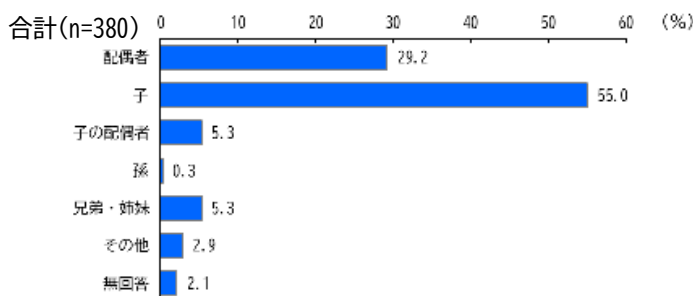
個人の意識の問題だけではなく、事業者への意識啓発はもちろんのこと、制度整備も呼び掛けていく必要がある。

※3つまで回答可

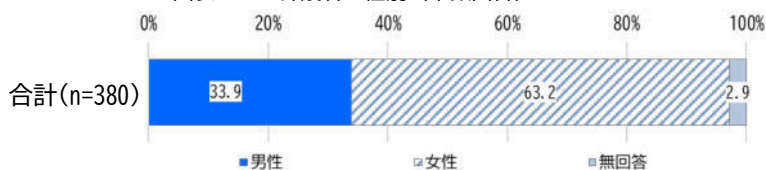
資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」(令和6(2024)年度)

④ 介護者と本人の関係及び介護者の性別

図表 主な介護者の本人との関係（単数回答）



図表 主な介護者の性別（単数回答）



資料：世田谷区「介護保険実態調査」（令和4(2022)年度）

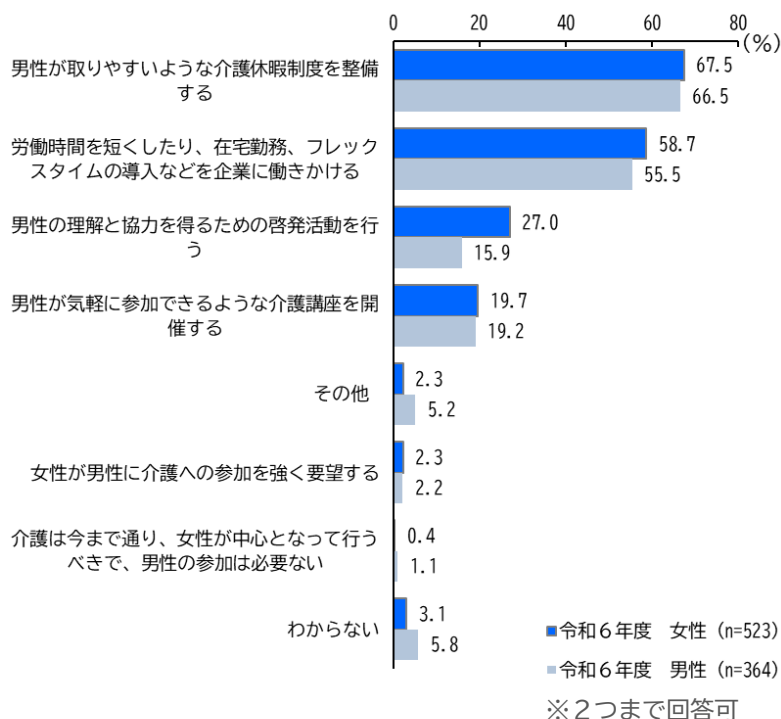
令和4年度「介護保険実態調査」によれば、介護者の30%程度が配偶者で、全体の60%程度が女性となっている。

また、また、家族介護者67.1%が60代以上となっており、さらに家族介護者のうち、35.1%が就労をしている状況である。

老年人口の上昇により、50歳前後の管理職世代が親の介護をしながら働くワーキングケアラーであり、かつ、今後老老介護になりうる可能性も大いにある。

こうした状況から、介護・看護を理由に離職する人も一定数存在する。

⑤ 男性の介護への参加を進めるために必要なこと



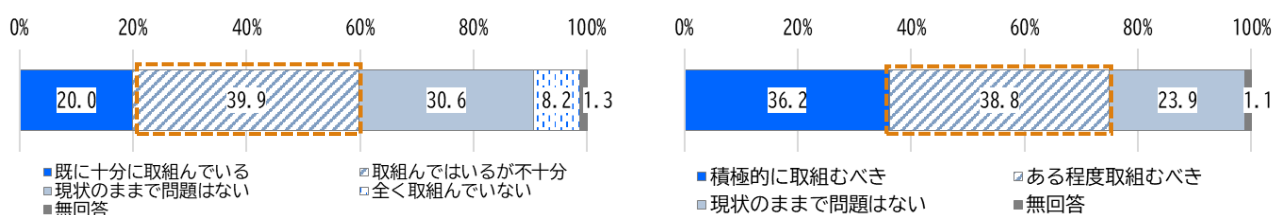
資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6(2024)年度）

令和6年度「区民意識・実態調査」によれば、男性の介護への参加を進めるために必要なこととして、「男性が取りやすいような介護休暇制度を整備する」が1番に挙げられるとともに、「労働時間を短くしたり、在宅勤務、フレックスタイムの導入などを企業へ働きかける」が次に挙げられ、介護においても制度整備や柔軟な働き方が求められている。

⑥ ワーク・ライフ・バランスへの取組について、現状と今後の必要性

【現状】

【今後の必要性】



資料：世田谷区「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」（令和7(2025)年度）

令和7年度「区内企業の意識・実態調査」によれば、事業所はワーク・ライフ・バランスへの取組みについて、現状では「取組んではいるが不十分」が最も多い。今後、「積極的に取組むべき」、「ある程度取組むべき」の割合が高い中、「現状のままで問題はない」と回答している事業者も一定数ある。

⑦ ワーク・ライフ・バランスを充実させていくため、

重要度が高いと考えるものと現在行っているもの（それぞれ上位4つ）

重要度が高いと考えるもの	①仕事の見直しや長時間労働の削減	②管理職への理解・周知の徹底	③育児等対象者と対象者外の従業員との間に不公平感の出ない制度の設置	④計画的な年休取得の促進
	55.4%	41.7%	30.7%	29.1%
現在行っているもの	④計画的な年休取得の促進	①仕事の見直しや長時間労働の削減	⑤人事・労務担当者への理解・周知徹底	②管理職への理解・周知の徹底
	55.8%	47.8%	36.1%	34.3%

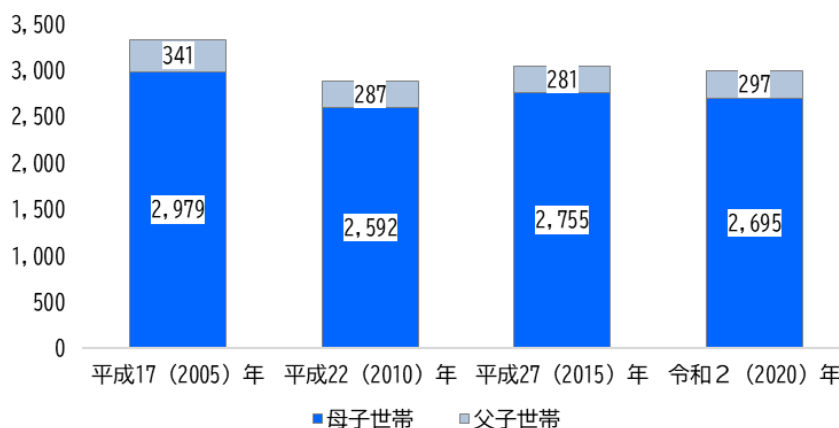
資料：世田谷区「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」（令和7(2025)年度）

令和7年度「区内企業の意識・実態調査」によれば、ワーク・ライフ・バランスを充実させていくため「重要度が高いと考えるもの」と「現在行っているもの」とでは差があるものの、令和6年度「区民意識・実態調査」で求める割合が高かった長時間勤務の是正については、事業者側も重要度が高いと捉えており、これに向けた取組みも行っている。

今後はさらに取組みを呼び掛けていくとともに、推進に向けた支援を行っていく。

ひとり親世帯の現況

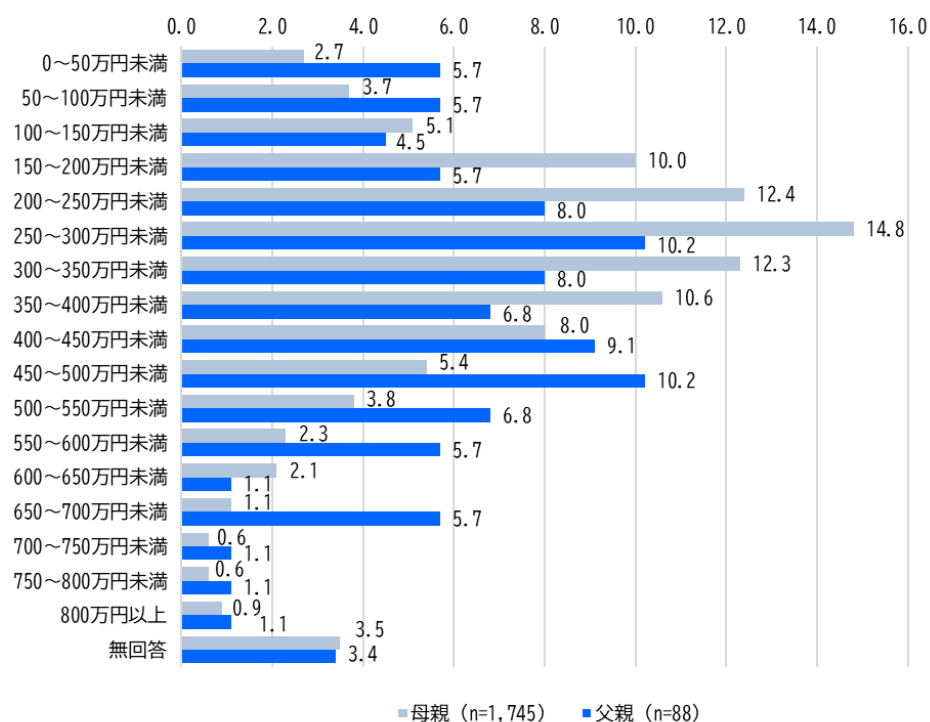
①-1 世田谷区におけるひとり親世帯の推移



資料：総務省統計局「国勢調査」

「国勢調査」によれば、母子世帯は3,000弱世帯で推移しており、ほぼ横ばいとなっている。父子世帯についても300世帯前後となり、ほぼ横ばいとなっている。

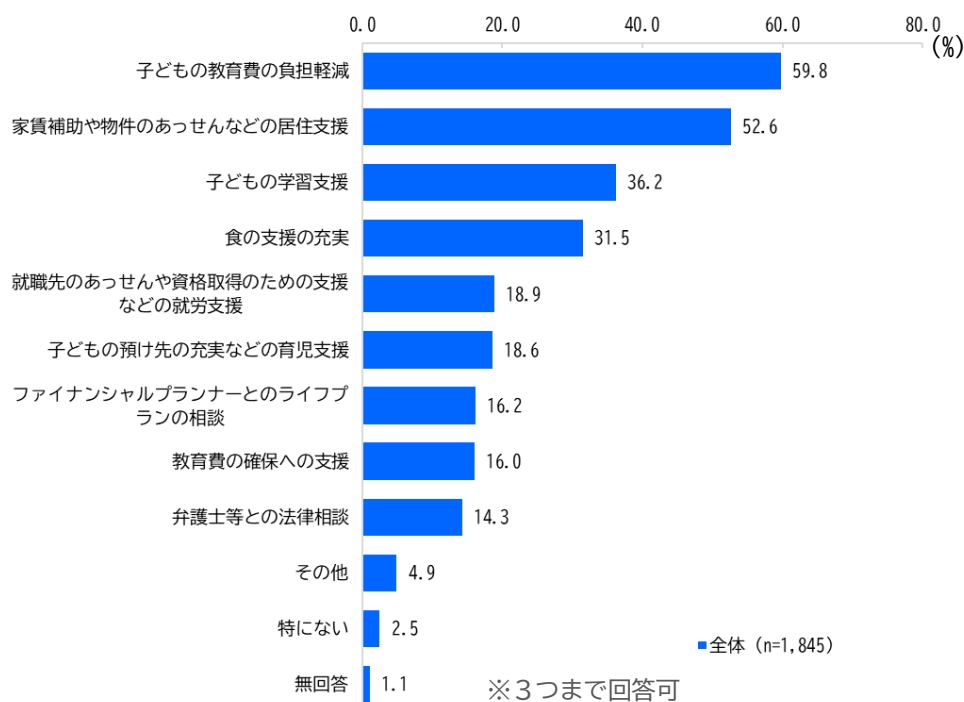
①-2 世田谷区のひとり親世帯の年間世帯総収入（父母別）



資料：世田谷区「ひとり親家庭等アンケート調査」（令和5(2023)年度）

令和6年「ひとり親家庭等アンケート調査」によれば、特に400～450万円未満より上になるにつれて、父親の割合が高くなっていく。厚生労働省が実施した「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」においても、母子世帯と父子世帯では、平均年間収入に240万円程度の差が生じる結果となった。

①-3 ひとり親施策の中で、区に特に取り組んでほしいこと

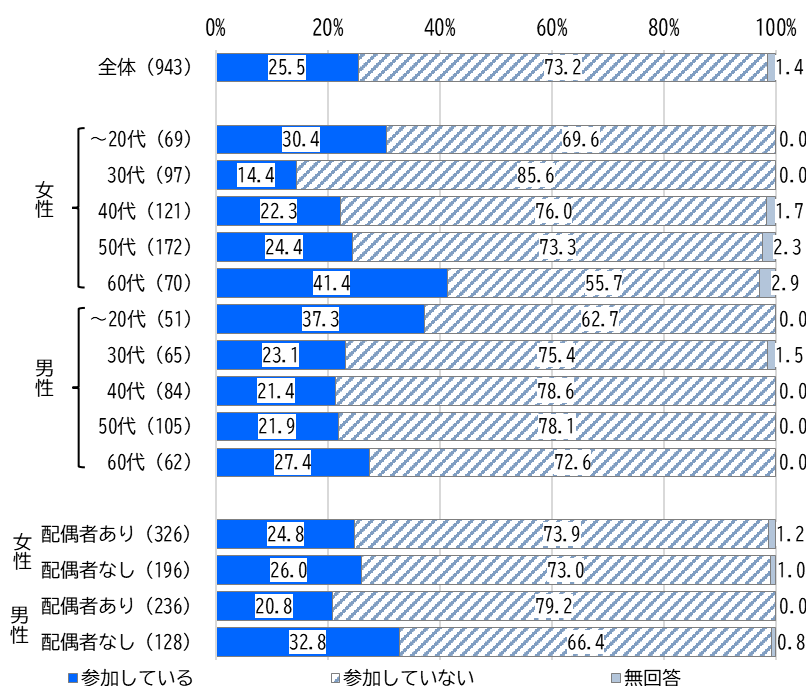


資料：世田谷区「ひとり親家庭等アンケート調査」（令和5(2023)年度）

令和6年「ひとり親家庭等アンケート調査」によれば、経済的支援が最も多いが、「就労先のあっせんや資格取得のための支援などの就労支援」、「ファイナンシャルプランナーとのライフプランの相談」など世田谷区立男女共同参画センターらぷらすにおいて実施している事業とも関連性があることから、今後もニーズを捉え、所管課との連携も検討してい

社会参加の現況

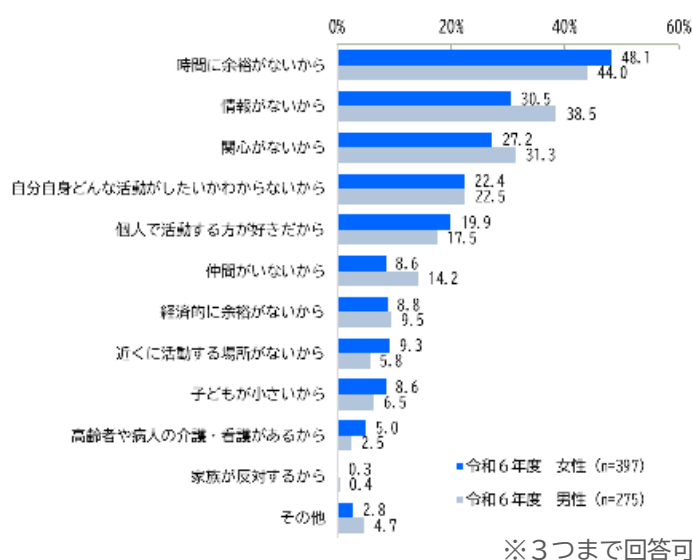
①-1 日常的に交流の持てるグループやサークル、団体などの、自主的な活動への参加



資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6(2024)年度）

令和6年「区民意識・実態調査」によれば、「日常的に参加している」を選択した割合が最も高い世代は20代となった。また、全体では60代女性が最も高く、男性も60代で割合が上がる。配偶者の有無で見ていくと、配偶者なしの男性の割合が最も高い結果となった。

①-2 日常的に交流の持てるグループやサークル、団体などの自主的な活動へ参加しない理由



※3つまで回答可

資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6(2024)年度）

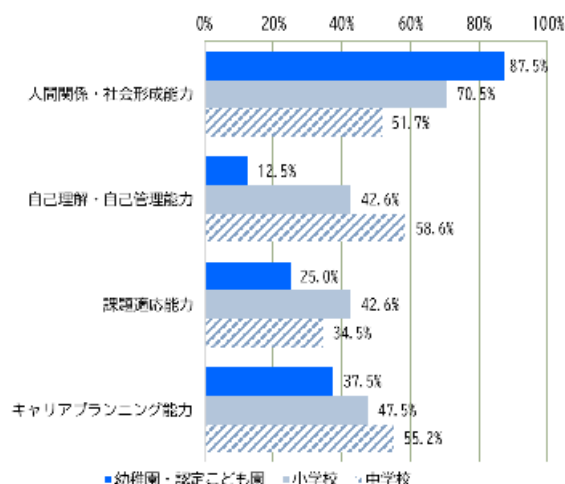
令和6年「区民意識・実態調査」によれば、男女ともに「時間に余裕がないから」が高い割合となっており、男性の「情報がないから」、「関心がないから」も高い割合となっている。

また、「自分自身どんな活動がしたいかわからない」も男女同程度となっており、活動について考える機会や情報発信が必要と考えられる。

子どものキャリア教育の現況

① 世田谷区におけるキャリア教育の取組み

区立幼稚園・認定こども園、区立小学校、区立中学校
におけるキャリア教育の取組状況



資料：せたがやキャリア教育カタログ 2025 を参考に作成

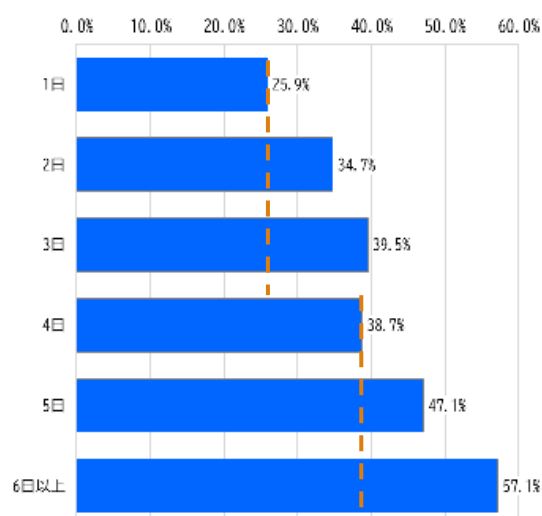
区立幼稚園・認定こども園の87.5%、小学校の70.5%で「人間関係・社会形成能力」に関する取組みを行っており、中学校では「自己理解・自己管理能力」に関する取組みが58.6%となっている。

「キャリアプランニング能力」は学年が上がるほど取り組む学校が増えている。

キャリア教育とは、児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育で、幼児期から高等教育の間で、発達段階に応じて体系的に行っていくことが重要と考えられており、子どもの生涯を通じたキャリア形成を支えるものとなることが求められている。

世田谷区では区立幼稚園・認定こども園・区立小・中学校において、子どもの基礎的・汎用的能力を養う取組みを行っている。

② 職場体験活動の日数別に見た学習意欲向上



資料：キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書
国立教育政策研究所

中学校のキャリア教育において職場体験活動は、多くの学校が中学2年時に取り組んでいるが、取り組んでいる日数が多いほど、生徒の学習意欲が向上してきていると認識している学校の割合が高いことがわかる。

特に、「1日」よりも「2日」以上、「4日」よりも「5日」以上の取組み日数で見ると、学習意欲向上の認識率が約10ポイント高いという結果となっている。

■施策の方向性■

1 育児、介護等をともに社会で支えるための支援

育児、介護等が一定の保護者や介護者に偏ることにより、離職したり、就業自体が困難になる場合もあるため、保護者や介護者の負担を軽減し、家庭生活と仕事の両立を図るための支援を実施する。

2 ひとり親家庭が安心して生活できる環境づくり

世田谷区立男女共同参画センターらぱらすにおいて、母子家庭や父子家庭向けの事業を実施しながら、所管課とも連携し、支援の充実を図る。

3 多様な働き方の支援

雇用形態にとらわれない多様な働き方を選択できるよう、セミナーの実施の他、起業や創業に関する相談や支援を実施する。

4 地域活動への参画促進

地域活動に参画する機会の創出や地域活動の発信により、地域活動への参画を促進し、自らが望むライフデザインの実現を支援する。

5 子どものキャリア教育と若者のライフデザイン形成支援

子ども・若者が将来の進学や職業選択等の場面において、多様な選択肢の中から自らの意思で選択していけるよう、キャリア教育を実施する。

6 働きやすい環境整備のための事業者への支援

仕事と家庭生活の両立やワーク・ライフ・バランスについて、事業者の理解を深めるととともに、従業員が働きやすい環境をつくるため、制度整備についても呼び掛けていく。

課題3 女性の活躍推進と就労に向けた支援

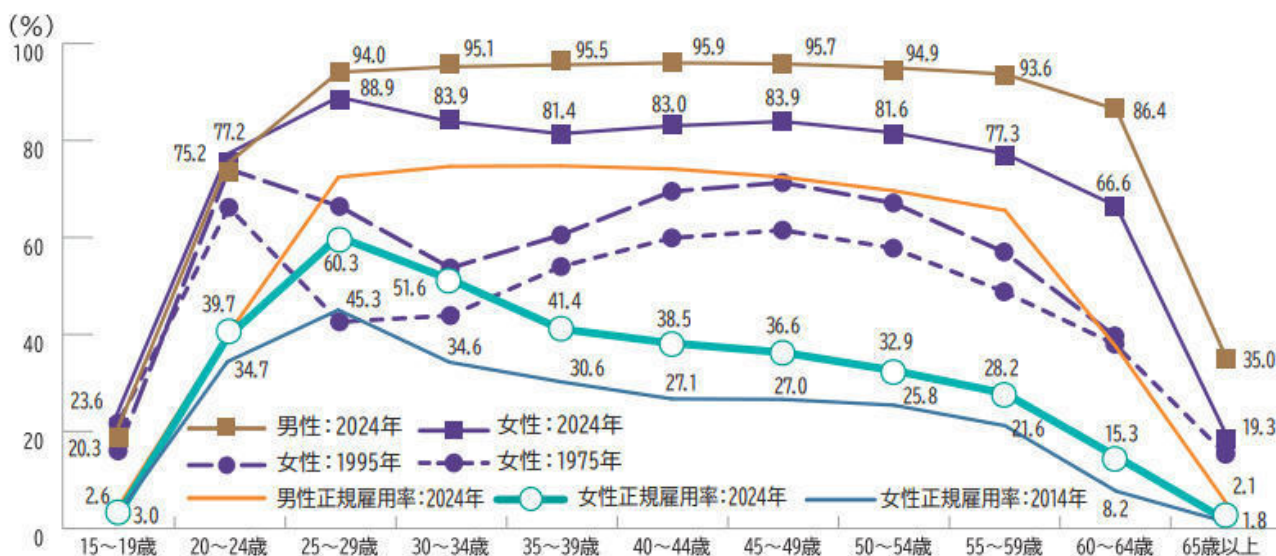
■現状と課題■

- 就業は生活の経済的基盤であるが、女性の就業の状況を見ると、年齢階級別正規雇用比率は25～29歳をピークに低下し、30歳以降は非正規雇用が中心となるL字カーブ*を描いている。特に既婚女性からは家事・育児と仕事の両立が難しく、長時間労働や責任が過大となることなどが予想される管理職は敬遠されがちであり、女性の所得向上・経済的自立の障壁となっている。
- 「女性活躍推進法」に基づき、職場での女性活躍を推進する行動計画である一般事業主行動計画は、従業員101人以上の企業に策定・届出、公表・周知が義務付けられているが、令和7年度「区内企業の意識・実態調査」では、その認知度は4割に留まっており、周知の拡大が必要である。
- あらゆる分野での女性活躍を推進していくために、ライフステージに応じた働き方を選択し、能力を十分に発揮できるよう、より安心して選択できる環境の整備が望まれている。
- 近年日本では大規模な自然災害が頻発し、被災地では日常生活もままならない状況となるため、災害支援や避難所運営においては、女性や子ども、高齢者、性的マイノリティ*など多様な視点を取り入れることが重要となる。
- 令和6年度「区民意識・実態調査」では、避難所運営や設備に女性の視点を活かすことを望む意見が多く、今後も首都圏直下地震などの発生が想定されている中、区においても防災分野での女性の参画や男女共同参画の視点からの防災体制の確立を進めていく必要がある。

*L字カーブ：女性の正規雇用比率などが20代後半をピークに低下し、その後も回復しにくい傾向を示すグラフの形状のこと。

*性的マイノリティ：レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性別が異なる人・性別に違和感がある人）など性の在り方が少数派の人々を広く表す総称。クエア（性的マイノリティを包括する言葉）・クエスチョニング（自らの性の在り方がわからない、固定化していない人）を加えた「LGBTQ」とも呼ばれている。

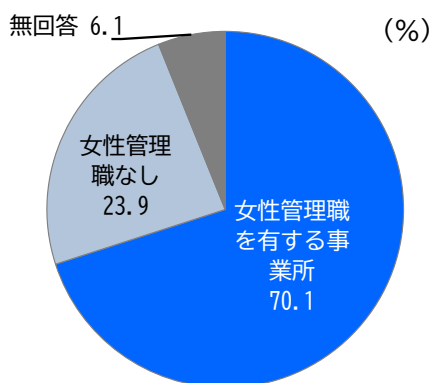
① 女性の就業率・正規雇用比率と男性の正規雇用比率



資料：総務省「労働力調査」

女性の就業率で見られる「M字カーブ*」は解消しつつあるが、女性の年齢階級別正規雇用比率が25～29歳の60.3%をピークに低下し、30代、40代などは、非正規雇用が中心となる状況、いわゆる「L字カーブ」がみられる。出産・育児で一時休職または退職した後、非正規雇用へ転換する女性が多い。職場の仕事と育児（生活）の両立支援制度が不十分であったり、キャリアの中断による昇進機会の男女差、昇進による業務の負担への懸念など様々な要因があるが、出産後も離職やキャリアを断念することがなく、希望に応じて働ける環境整備が重要である。

② 係長相当職以上の女性管理職を有する事業所



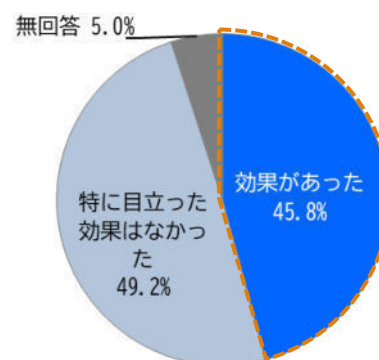
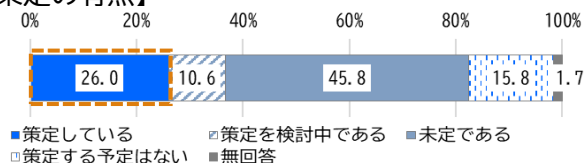
資料：世田谷区「区内企業の男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和7(2025)年度）

令和7年度「区内企業の意識・実態調査」によると、区内企業では70.1%の事業所が女性管理職を配置しており、令和2年度調査64.7%に比べてやや増加しているものの、伸び悩んでいる状況である。性別に関わらず自らの希望に応じて能力や意欲を発揮するというジェンダー平等社会の実現や人材確保、多様な視点を取り入れるという観点からも女性に対する支援と管理職になっていくための仕組みづくりが必要である。

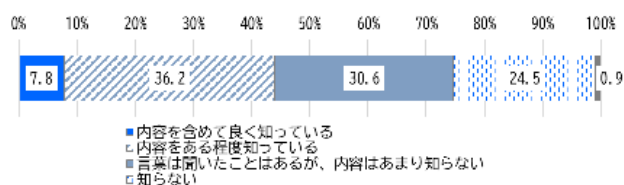
*M字カーブ：女性の労働力率を年齢階級別にグラフで示した際、出産や子育て期に一度低下し、その後再就職等により再び上昇する傾向を示すグラフの形状のこと。

③ 一般事業主行動計画策定・届出等の義務の認知状況、策定の有無

【策定の有無】



【ポジティブ・アクションの認知度】



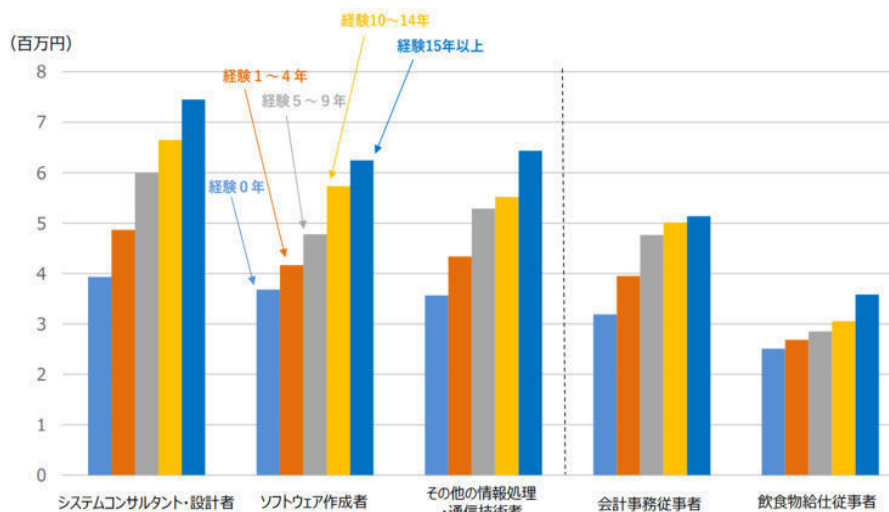
資料：世田谷区「区内企業の男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和7年）

資料：世田谷区「区内企業の男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和7(2025)年度）

区内の経済分野における女性の参画について、令和7年度「区内企業の意識・実態調査」では、事業所の26.0%が、女性活躍推進法に基づく事業主の取組みを定める「一般事業主行動計画」を策定し、うち約45%は「効果があった」と回答している。

「ポジティブ・アクション」の認知度は約44.0%と令和2年度調査時の40.7%に比べて増加している。「一般事業主行動計画」の策定は実質的なポジティブ・アクション*としての役割を果たしており、取組みの広がりが期待される。

④ デジタル分野の人材（女性）の年収



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和5(2023)年度）

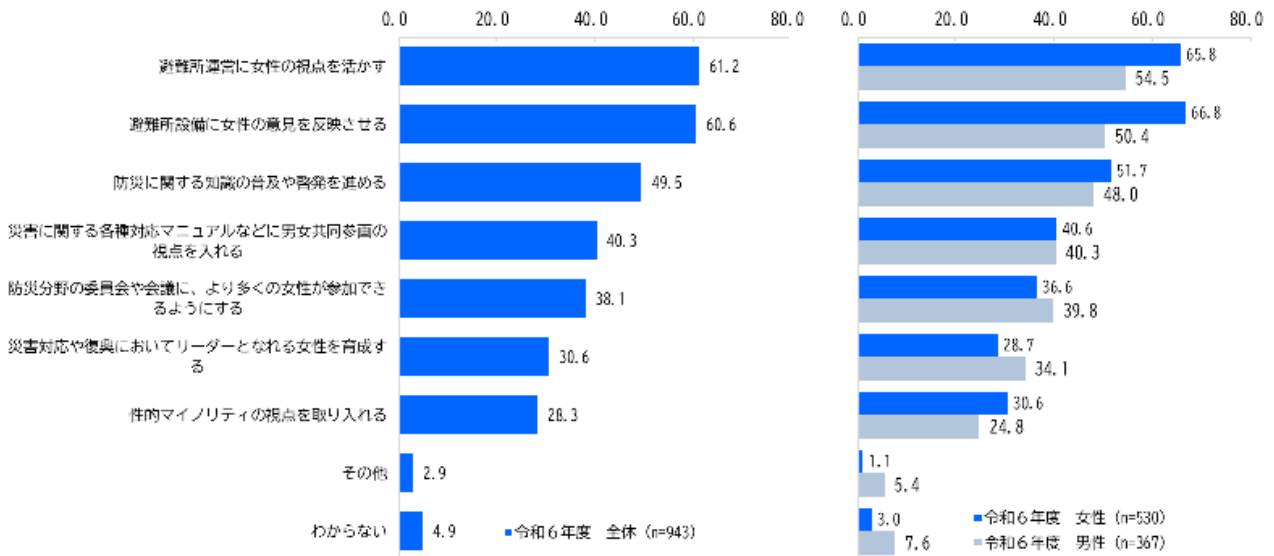
近年のデジタルサービスの急速な拡大により、デジタル技術を活用した起業や就業の機会は増加しており、キャリアチェンジや副業・兼業への挑戦が容易となった。

女性がデジタルスキルを身につけることで有益と考えられるひとつとして、経験年数に応じた着実な所得向上が挙げられる。他の業種との比較においても、経験年数に比例して順調に年収が伸びており、女性の所得向上の実現を期待できる成長分野となっている。今後、より多くの女性がデジタル分野に就業することが期待される。

*ポジティブ・アクション：社会のあらゆる分野における活動に参画する機会にかかる男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

⑤ 防災分野で男女共同参画の視点を活かすために区に求めること

(左：全体／右：令和6年度性別) ※複数回答可



資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」(令和6(2024)年度)

令和6年「区民意識・実態調査」によれば、防災分野で男女共同参画の視点を活かすには「避難所運営に女性の視点を活かす」が61.2%と最も高く、次いで「避難所設備に女性の意見を反映させる」も60.6%となっており、災害時の避難所での運営・設備両面で男女共同参画の視点を活かすことが求められている。

東日本大震災や熊本地震、能登半島地震、豪雨災害など相次いで自然災害が発生する中、地域防災計画における女性の参画、女性の視点を活かした避難所運営など、防災・災害復興の分野への女性の参画の必要性が高まっている。このような状況の中、区では、区防災会議における女性委員の割合は、東日本大震災の翌々年の平成25年には10%を超え、能登半島地震の令和6年には17%と増加傾向にある。

■施策の方向性■

1 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

非正規労働者のスキルアップ支援やライフコース・ライフステージに応じた働き方の支援を行うことにより、出産・育児等によるキャリア中断を防ぎ、女性自らが意欲や能力を発揮していける環境を整備していく。

2 女性活躍の取組みを推進する事業者への支援

事業者が従業員の多様なライフスタイルやライフステージに応じた働き方を検討する際の研修・助言・情報提供を通じた積極的な取組みを促進する。また、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定及び実行を支援する。

3 地域や防災分野における女性の参画促進

地域におけるジェンダー平等*を推進するために、女性が地域においてリーダーシップを発揮していけるよう、女性リーダーの養成や創出を進めていく。

防災会議への女性委員の登用や女性防災コーディネーター*の創出を進め、災害対策や避難所運営などにおける、ジェンダー平等の視点を反映した取組みを進める。

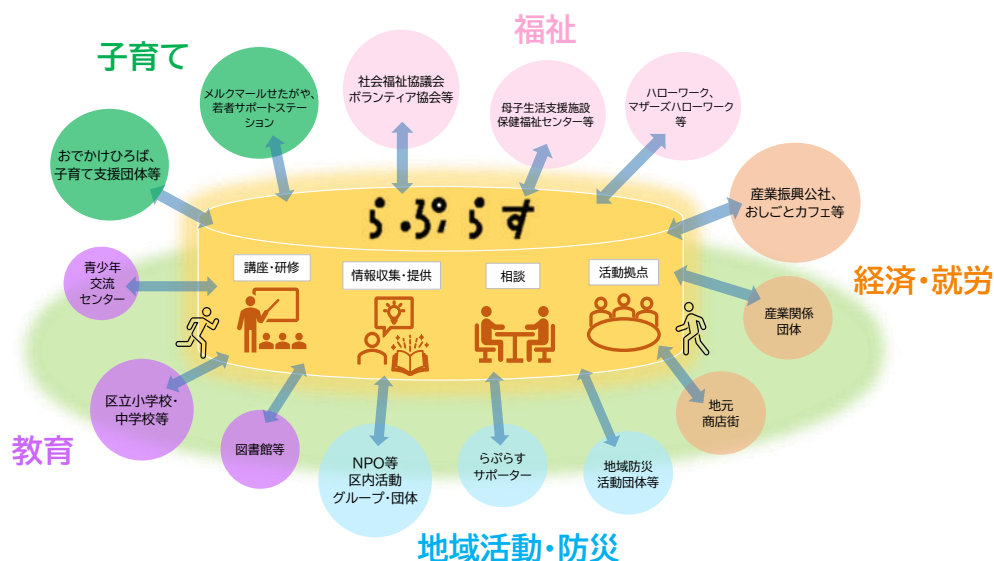
*ジェンダー平等：性別等にかかわらず、全ての人が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担うこと。

課題4 男女共同参画センターらぷらすにおけるジェンダー平等の推進

■現状と課題■

- 男女共同参画センター「らぷらす」は、平成3年（1991年）に開設以来、30年以上にわたり、世田谷区の男女共同参画推進の拠点施設として、《講座・研修》、《情報収集・提供》、《相談》と区民の主体的な活動を支援する場として、世田谷区の地域におけるジェンダー平等を推進してきた。
- しかし、令和6年度「区民意識・実態調査」によると男女共同参画センター「らぷらす」を「知っている」と回答した人の割合は、17.3%にとどまっており、認知度向上が大きな課題となっている。
- 男女共同参画センターの基本機能である《講座・研修》、《情報収集・提供》の事業を通じ、多くの人々がジェンダー平等の考え方に触れ、理解を深める機会を提供するとともに、《相談》の事業により、ジェンダー*に起因する悩みや困りごとに寄り添うことで地域におけるジェンダー平等を図る。
- さらに、区民の主体的な活動を促すため、活動の拠点としての機能を強化するとともに、「地域に開かれたらぷらす」として、関係機関・地域団体・行政が「お互いの顔が見える関係性」を構築しながら、信頼に基づく協働を進めていくことが不可欠である。
- 今後も社会情勢や区民のニーズを捉えた上で、《講座・研修》、《情報収集・提供》、《相談》などの事業を実施するとともに、らぷらすの取組みを広く周知し、関連分野との施策、関係機関や地域活動団体などとの連携を通じて、機能の充実を図ることが求められる。

らぷらすの事業と連携の図



*ジェンダー：社会的・文化的に形成された性別像。性自認や性的指向のあり方も含む。

■施策の方向性■**1 男女共同参画センター機能の充実**

社会情勢を踏まえた《講座・研修》、《情報収集・提供》、《相談》などの事業を実施していくため、有識者などからの意見聴取や相談事業の横断的な連携により、男女共同参画センターの機能を充実していく。

2 地域に開かれたららすとしての機能の充実

区民交流スペースや研修室の貸出を通じ、区民や区民団体等の主体的な活動を支援していくとともに、ジェンダー平等の考えに触れる機会を創出する。

3 区関係所管、関係機関、地域活動団体等との連携

区関係所管はもとより、関係機関や地域活動団体等と連携し、地域におけるジェンダー平等を推進していく。今後はより幅広く団体等との連携強化を図っていく。

基本目標Ⅱ

あらゆる人の人権や尊厳が守られる
社会の実現

基本目標Ⅱ あらゆる人の人権や尊厳が守られる社会の実現

- ◇暴力やハラスメントは、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではないとの認識のもと、すべての人が人権を尊重され、安全かつ安心して生活できる権利を享受している。
- ◇女性に対する暴力の背景にある、社会における男女の置かれた状況の違いや根深い偏見等を踏まえ、人権尊重の意識啓発や固定的な性別役割分担意識の解消に取り組むとともに、男性、子ども、性的マイノリティなど多様な被害者の存在を前提に、あらゆる人への暴力を容認しない社会意識の醸成を目指す。
- ◇依然として残る男女格差について、ジェンダー平等の観点から格差を是正し、女性を取り巻く困難さを解消し、意思が尊重されながら安心かつ自立して暮らすことが出来る環境づくりを目指す。
- ◇性犯罪・性暴力は個人の尊厳を踏みにじる行為であり、被害を一人で抱えこまずに相談できる社会の意識醸成と、迅速かつ適切な支援につながる体制の充実を目指す。

■課題・施策の体系■

課題（案）	施策（案）
課題5 暴力やハラスメント防止の啓発	1 暴力の防止と見過ごさず行動するための意識づくり 2 デートDVや性犯罪などの暴力の防止及びインターネットやSNSに対するリテラシー向上の啓発 3 職場におけるハラスメントの防止に向けた普及・啓発
課題6 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援	1 ニーズに応じた相談事業の実施 2 被害者の安全確保と生活再建に向けた支援 3 関係機関との連携を通じた支援の充実 4 被害者支援と児童虐待防止の連携
課題7 困難な問題を抱える女性への安全確保と自立に向けた支援	1 女性相談支援員の体制強化及び支援の充実 2 居場所の創出と生活力の向上支援 3 関係機関や民間団体との連携 4 国や都、他自治体との連携
課題8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実	1 相談窓口の周知と被害者支援 2 国や都、関係機関との連携

課題5 暴力やハラスメント防止の啓発

■現状と課題■

- 様々な暴力やハラスメントは、個人の尊厳を損ない、安心して暮らし働くことを困難にするものであり、ジェンダー平等社会の実現を阻む大きな要因となっている。特に、配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪・性暴力、職場等におけるハラスメントは、相談しづらく、問題が潜在化しやすい。
- 令和6年度「区民意識・実態調査」によると、DV防止法について認知度は9割以上と高い一方、内容まで理解している人は約半数にとどまっている。特に男性の理解度が女性より低い傾向がみられる。また、令和7年度「区内企業の意識・実態調査」では、約4割の事業所でハラスメントが「問題になったことがある」・「実態としてある」と回答し、職場におけるハラスメントが依然として身近な課題であることがうかがえる。
- 区では、DV防止や性暴力防止、人権尊重に関する講座や啓発イベント、教育現場等における若年層へのデートDV防止の取組みなどを進めているものの、暴力やハラスメントを「自分ごと」として捉え、行動につなげる意識の醸成には、なお課題が残されている。
- 暴力やハラスメントの防止には、「許されない行為」であるとの認識を広げるとともに、周囲が見過ごさず支援につなぐ意識の醸成が重要である。また、若年層を取り巻く環境では、インターネットやSNS等の普及に伴い、同意のない性的動画や画像の撮影や拡散、リベンジポルノ*や生成AIを悪用したディープフェイクポルノ*などの「デジタル性暴力*」など新たな課題が顕在化しており、低年齢層からの継続的な教育や二次被害防止を含めた啓発の強化が求められている。さらにハラスメントについては、事業者への法令周知や相談体制の整備に加え、管理職や従業員の意識改革が不可欠であり、継続的な周知・啓発が必要である。
- 今後は、暴力やハラスメントを「知識」として知る段階から、アクティブ・バイスタンダー*として「行動につなげる」段階へと意識を高め、区民一人ひとりが支え合う社会の実現に向けて、意識を醸成する多様な取組みを進めていく必要がある。

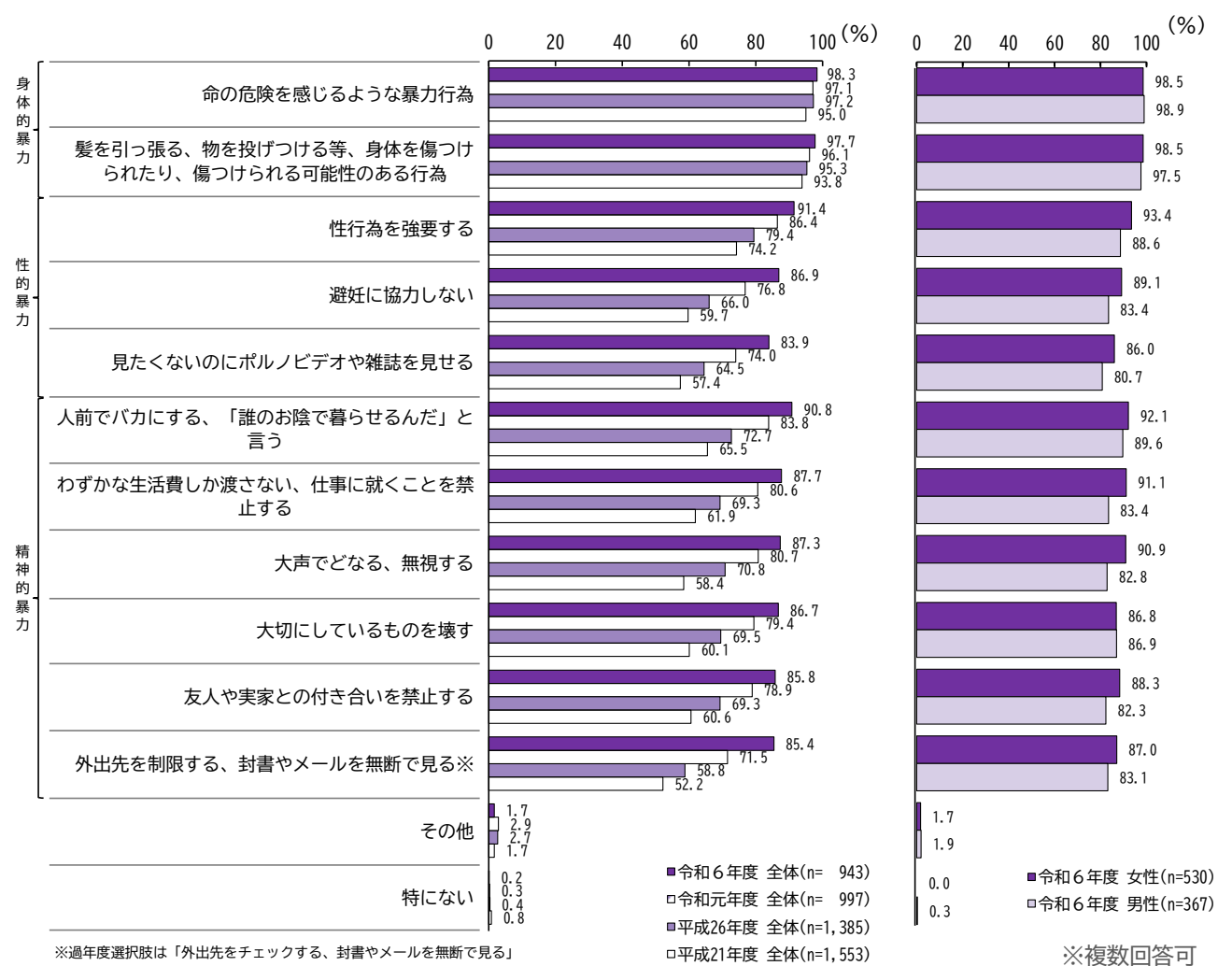
*リベンジポルノ：元交際相手や元配偶者、またインターネットで知り合った人が別れた腹いせや嫌がらせ目的として、性的な画像や動画を同意なく不特定多数の人に公開する行為やその画像等のこと。

*ディープフェイクポルノ：AI（人工知能）の技術を用いて、実際の人物の偽物の性的な画像や動画を生成する行為やその画像等のこと。

*デジタル性暴力：デジタル機器・情報通信技術（ICT）を用いた性暴力被害のこと。例えば、SNSを通じて性的な画像・動画を要求されたり、それらの画像や盗撮されたものを同意なく拡散されること（リベンジポルノ等）、またAIの技術を用いて性的な画像や動画を生成されることなどを指す。

*アクティブ・バイスタンダー：ハラスメントや暴力、差別が発生した際に、傍観せず積極的に行動し、被害を軽減する第三者のこと。

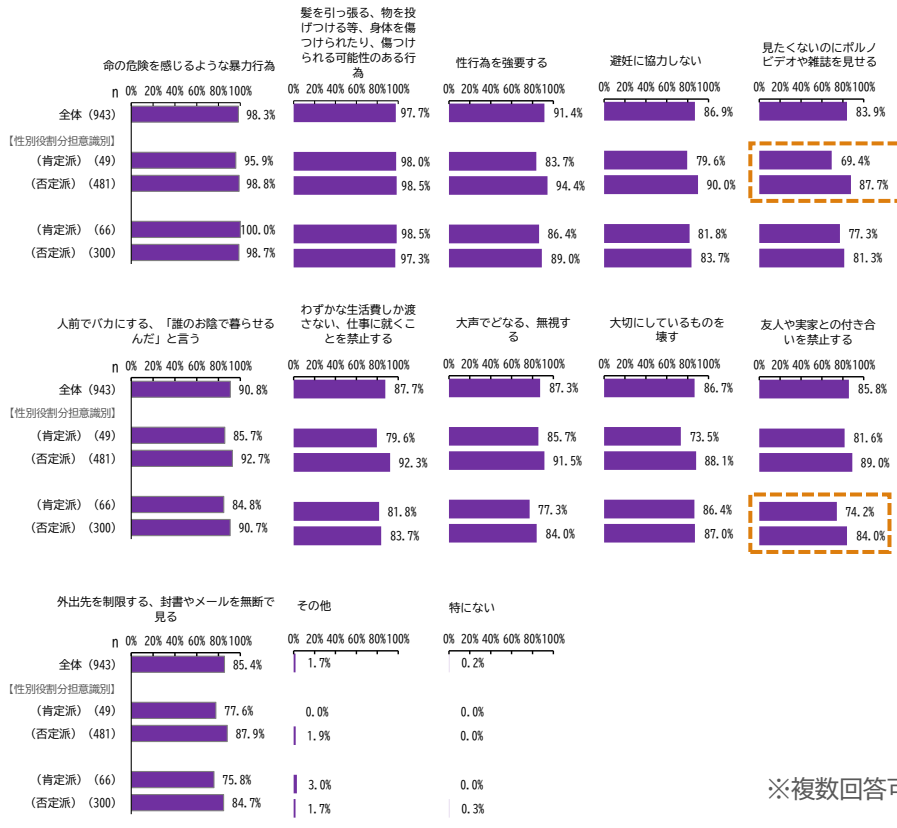
①-1 ドメスティック・バイオレンスに関する区民意識



資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6（2024）年度）

令和6年度「区民意識・実態調査」によると、「ドメスティック・バイオレンスだと思うもの」について、各事項がドメスティック・バイオレンスであるとの認識は年々高まっているものの、男性は女性と比較して、認識がわずかに低い傾向がみられることから、意識啓発が引き続き重要となる。

①-2 ドメスティック・バイオレンスに関する区民意識（固定的役割分担意識との相関）

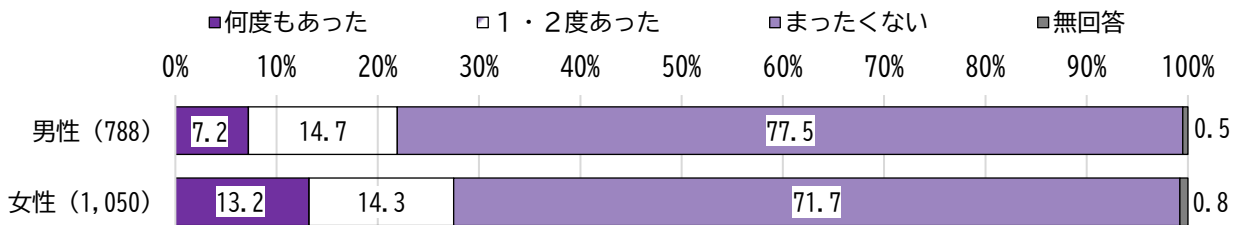


資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6（2024）年度）

ドメスティック・バイオレンスの認識について、「男は仕事、女は家庭」といった固定的役割分担意識の《肯定派》と《反対派》による意識の違いをみると、概ね《肯定派》の方が「ドメスティック・バイオレンスである」との認識が低い傾向がみられ、固定的役割分担意識が背景としてあることも一因として考えられる。

また、《肯定派》と《反対派》での差が最も大きかった事項は女性と男性で異なり、女性では「見たくないのにポルノビデオや雑誌を見せる」、男性では「友人や実家との付き合いを禁止する」となっている。性別等によって問題視されやすい行為は異なり、被害として受け止められやすい場面も異なる場合があることがうかがえる。

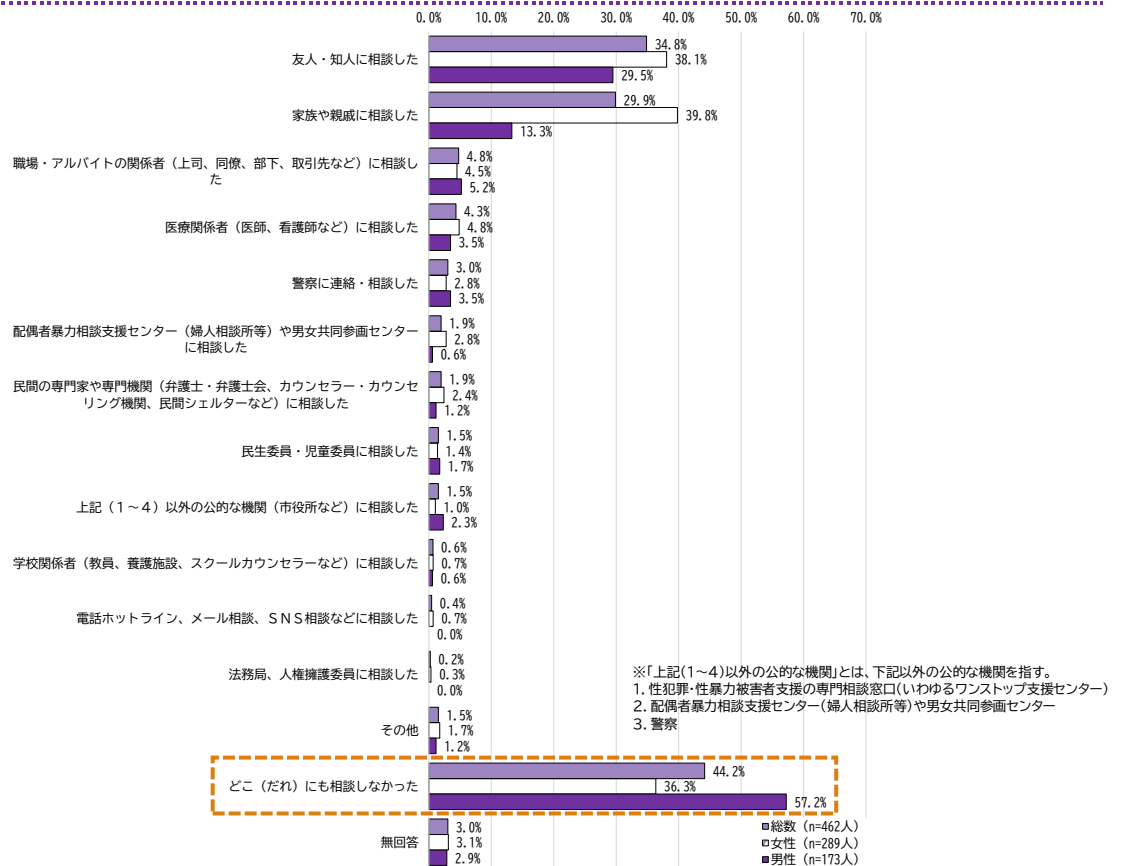
② 配偶者等からの暴力の被害経験



資料：内閣府男女共同参画局 男女間における暴力に関する調査（令和5（2023）年度）

内閣府の調査によると、配偶者等からの暴力の被害経験は、男性が21.9%、女性が27.5%となっており、女性の方がやや高くなっている。また、被害経験が「何度もあった」女性は男性よりも6ポイント高く、より深刻な被害を受けている傾向がうかがえる。

③ 配偶者からの暴力の相談先



資料：内閣府男女共同参画局 男女間における暴力に関する調査（令和5（2023）年度）

内閣府の調査によると、配偶者からの暴力の相談先としては、「友人・知人」が最も多く、次いで、「家族や親戚」となっている。配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター、公的な機関への相談は非常に少ない。一方で、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が4割程度と多く、特に男性は女性に比べて20.9ポイント高くなっている。

こうした支援に繋がりにくい実態から、相談先の周知やアクセスの在り方が重要となる。

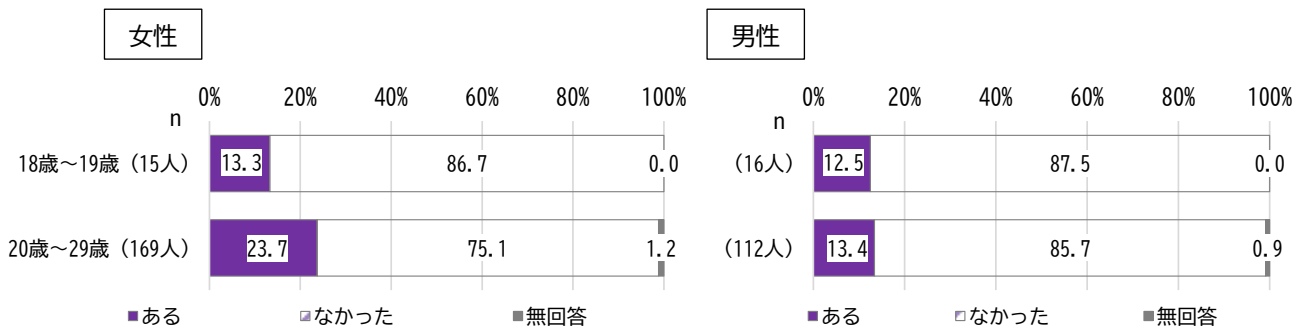
④ アクティブ・バイスタンダーについての啓発



いじめやハラスメントなど、誰かが危険な状況や差別的な言動にさらされている場に第三者として居合わせた時に、傍観せず被害者や加害者に対して積極的に行動を起こす人をアクティブ・バイスタンダー（Active Bystander）と言う。

一人ひとりがアクティブ・バイスタンダーになることで、暴力やハラスメントの発生防止、被害を最小限にとどめる、被害者が声を上げやすくなるといった効果があるとされており、アクティブ・バイスタンダーの考え方や、具体的な行動についての理解を促進する必要がある。

⑤ 交際相手からの暴力の被害経験（10～20代）



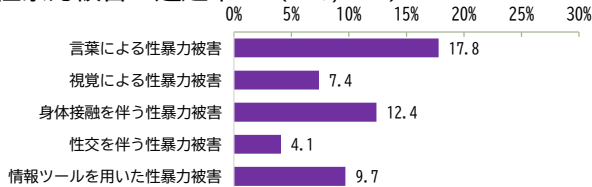
内閣府男女共同参画局 男女間における暴力に関する調査（令和5（2023）年度）

内閣府の調査によると、交際相手からの暴力（デートDV）の被害経験については、「なかった」との回答が最も多いものの、10代では男女ともに1割以上、20代では女性で2割以上、男性でも1割以上が被害経験を有しており、若年層において、一定の割合でデートDVが発生している実態がうかがえる。

被害内容としては、「心理的攻撃」の割合が高く、身体的暴力に至らない段階であっても、精神的な負担や関係性の中での支配が生じている可能性がうかがえる。

⑥-1 若年層の性暴力被害の遭遇率

<性暴力被害の遭遇率> (n=6, 224)



言葉による性暴力被害	言葉で性的に嫌がらせを受けた、体の特徴についてからかわれた、いやらしいことを言われた 等
視覚による性暴力被害	相手の裸や性器を見せられた 等
身体接触を伴う性暴力被害	体を触られた、抱きつかれた、キスをされた、相手の体を触らせられた、服を脱がされた、脱がせられた、性器を押し付けられた、体液をかけられた 等
性交を伴う性暴力被害	相手の身体の一部や異物を無理やり膣や口、肛門に挿入された、遊ばしに性交させられた 等
情報ツールを用いた性暴力被害	インターネット・携帯電話・スマホなどで性的に嫌な経験をした、見たくない画像や動画を見せられた、下着や裸を撮影された、下着姿や裸の写真を送るよう要求された、なりすました相手からの性的な嫌がらせを受けた 等

<身体接触を伴う性暴力被害の遭遇率>

	16歳～19歳	20～24歳	計
女性	11.7%(167)	16.7%(460)	15.0%(627)
男性	3.5%(19)	5.8%(76)	5.1%(95)
その他・答えたくない	21.7%(18)	28.0%(30)	25.3%(48)
計	9.9%(204)	13.6%(566)	12.4%(770)

<性交を伴う性暴力被害の遭遇率>

	16歳～19歳	20～24歳	計
女性	2.7%(39)	5.7%(158)	4.7%(197)
男性	0.5%(3)	2.7%(36)	2.1%(39)
その他・答えたくない	4.8%(4)	14.0%(15)	10.0%(19)
計	2.2%(46)	5.0%(209)	4.1%(255)

資料：内閣府男女共同参画局

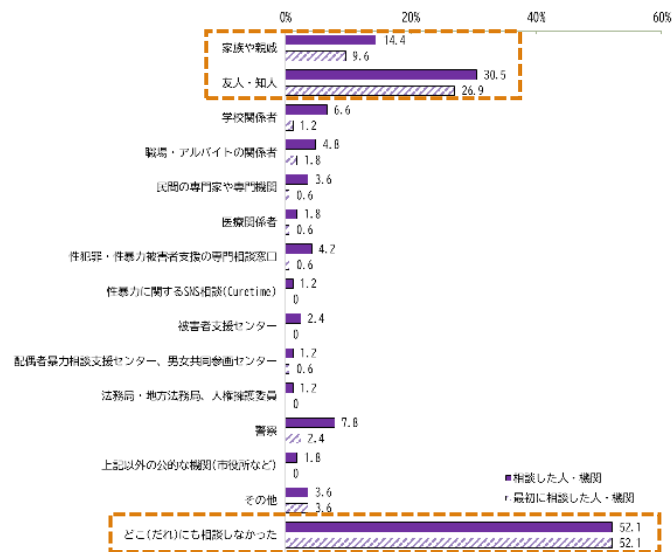
「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果」報告書（令和4（2022）年3月）

内閣府の調査によると、性暴力の被害は種類によって発生率が異なり、特に「言葉による性暴力被害」が多い。さらに、一次調査に回答した若年層（16～24歳）のうち、4人に1人以上（26.4%）が何らかの性暴力被害を受けた経験があることが明らかになっている。

若年層の12.4%（女性：15%、男性：5.1%）は身体接触を伴う被害を、若年層の4.1%（女性：4.7%、男性：2.1%）は性交を伴う被害を経験している。

⑥-2 性交を伴う性暴力被害 加害者との関係

【性交を伴う性暴力被害】性暴力被害の相談状況について
 <相談した人・機関(複数回答)、最初に相談した人・機関>(n=167)



資料：内閣府男女共同参画局

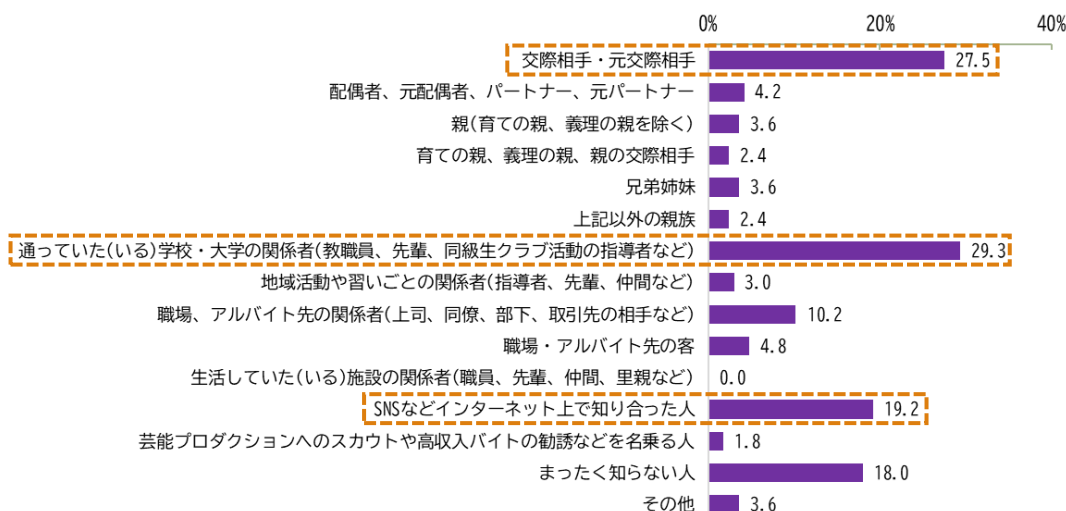
「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果」報告書(令和4(2022)年3月)

性暴力の被害に遭っても、「どこ(だれ)にも相談しなかった」方が半数以上となっている。一方、相談した人の相談先は身近な人(「友人・知人」、「家族や親戚」)が多く、配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター、公的な機関への相談は非常に少ない。

相談しなかった理由は「恥ずかしくてだれにも言えなかった(36%)」が最も多く、次いで「相談するほどのことではないと思った(32.2%)」となっており、相談のしやすい環境づくりと性暴力被害に関する正しい知識の普及啓発が重要となる。

⑥-3 性暴力被害について相談した人と機関、初めて相談した人と機関

<性交を伴う性暴力被害 被害者との関係(複数回答)>(n=167)

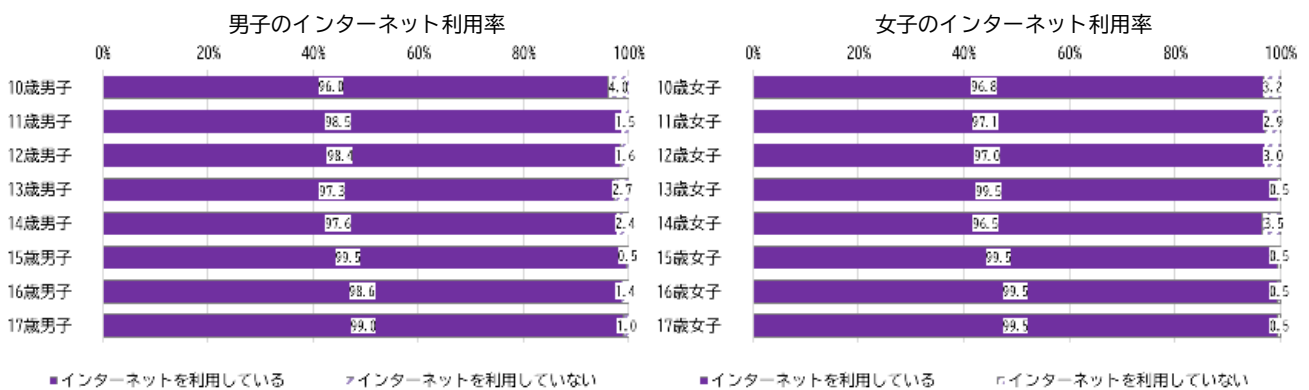


資料：内閣府男女共同参画局

「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果」報告書(令和4(2022)年3月)

性交を伴う性暴力被害の加害者は、学校・大学の関係者(教職員、先輩、同級生、クラブ活動の指導者など)、(元)交際相手、SNSなどインターネットで知り合った人が多い。

⑦-1 青少年のインターネット利用状況

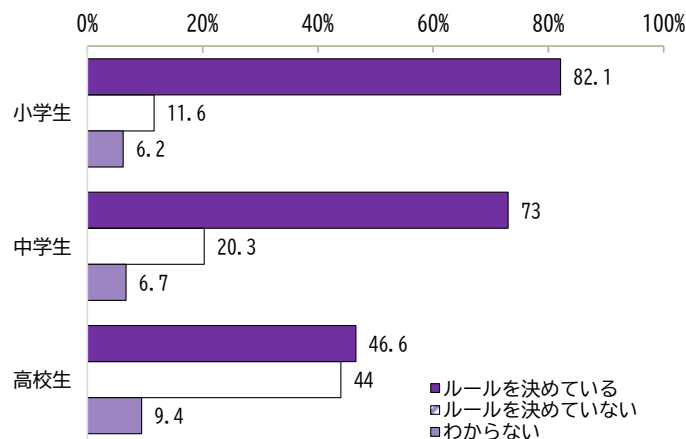


資料：こども家庭庁育成局安全対策課 青少年のインターネット利用環境実態調査（令和7(2025)年3月）

調査対象の10歳～17歳の青少年いずれも利用率がほぼ100%となっている。

また、接続機器は年齢が上がるほど「スマートフォン」が中心となり、低年齢層では「学校から配布・指定されたパソコン・タブレット」、「ゲーム機」等が多くなっている。利用機器によってアクセス内容の把握のしやすさやフィルタリングの設定状況にも影響すると考えられ、保護者の管理環境や家庭内でのルールとの関連が示唆される。

⑦-2 インターネットの使い方に関する家庭内のルール

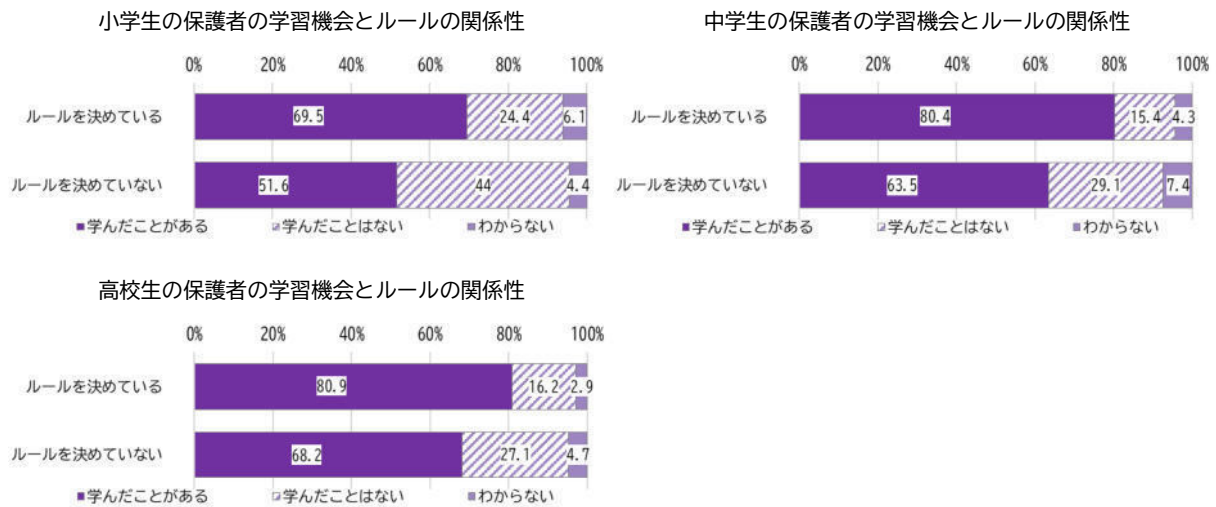


資料：こども家庭庁育成局安全対策課 青少年のインターネット利用環境実態調査（令和7(2025)年3月）

家庭でのインターネットの使い方についてルールを決めている割合は、中学生、高校生と年齢が上がるにつれて、低くなっている。

また、小学生の段階でも、約1割の家庭でルールが設けられていない状況もうかがえる。

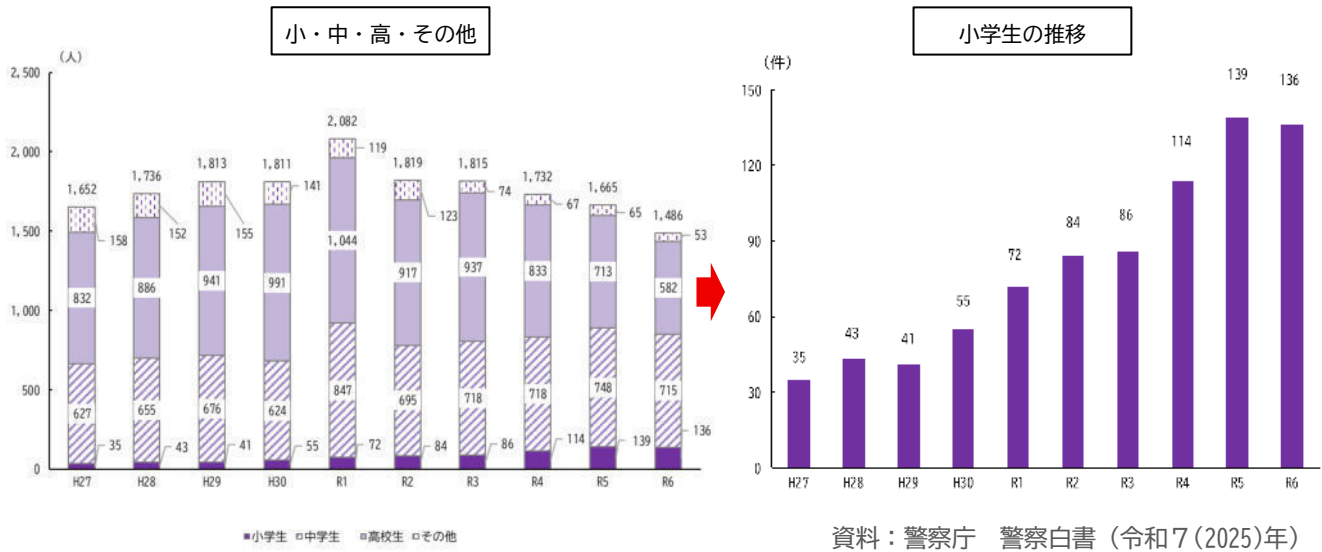
⑦-3 保護者の学習機会とルールの関係性



資料：こども家庭庁育成局安全対策課 青少年のインターネット利用環境実態調査（令和7（2025）年3月）

ルールを決めている家庭では、保護者のインターネットの危険性に関する学習を経験している割合が高く、学習機会の有無が家庭内におけるインターネット利用のルール化に影響を及ぼしている可能性があり、保護者への正しい知識の普及啓発と学習機会の提供が重要となる。

⑧-1 SNSに起因する事犯 学識別の被害児童数の推移

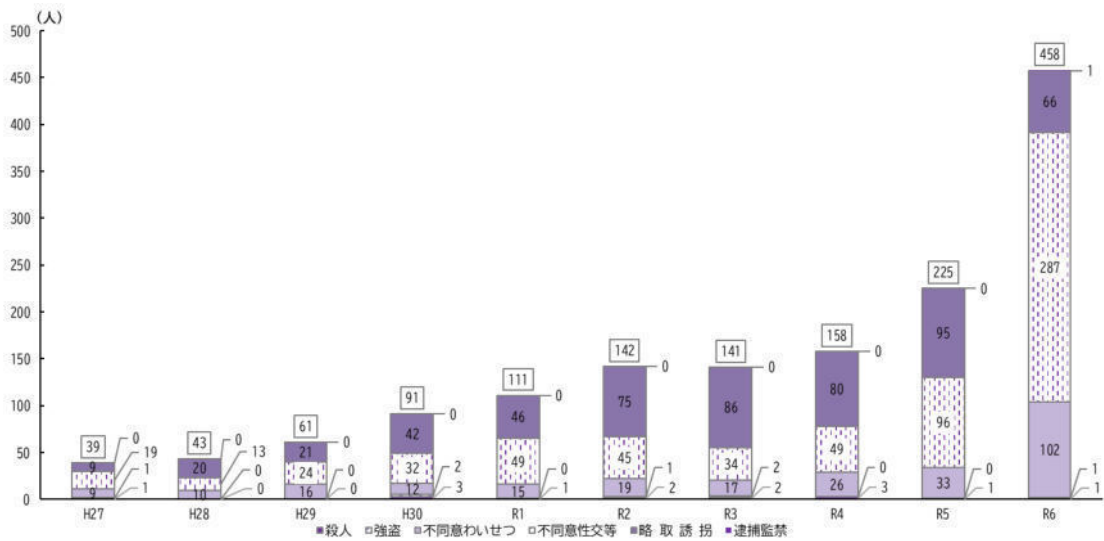


SNSに起因する事犯の被害児童数は、令和元年から毎年減少しているものの、依然として高い水準で推移している。

学識別で見ると、令和6年における小学生の被害児童数は、平成27年比で3倍以上に増加しており、低年齢層におけるリスクが相対的に高まっていることがうかがえる。

幼少期からの情報リテラシー教育や、保護者・学校・地域が連携した早期の予防的支援が重要となっている。

⑧-2 SNSに起因する事犯 重要犯罪等の被害児童数の推移



SNSに起因する事犯の被害児童数のうち重要犯罪等は、「不同意性交等」、「不同意わいせつ」及び「略取誘拐」が多くを占め、令和6年は特に「不同意性交等」が令和5年比で3倍近く増加している。

⑨ 区内事業所におけるハラスメント問題の有無とその内容



資料：世田谷区「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」（令和7(2025)年度）

令和7年度「区内企業の意識・実態調査」によれば、ハラスメントが「問題になったことがある」または「実態としてある」と回答した事業所は約4割となっており、依然として職場内でのハラスメントが発生している実態がみられる。中でもパワーハラスメントが8割以上を占めており、職場の上下関係や指導・マネジメントのあり方に関する課題が顕著である。

一方で、「問題になったことも実態としてもない」と回答した割合が最も高く、潜在的に生じているハラスメントを把握できていない可能性も考えられることから、「何がハラスメントに該当するのか」について、周知・啓発を図る必要性もうかがえる。

■施策の方向性■

1 暴力の防止と見過ごさず行動するための意識づくり

暴力の未然防止と、万が一の被害発生時における早期の相談・支援につなげるため、「何が暴力に該当するのか」についての正しい理解の促進を図る。

また、暴力を受けている人を見かけた場合や、知り得た場合に、周囲の人が「アクティブ・バイスタンダー」となって行動できるよう、「いかなる暴力も許されない」という意識を社会全体で醸成するとともに、被害を受けた際の相談先についての周知啓発を推進する。

2 デートDVや性犯罪などの暴力の防止及びインターネットやSNSに対するリテラシー向上の啓発

子ども・若者を対象に、デートDVや性被害について、「どのような行為が暴力に該当するのか」の理解の促進を図る。併せて、子ども・若者のインターネットやSNSの利用が広がる中で、デジタル性暴力などの犯罪から守るため、児童・生徒のみならず保護者を含め、被害防止に関する意識の向上と、インターネット・SNSに関するリテラシーの向上に取り組む。

3 職場におけるハラスメントの防止に向けた普及・啓発

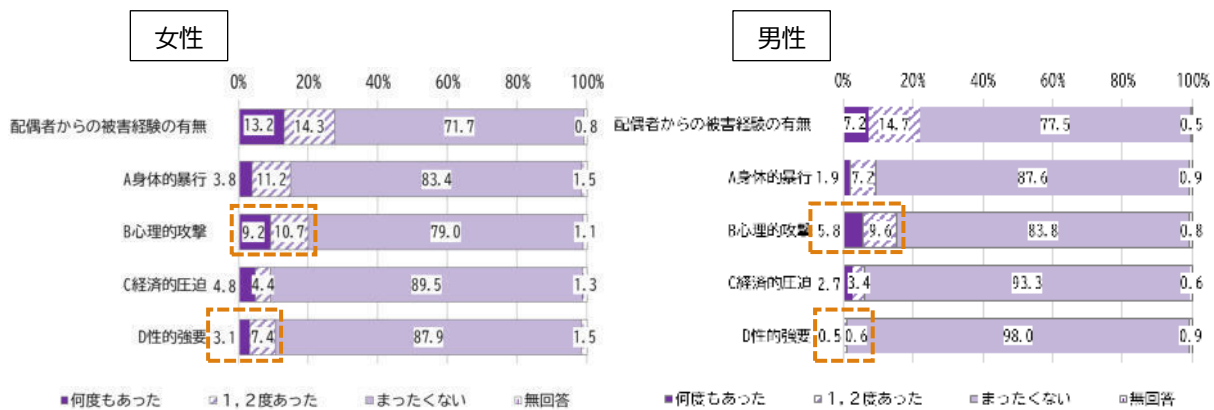
事業者が職場におけるハラスメント防止の取組みを推進できるよう、講座の実施や相談窓口の周知などの支援を行うとともに、関係機関との連携による情報共有や、啓発活動を支援する。

課題6 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援

■現状と課題■

- DVは心身に深刻な影響を及ぼし、その後の生活にも大きな困難をもたらすことから、被害者への切れ目のない支援が重要である。
- DVは家庭内で起こることで潜在化・深刻化しやすく、子どもへの直接的な暴力がなくても心理的影響を及ぼすことから、児童虐待との関連も大きい。また、男性、子ども、障害者、高齢者、外国人、性的マイノリティなど、様々な状況や立場にある被害者への配慮も求められている。
- 令和5年のDV防止法改正により、保護命令制度の拡充など法的支援体制は強化されつつあるが、令和6年度「区民意識・実態調査」によると、DVや性暴力、児童虐待への対応が十分でないと感じている区民も多く、特に女性の割合が高いなど、意識面での課題がみられる。
- 区では、「配偶者暴力相談支援センター」機能を整備し、関係各課・民間団体との連携により、一時保護や生活再建に向けた支援を行っている。また、各種相談窓口の設置により、安心して支援につながる体制を整えている。各総合支所子ども家庭支援センターでの相談状況をみると、相談件数は増加傾向にある一方、実人数に大きな変化はみられず、継続的な支援を必要とするケースの増加がうかがえる。
- 一方、被害が潜在化し、早期に支援へつなぐことが難しいケースも多い。被害状況も多様化しており、若年層の女性被害者や、経済的理由から加害者から離れられない被害者、男性の被害者も一定数みられるが、男性は相談に至りにくい傾向がある。また、DVと児童虐待への対応が別々に行われることで支援が断片化するおそれがあるほか、様々な状況や立場にある被害者に対しては、支援の届きにくさも課題となっている。
- 今後は、被害の早期把握と相談体制の強化、安全確保と生活再建に向けた支援の充実を図るとともに、関係機関や地域との連携を一層強化し、DV被害者支援と児童虐待防止を一体的に進めていく必要がある。

① 配偶者からの暴力の被害経験（男女別・被害経験内容別）

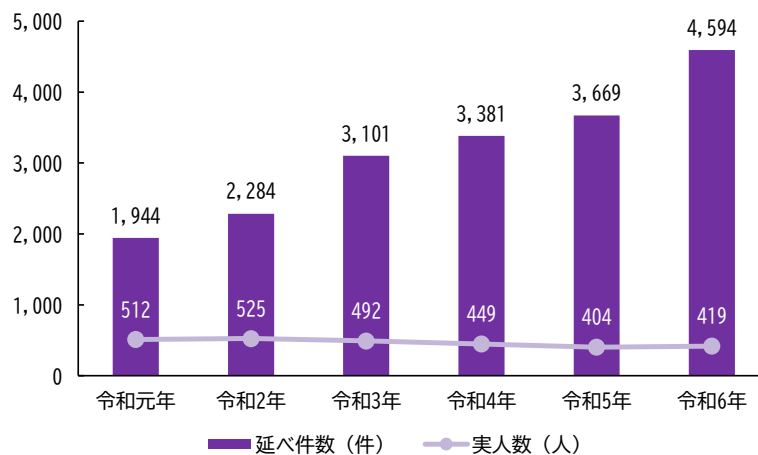


資料：内閣府男女共同参画局 男女間における暴力に関する調査（令和5（2023）年度）

内閣府の調査によると、男女別・被害内容別の「配偶者からの暴力の被害経験」では、男女ともに「心理的攻撃」の被害が最も多く、かつ複数回にわたって受けている割合も高い傾向にある。また、女性は男性に比べて「性的強要」の被害の割合が高い。

心理的攻撃は外見上分かりにくく、被害として認識されにくいことから、被害が長期化・深刻化しやすい特徴があるとされている。加えて、性別によって被害の内容や傾向に違いがみられることから、被害の実態に応じた支援や啓発が必要となる。

② 各総合支所子ども家庭支援センターにおけるDVの相談延べ件数・実人数の推移



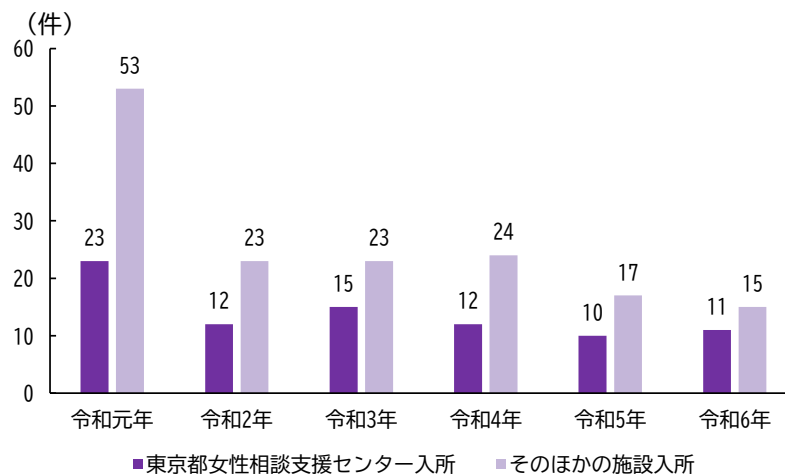
資料：世田谷区

区では、各総合支所の子ども家庭支援センターに女性相談支援員を配置し、DV相談として、支援対象者からの相談に対応している。

各総合支所における延べ相談件数は、平成30年度までは概ね横ばいで推移していたが、令和元年度以降は、増加傾向が続いている。一方で、実人数には大きな変化がみられないことから、継続的な支援を必要とするケースが増えていることが延べ相談件数の増加につながっていると考えられる。

相談者に複雑な事象が生じる中で、一人の相談者に対して支援を実施するにあたり、複数回の相談を実施するケースが多く、今後も相談者に寄り添った支援の実施が望まれる。

③ 各総合支所子ども家庭支援センターにおける一時保護件数の推移

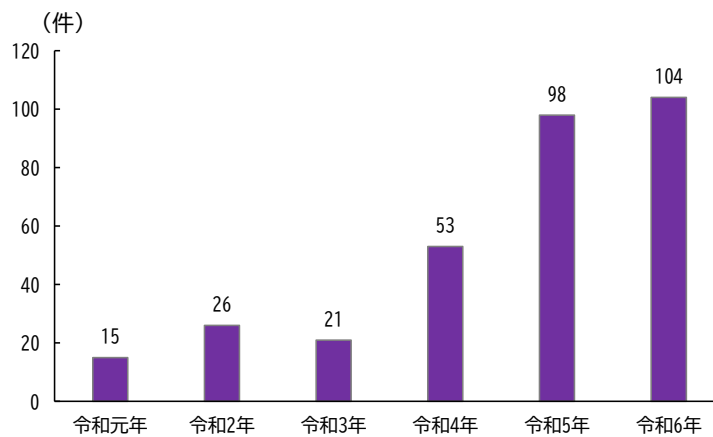


資料：世田谷区

区においては、東京都女性相談支援センター等と連携し、一時保護を行っている。

令和元年度は、その他の施設入所も含めて、件数が多い傾向であったが、近年は生活圏を変えたくないとする相談者が一定数いることや、女性の就業率の上昇により就労継続が課題となるケースがあることなどから、一時保護の件数は減少傾向にある。引き続き、相談者の希望や緊急性を考慮しながら、関係機関と連携した一時保護の実施が求められている。

④ 世田谷区立男女共同参画センター（らぶらす）における男性相談の件数の推移

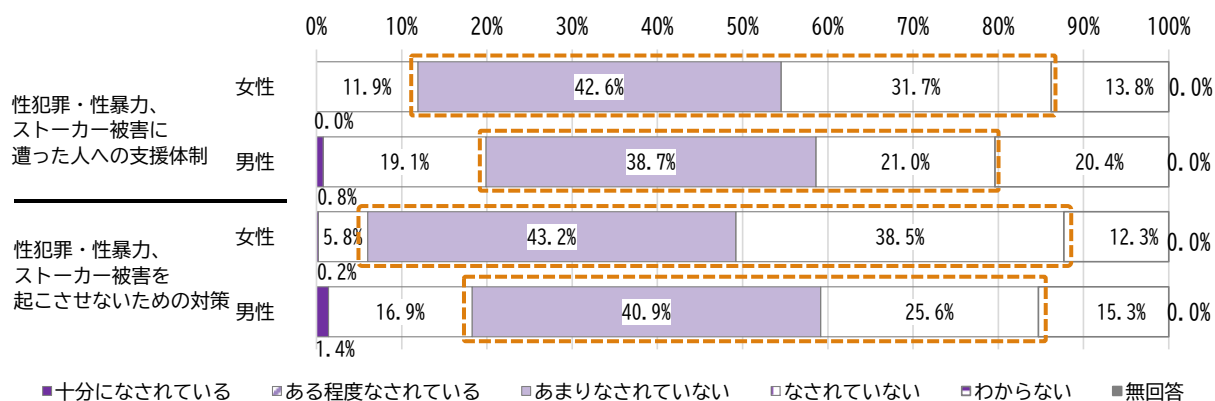


資料：世田谷区

男性相談の相談件数は徐々に増加しており、DVに関係すると考えられる相談も増加傾向にある。

一方で、固定的性別役割分担意識や相談に対する心理的なハードルなどを背景に、男性は支援につながりにくい傾向があるとの指摘もあり、実態に比して相談ニーズが十分に顕在化していない可能性がある。このため、男性が相談しやすい環境づくりや、周知の方法・内容について、検討を進める必要がある。

⑤ DV及び性暴力に関する人権問題に対する対応状況について（被害者支援、被害防止対策）

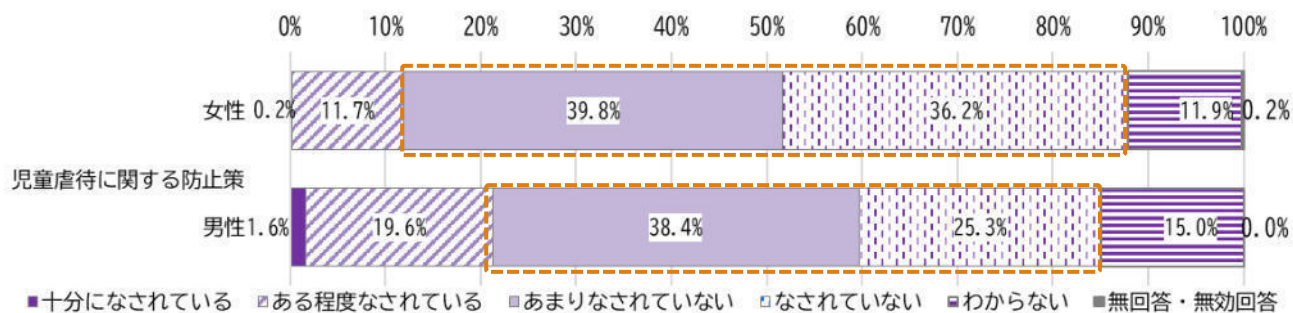


資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6（2024）年度）

令和6年度「区民意識・実態調査」によれば、DVや性暴力に対して対応がなされていない（あまりなされていない/なされていない）と考える人が半数を超えている。特に、「起こさせないための対策」については、女性は8割以上、男性は6割以上が「なされていない」と認識しており、未然防止の取組みが不十分であると感じている状況がうかがえる。

現在、区が実施する取組みを引き続き実施するとともに、加害についての正しい理解の促進や、各種支援・相談事業について、より多くの区民に情報が行き渡るよう、周知・啓発の強化が求められている。

⑥ DV及び性暴力に関する人権問題に対する対応状況について（児童虐待）



資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6（2024）年度）

令和6年度「区民意識・実態調査」によれば、児童虐待防止策について対応がなされていない（あまりなされていない/なされていない）と考える人が半数を超えている。女性は7割以上、男性でも6割以上が「なされていない」と認識しており、取組みが不十分であると感じている状況がうかがえる。

一方で、男性において約2割は対応がなされている（十分になされている/ある程度なされている）と回答しており、児童虐待防止策に対する認識にやや男女差がみられる。

今後は庁内及び関係機関等との連携を強化し、区が実施する取組みを引き続き実施するとともに、正しい理解の促進など、周知・啓発の強化が求められている。

■施策の方向性■

1 ニーズに応じた相談事業の実施

DVに関する相談については、複合的な課題が絡み合うことが多いことを踏まえ、様々な悩みや状況に応じた相談事業を通じて、切れ目のない支援を実施する。

2 被害者の安全確保と生活再建に向けた支援

一時保護による安全確保から中長期的な生活再建支援まで、被害者の状況に応じた総合的な支援を推進するとともに、関係各課や民間団体との連携を進めていく。

また、様々な立場や状況にある被害者も含め、経済的に自立しにくい被害者、若年層、男性の被害者など、複合的な困難を抱える被害者へのきめ細かい支援の充実を図る。

3 関係機関との連携を通じた支援の充実

関係機関との連携により、複合的な課題を抱える被害者を早期に支援につなげるとともに、充実した支援を実施する。

4 被害者支援と児童虐待防止の連携

DVが生じている家庭では、面前DVなどの児童虐待が併存する場合があるなど、密接な関連がみられることから、児童相談所や関係課等との連携を図る。

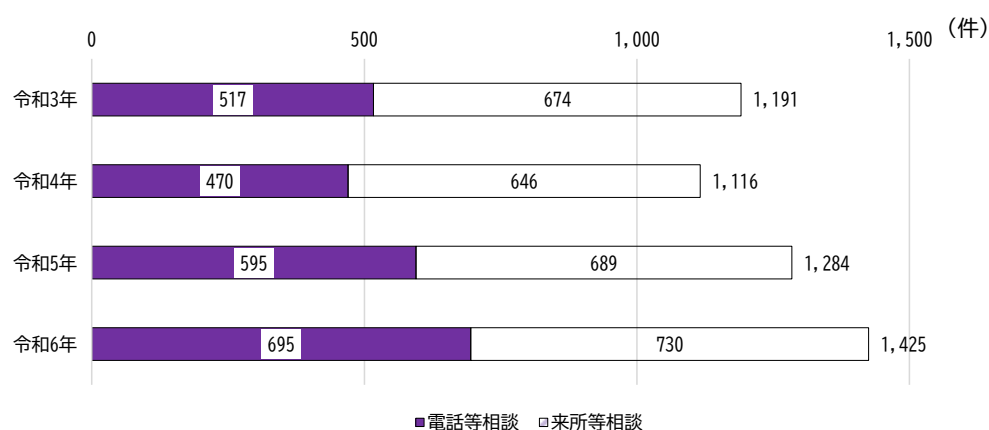
さらに、被害者支援と児童虐待防止の取組みを相互に連携させ、被害の早期把握と切れ目のない支援につなげることで、一体的かつ効果的な支援を推進する。

課題7 困難な問題を抱える女性への安全確保と自立に向けた支援

■現状と課題■

- 女性社会において、依然として困難な状況におかれている。社会情勢の変化の中、高齢化や単独世帯の増加、就労環境や生活上の困難の多様化が進み、特に貧困に陥りやすい高齢女性、ひとり親家庭や若年層女性など、複合的な困難を抱える女性も増加している。
 - 労働の面では、正社員・正職員であっても女性の給料は男性の8割に届かず、日本における男女の賃金格差は国際的に見て大きい状況にある。また、身体的な面では、女性には月経、妊娠や出産に伴う困難が生じやすく、こうした身体的な困難さが労働や生活において支障をきたしている。さらに、DV、性暴力、性的虐待については、男性も同様の被害に遭うものの、女性の方がより多くの被害に遭っていることが指摘されている。
 - こうした状況を受け、国は令和4年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を制定した（令和6年4月施行）。区では、同法に基づき令和7年3月に「世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本的方針」という。）」を策定し、方針を踏まえた取組みを推進している。
 - 困難な問題を抱える女性への支援にあたっては、複数の問題が絡み合い、一体的かつ包括的な支援が必要となるため、今後は、支援を行う女性相談支援員の体制強化や人材育成による支援の充実が重要となる。また、障害、高齢、生活困窮、児童福祉等の福祉的支援が必要になる場合も多く、庁内での連携をより強化することや独自性や柔軟性のある支援を提供する民間団体との連携により、多様なニーズに沿った支援を行っていくなど、基本的方針に基づく一層の取組みが求められる。
-

① 各総合支所子ども家庭支援センターにおける女性相談の実件数の推移



資料：世田谷区

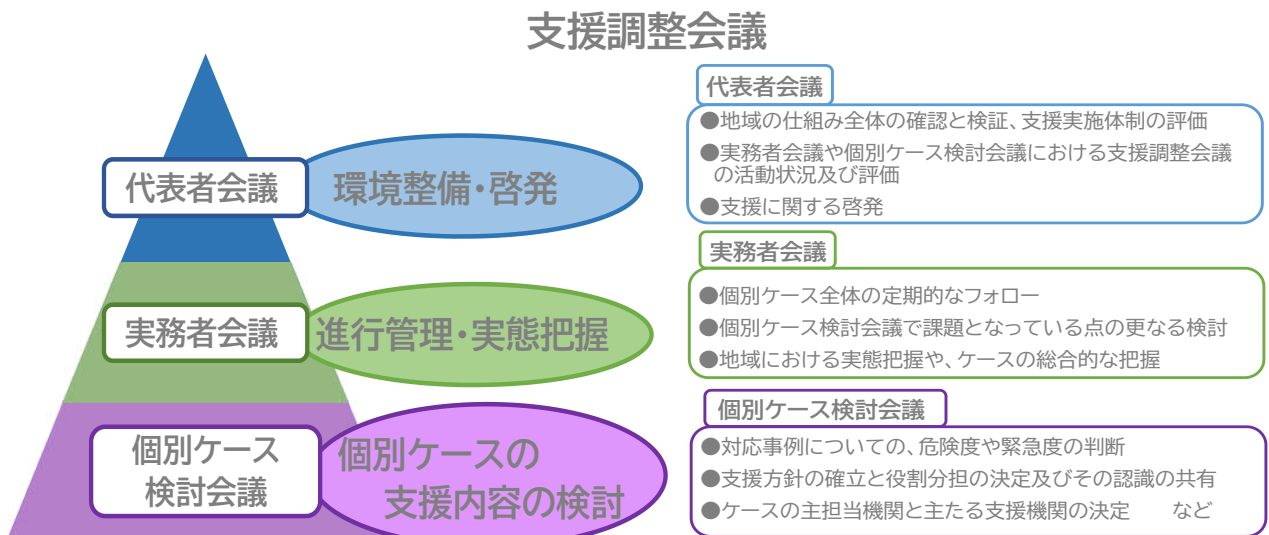
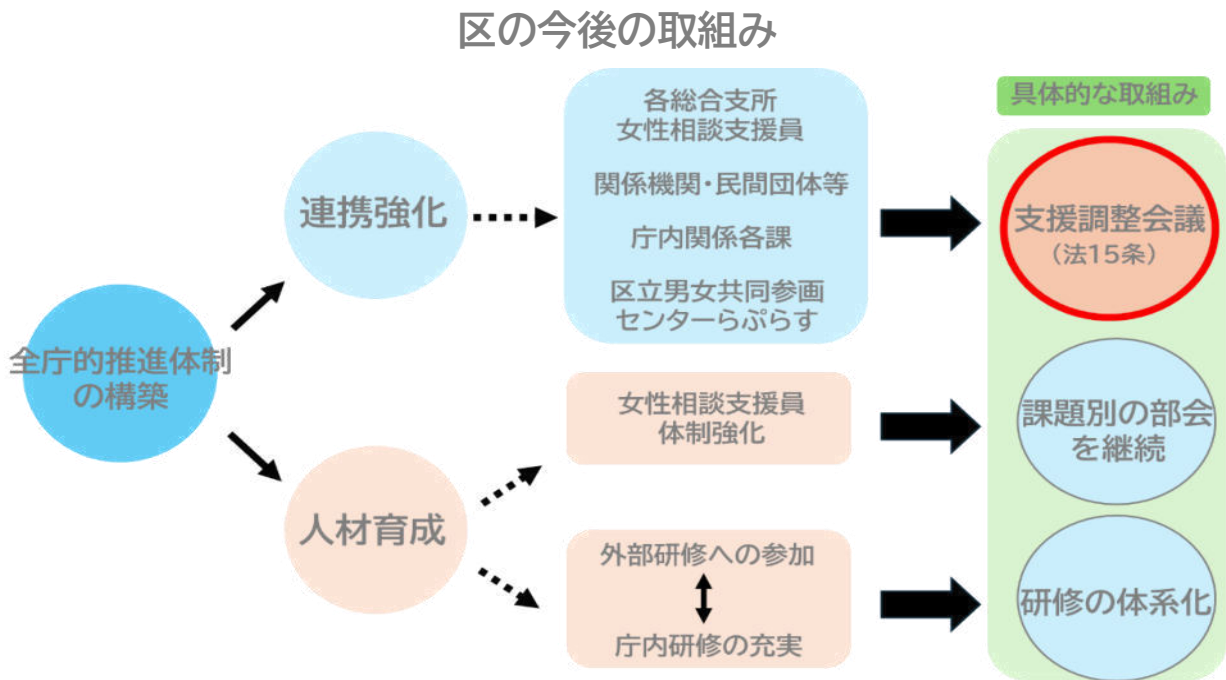
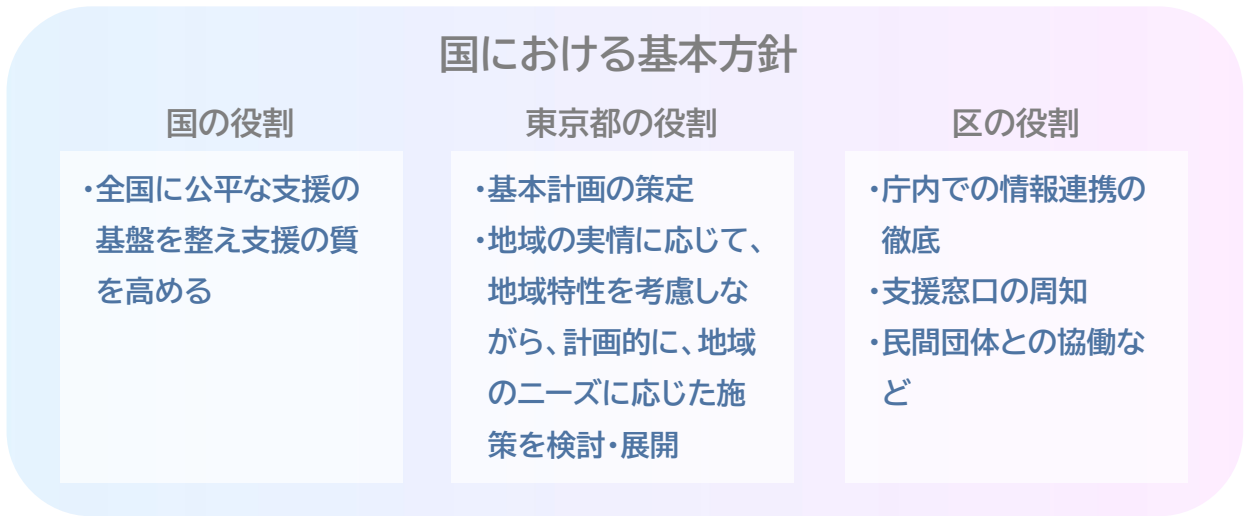
女性相談件数の推移を相談手段別にみると、令和4年度以降、「電話等相談」、「来所等相談」ともに増加傾向にある。来所による相談のうち、大半を占めるのが、DVや「子ども、親・親族・交際相手・その他の者」からの暴力に関する相談となっている。また、年代別には、30代～40代の子育て中の女性からの相談が多い。

相談内容の傾向として、相談者がそれまでの生活を手放して避難するという考えがもてないまま、ハラスメントや暴力の加害者がいる環境での生活を継続し、DVサバイバー*やACEサバイバー*となる人も一定数みられる。こうした状況から相談者の抱える困難さや、課題・ニーズが複合的かつ多様化しており、女性相談支援員には専門性と対応力が求められ、業務における難易度が高まっている状況にある。

*DV サバイバー：配偶者や恋人等からの身体的・精神的・性的暴力（DV）の被害者であり、その過酷な状況を生き抜く力強い人々のこと。

*ACE サバイバー：幼少期に虐待やネグレクト、家庭問題（家族の精神疾患、親の離別やDV等）など、深刻な体験をしながら、その過酷な状況を生き抜いた人々のこと。

② 国の基本方針における困難女性支援の位置付けと区の今後の取組み



■施策の方向性■

1 女性相談支援員の体制強化及び支援の充実

研修の体系化や専門職の設置による女性相談支援員の質の向上や主任級・統括級の設置などによる体制強化を推進するとともに、相談窓口の積極的な情報発信を進め、支援の充実を図る。

2 居場所の創出と生活力の向上支援

若年女性については、相談窓口や福祉的支援につながりにくい現状を踏まえ、身近な場所で安心して関われる「居場所」づくりを通じて、早期に相談や支援につながる入口を広げていく。また、中年層単身女性については、雇用・収入面での困難や年金問題、社会的孤立など複合的な課題を抱えやすいことから、情報へのアクセスと人とのつながりを支える環境整備を進めるとともに、居場所等の充実を図る。そのため、世田谷区立男女共同参画センターらげらすでの取組みを推進するとともに、民間団体等との連携・協働による社会資源の創出を図り、支援体制の強化を進める。

3 関係機関や民間団体との連携

行政の支援だけでは十分に行き届かない、訪問、巡回、居場所の提供、関係機関への同行支援などのアウトリーチ*型の支援を進めるため、関係機関や民間団体との連携強化を図る。

4 国や都、他自治体との連携

国や都が進める施策や、広域的な支援体制と連携するとともに、都との連絡会等の活用や先駆的に取り組んでいる他自治体などとの連携を行い、支援の取組みについて研究を進める。連携を通じて、より効果的で切れ目のない支援体制の構築を図る。

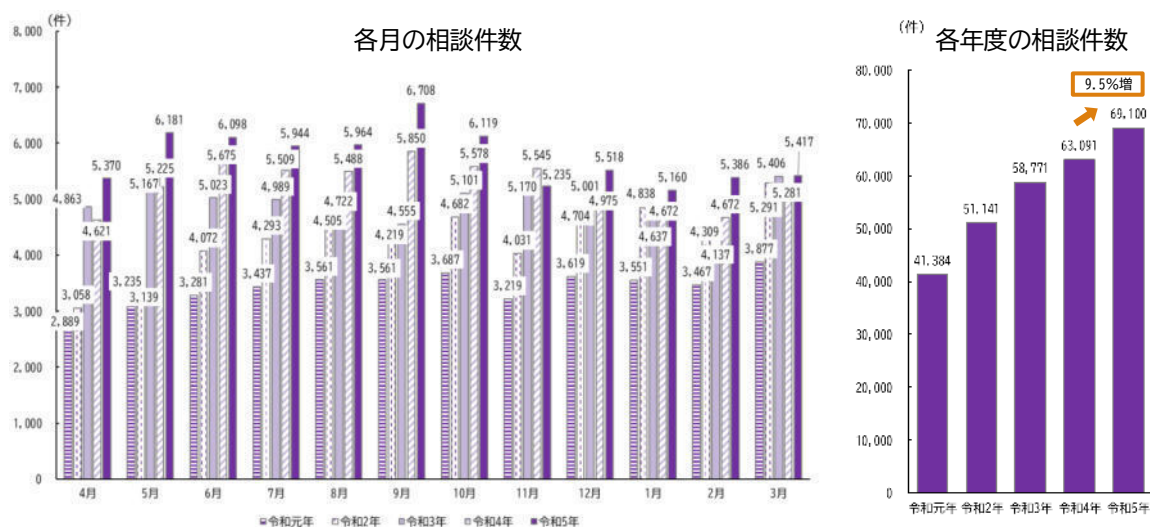
*アウトリーチ：支援やサービスを必要としている人の元へ、直接出向いて（手を伸ばして）働きかける支援のこと。

課題8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実

■現状と課題■

- 性犯罪・性暴力は、年齢や性別、配偶者・パートナーの有無にかかわらず、誰にでも起こり得る。しかしながら、被害内容や被害を周囲に知られることへの不安から、相談につながりにくい傾向があり、被害者に対する偏見や誤解も依然として顕在化している。
- 国では、令和5年に「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」が策定され、令和5年度から令和7年度までを「更なる集中強化期間」として取組みを推進している。さらに、令和5年の刑法改正等による「性犯罪に対処するための刑事法」の整備、「こども性暴力防止法」の公布（令和8年12月施行）など、制度面での対応の強化が図られている。
- 都では、被害直後からの総合的な支援体制である性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「性暴力救援センター・SARC東京」を設置している。被害者が安心して相談でき、適切な支援につながるためには、これらの周知と、プライバシーの保護、二次被害の防止が重要である。
- 区では、令和7年に「世田谷区犯罪被害者等支援条例」及び運用方針を制定し、庁内や関係機関と連携しながら、相談支援、経済支援、居住支援、日常生活支援など、犯罪被害者等の早期回復と生活再建に向けた支援を行っている。条例制定後は、「世田谷区犯罪被害者等相談窓口」の相談件数は増加傾向にあるが、性被害・性犯罪に関しては医療機関の受診や警察との連携等、迅速かつ適切な被害者支援の重要性が一層高まっている。
- 被害者が必要な支援につながるまでには、医療、警察、福祉、民間支援団体など、複数の機関が関わることから、連携強化の重要性がうかがえる。さらに、被害を受けた方が速やかに医療につながる体制を整えるとともに、国や都との連携を含め、医療機関等との協力のもと、地域における切れ目のない支援体制を構築していくことが重要となる。
- 今後は、性被害を「相談してよい問題」と捉える社会的認識を広げ、性別を問わず声を上げやすい環境整備を進めるとともに、相談窓口の周知と被害者支援の充実、国・都や関係機関との連携強化を一体的に進めることで、性犯罪・性暴力の防止と、被害者の尊厳を守る支援体制の充実を図っていく必要がある。

① 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数の推移

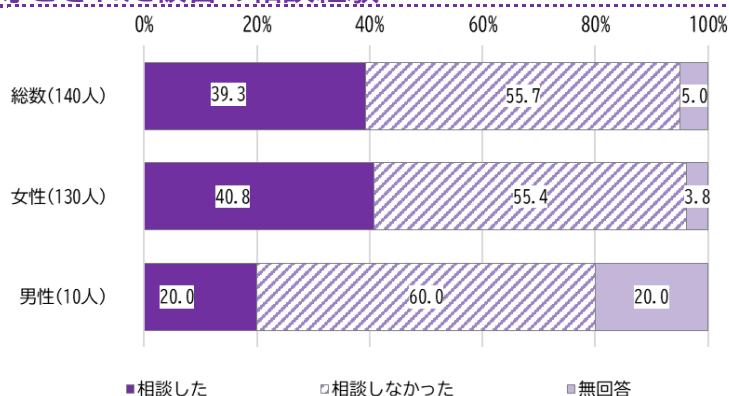


資料：内閣府男女共同参画局資料

性犯罪・性暴力の被害者を適切な支援に繋げることが重要であることから、被害直後から総合的な支援を行う「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」が各都道府県に設置され、東京都では「性暴力救援センター・SARC東京」がその役割を担っている。

全国のワンストップ支援センターへの相談件数は年々増加し、令和5年度は、前年度比9.5%増となっている（11月を除き、前年度を上回って推移）。相談件数の増加は、支援体制の周知が進んだことや、相談につながりやすい環境が整いつつある面も考えられる一方で、性犯罪・性暴力が依然として社会に根強く存在していることがうかがえる。

② 無理やりに性交等をされた被害の相談経験

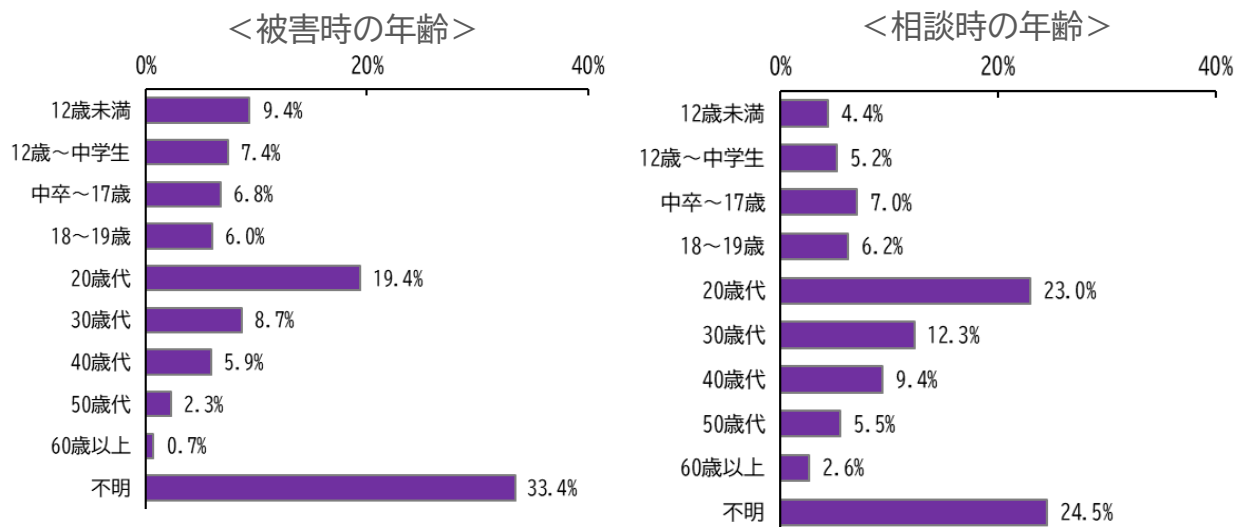


資料：内閣府男女共同参画局 男女間における暴力に関する調査（令和5(2023)年度）

内閣府の調査では、被害を受けた人（総数）の55.7%がどこにも相談しておらず、性別で見ると女性の55.4%、男性の60.0%が未相談であった。男性の方が相談につながりにくい傾向がみられる。

また、内閣府がワンストップ支援センターに実施したヒアリング調査によると、男性は被害によるショック、羞恥心、自責感等が強く、被害を他者に話すことへの抵抗感や、相談内容が周囲に知られることへの不安が大きいことから、支援に結びつけることが難しい事例が複数報告されている。

③ 電話相談における被害時と相談時の年齢

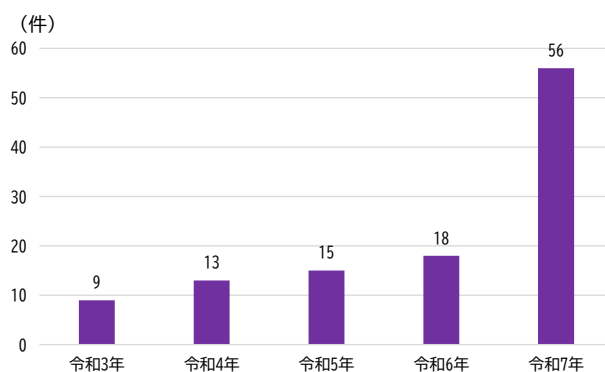


資料：内閣府男女共同参画局 男女間における暴力に関する調査（令和5（2023）年度）

電話相談における中学生以下の比率をみると、「被害時の年齢」に比べて「相談時の年齢」が高く、低年齢期に性暴力被害に遭っても、ワンストップ支援センターにつながりにくく、中学卒業以降になってから相談に至るケースが多くなっている。

低年齢期では、被害が性暴力であるとの認識が難しいことや、身近な大人によるグルーミングによって、関係性の中での心理的支配などが積み重なるため、被害を被害として理解しにくいとされる。そのため、被害が潜在化し、長期化・深刻化しやすい傾向が指摘されている。

④ 世田谷区犯罪被害者等相談窓口の相談件数の推移



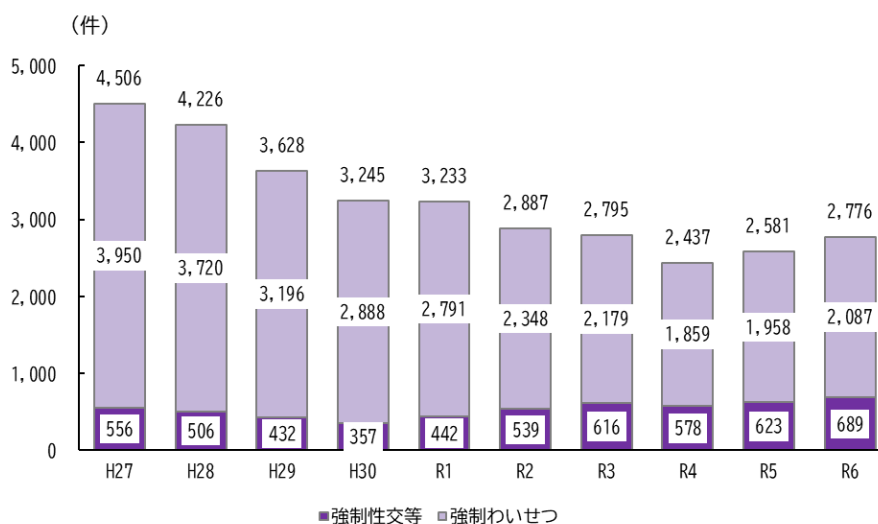
資料：世田谷区

世田谷区では、犯罪被害を受けた方等ができる限り速やかに安全で安心な生活を送ることができるようにするため、また、犯罪被害者等に寄り添った支援を実施していくため、令和7年4月1日に「世田谷区犯罪被害者等支援条例」と運用方針を施行し、早期回復・生活再建に向けた具体的な支援策を実施している。

こうした支援策の展開も背景となり、区の犯罪被害者等相談窓口に寄せられる相談件数は増加傾向にある。性被害・性犯罪に関しては医療機関の受診や警察等の連携等緊急を要する事案もあり、迅速かつ適切な対応がより一層求められる。

引き続き、相談窓口の周知だけでなく、性被害を「相談してよい問題」と捉える社会的認識を広げ、性別を問わず声をあげやすくなる環境づくりを進めていくことが重要である。

⑤ 少年が主たる被害者となる性犯罪（強制性交等、強制わいせつ）の認知件数の推移



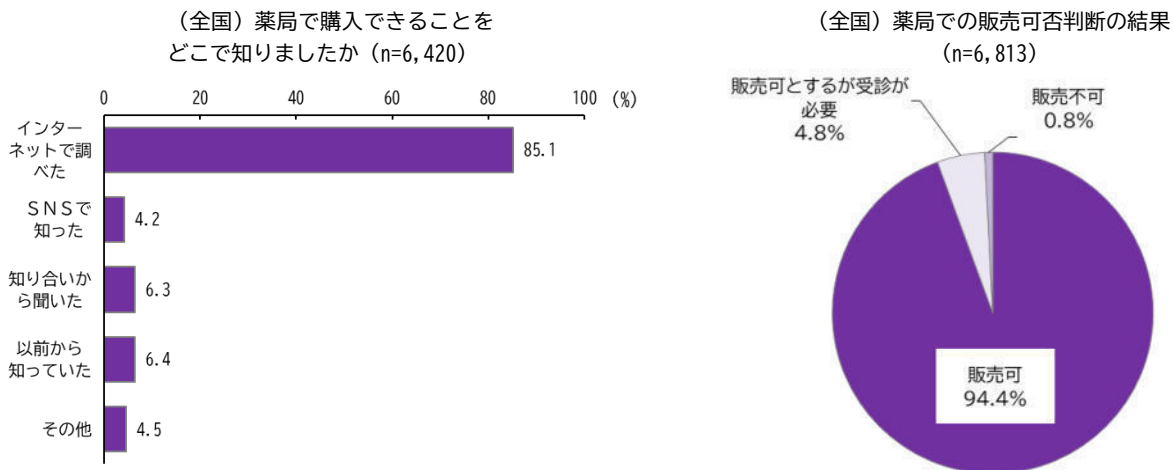
※「少年」は、性別を問わず20歳未満の者をいう。

※ 強制性交等とは、刑法の一部が改正（平成29年7月13日施行）され、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦」を「強制性交等」に変更した。

資料：警視庁生活安全局人心安全・少年課 子供の性被害の現状と取組について

令和4年における、少年が主たる被害者となる性犯罪（強制性交等、強制わいせつ）の認知件数は2,776件で、前年より増加している。平成25年から令和2年までは減少傾向で推移していたものの、令和4年以降は再び増加に転じており、被害が拡大しつつある状況がうかがえる。背景としてSNS等での接触を含めた複数の要因が関係していると考えられる。

⑥ 緊急避妊薬の適正販売に係る環境整備のための調査



資料：公益社団法人日本薬剤師会 令和6年度厚生労働省医薬局医薬品審査管理課事業
緊急避妊薬の適正販売に係る環境整備のための調査事業 報告書

性暴力被害に遭った場合、速やかに緊急避妊へアクセスできることが重要である。しかし、地方では産婦人科を受診しにくく、デートレイプ等の被害時には相談自体が難しいことから、必要な支援につながりにくいという課題が指摘されてきた。加えて、緊急避妊薬を手に入れるには処方箋が必要かつ高価なことから、諸外国と比べてハードルが高い状況である。

厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（令和5年3月改訂）では、一定の要件のもと産婦人科医または指定研修を受講した医師による初診からのオンライン診療による緊急避妊への対応を認め、制度面での柔軟化が図られはじめている。

また、国の調査研究事業として薬局での試験販売事業が開始され、令和7年10月には日本で初めて薬局販売が承認される（市販化）など、アクセス改善が進んでいる。

緊急避妊薬の適正販売に係る環境整備のための調査によると、試験販売の購入者の8割以上がインターネットで情報を得て来店している。一方で、販売可否の状況をみると、販売時に受診が必要であったり、販売不可の方も1割未満いることがうかがえる。

参考資料

性犯罪・性暴力に関する最近の国の動向

■性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針

国では、令和2年に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を定め、令和2年度から4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、施策の検討を進めてきた。新たに令和5年度から7年度の3年間を性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」とし、実施している。

■痴漢撲滅に向けた政策パッケージ

国では、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」（令和4年6月）を踏まえ、令和5年3月に「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」を策定した。本パッケージでは、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び国土交通省が連携して痴漢対策を強化するための基本的な考え方を示し、今後実施する施策を体系的に取りまとめている。

■性犯罪関係の法改正等

令和5年7月「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」と「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」の公布により、性犯罪の規定が変更となった。本改正では、強制性交等罪は「不同意性交等罪」へ改めたほか、性交同意年齢を「16歳未満」へ引き上げるなど、性犯罪に関する定義や処罰のあり方が見直された。

■子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ

令和5年7月、子ども家庭庁及び内閣府で開催した合同会議で「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」が策定された。各府省庁が連携し、既存の対策の着実な実行に加え、本パッケージに掲げる施策を速やかに進めることとされた。さらに同年10月には「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージの実施の加速化」として、加速化・強化する施策をとりまとめている。

■子供の性被害防止プラン2022（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）

「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」（平成29年策定）が、社会情勢の変化を踏まえて見直され、令和4年に新たに「子供の性被害防止プラン2022」が策定された。現行法を前提とし、児童買春、児童ポルノの製造等を含む性被害の根絶に向け、政府が取り組むべき施策を体系的にとりまとめており、策定後は毎年度取組状況を確認している。

■子ども性暴力防止法

令和6年4月に「子ども性暴力防止法」が公布され、令和8年12月から施行される。同法は、子どもに接する教育・保育などの場において性暴力を防ぎ、子どもの心身を守ることを目的としており、学校や保育所、学習塾などの事業者に対し、性犯罪歴のある従事者を従事させない仕組みの導入（日本版DBS）や、相談体制・見守り体制の整備等を義務付けるなど、組織的な防止策が求められている。

■生命（いのち）の安全教育

前述の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を踏まえた、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」において、子どもへの性暴力の防止として、加害者や被害者、傍観者にならないよう、全国の学校等で「生命（いのち）の安全教育」を推進している。生命の安全教育では、性暴力を正しく理解し、生命の尊さや自他を尊重する姿勢を育み、心身の安全を守るための行動や態度を発達段階に応じて身につけることを目指している。

■施策の方向性■

1 相談窓口の周知と被害者支援

性犯罪被害については、「恥ずかしくて誰にも言えない」「自分が我慢すればよい」などの理由により、相談をためらうケースが少なくない。被害を受けた際には、いち早く相談につながるよう、相談先についてより一層の周知・啓発を進める。

併せて、被害を受けた方の相談について、犯罪被害者等相談窓口を中心に適切に対応し、早期回復及び生活再建に向けた具体的な支援を実施する。

2 国や都、関係機関との連携

性犯罪被害を受けた方が早急に医療につながれるよう、区内の医療機関と連携するとともに、緊急避妊薬の購入等に関する支援について関係機関とも連携を図る。

また、国の啓発事業や東京都の支援も活用しながら、多面的な支援を実施する。

■■計画の内容■■

基本目標Ⅲ

多様性を認め合い、
尊厳をもって生きることができる
社会の推進

基本目標Ⅲ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の推進

- ◇世田谷区基本構想のビジョンに掲げるように「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築く」ためには、様々な背景や立場を理解し、尊重し合うことが重要である。
- ◇区では平成30年に「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を制定して取組みを推進している中、国においても令和5年に「LGBT理解増進法」が制定された。
- ◇法制度を踏まえつつ性的マイノリティの抱える生きづらさへの理解・支援を進めるなど、人権尊重の社会構築を目指す。
- ◇それぞれの身体的性差を理解することは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提であることから、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）」
*の視点や生涯を通じた男女の心身の健康への理解及び支援により、性別や性差による違いを尊重し合える社会を目指す。

■課題・施策の体系■

課題（案）	施策（案）
課題9 性の多様性に関する理解促進と 性的マイノリティへの支援	1 性の多様性を尊重し合える社会の実現に向けた意識の醸成 2 子ども・若者への性の多様性に関する啓発 3 安心して働くための事業者への啓発 4 防災や医療・福祉分野等における性的マイノリティに関する取組み 5 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組み 6 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの充実
課題10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ （性と生殖に関する健康/権利）の 理解促進	1 自分も相手も大切にするためのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進 2 生涯を通じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組み
課題11 性差に応じたところと身体の 健康支援	1 多様なライフデザインを描くための健康支援 2 従業員のウェルビーイング（多様な幸せ）を高めるための健康経営の促進

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：妊娠・出産・避妊・性感染症など、性や生殖に関わるすべてにおいて、身体的・精神的・社会的に健康で、自分自身で意思決定できる権利のこと。

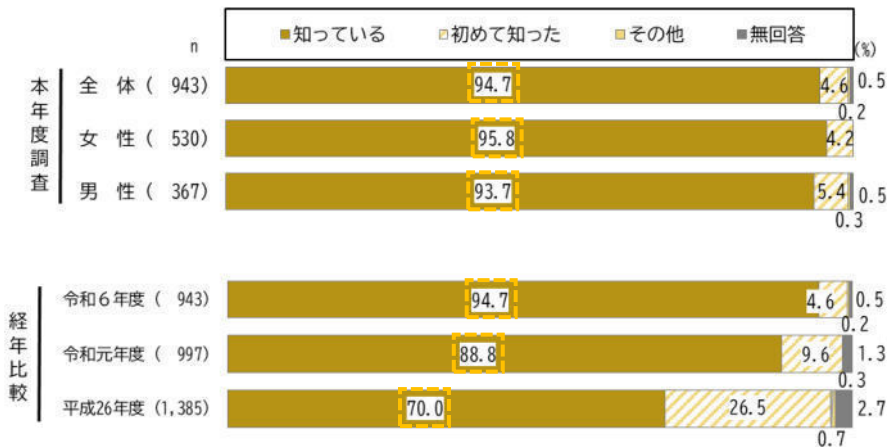
課題9 性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援

■現状と課題■

- 「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」では、「全ての人が、多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができる。」「全ての人が、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択することができる。」「全ての人が、あらゆる分野の活動においてともに参画し、責任を分かち合う。」の3つの理念を掲げており、「条例」に基づき施策を推進している。
- また、区では渋谷区とともに全国に先駆けて「世田谷区パートナーシップ宣誓」を開始しており、この宣誓の取組みは全国に広がっている。さらに、令和4年からは、性的マイノリティの子どもや親を含めた「世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓」*へと取組みを拡充し、理解促進を図っている。
- 令和6年度「区民意識・実態調査」によると「性的マイノリティという言葉の認知」は、前々回調査の約70%から前回調査では約89%、さらに今回調査では約95%と一貫して向上しており、区民の意識は着実に変わってきている。
- しかし、「性のあり方は個人の趣味・嗜好によるもの」という誤った認識は56.5%と依然として高い割合にあり、周知・啓発の必要性がうかがえる。
- 今後も、多様な性のあり方への理解を醸成するため、すべての区民、事業者に向けて効果的な啓発に努めるとともに、特に子ども・若者への啓発を図ることで、地域全体の意識変革につなげていくこと、性的マイノリティが安心して働ける環境づくりを図っていくことが必要と考えられる。また、性的マイノリティが直面する困難さを軽減・解消していくために、地域における理解促進に向けた多様な取組みが求められている。

*世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓：双方または一方が性的マイノリティであるカップルが、お互いを人生のパートナーすることを宣誓する「パートナーシップ宣誓」とカップルの子どもや親を含め宣誓する「ファミリーシップ宣誓」の総称。

①-1 性的マイノリティという言葉の認知

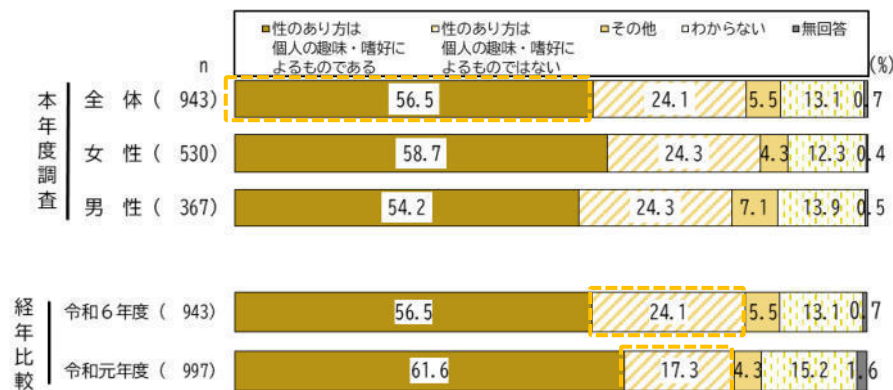


令和6年度「区民意識・実態調査」によれば、「性的マイノリティという言葉の認知」は、94.7%と高く、女性の認知(95.8%)は男性の認知(93.7%)よりさらに1ポイント高くなっている。

過去調査をみると、平成26年度の70.0%から令和元年度は88.8%、令和6年では94.7%と急速に認知度が高まっていることがわかる。

資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」(令和6(2024)年度)

①-2 性のあり方に関する意見

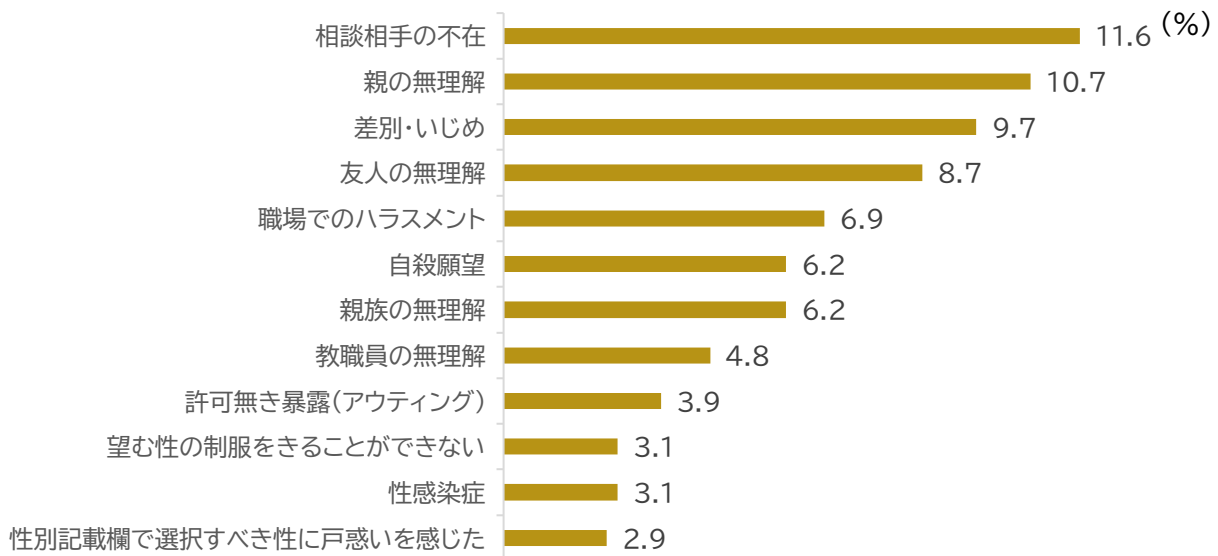


令和6年度「区民意識・実態調査」によれば、「性のあり方に関する意見」については、「性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものである」という誤った考え方が56.5%と未だに5割以上を占めており、継続的な理解促進を図っていく必要がある。

一方、「性のあり方は個人の趣味・嗜好によるものではない」は24.1%と3割をきっているものの、令和元年の17.3%からは約7ポイント増加しており、わずかながら性のあり方への理解が進んでいることがわかる。

資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」(令和6(2024)年度)

② 性的マイノリティが経験した困難なこと（上位10位まで）

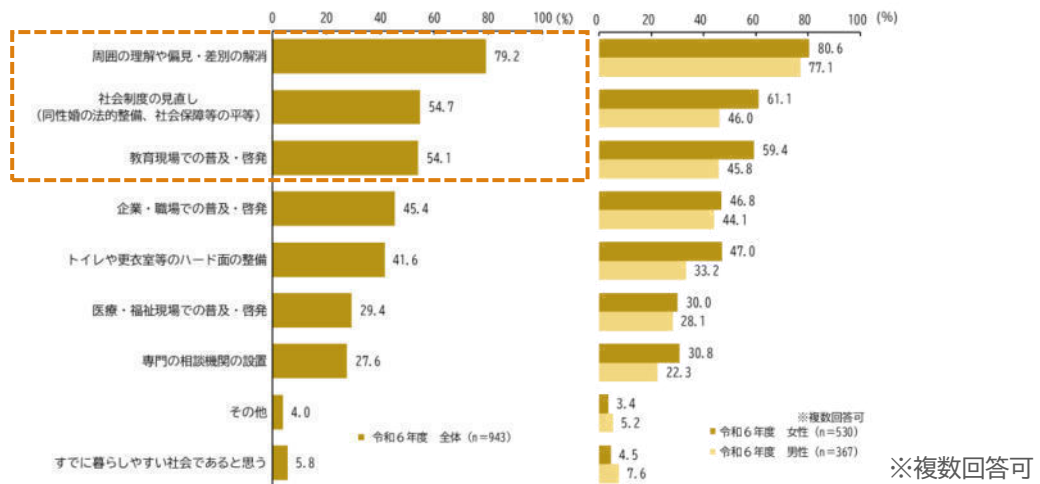


資料：東京都総務局人権部「性自認及び性的指向に関する調査」（令和4（2022）年3月）

「性自認及び性的指向に関する調査」によると、性的マイノリティが経験した困難なことの上位10位として、上記事項が挙げられた。

相談相手の不在や周囲の無理解に関することが4つ挙げられるなど、性的マイノリティが安心して相談できる環境の整備や周囲の人の理解を深めることが急務である。

③ 性的マイノリティの方々が暮らしやすい社会になるために必要なこと

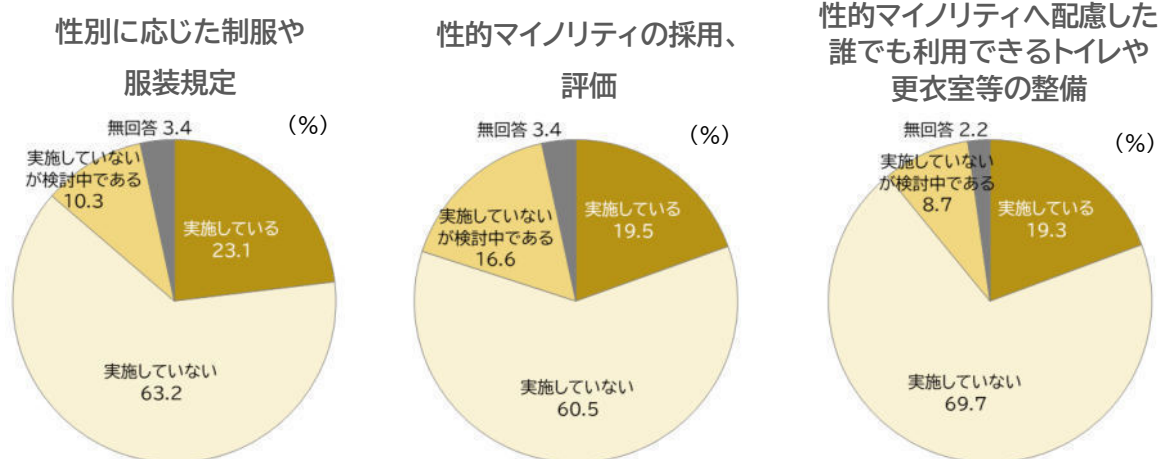


資料：世田谷区「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」（令和6（2024）年度）

令和6年度「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」によれば、「性的マイノリティの方々が暮らしやすい社会になるために必要なこと」について、「周囲の理解や偏見・差別の解消」が最も多く79.2%となっており、区民一人ひとりの偏見や差別などの意識を変えていく様々な取組みの推進が重要と考えられる。

次いで「社会制度の見直し」、「教育現場での普及・啓発」が5割を超えており、法的整備や制度見直しの重要性が認識されているほか、人格形成期である若年層へのアプローチとして学校教育での取組みが期待されている。

④ 職場において、性的マイノリティへの配慮としてどのような取組みをしているか



資料：世田谷区「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」（令和7（2025）年度）

令和7年度「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」によれば、「職場において性的マイノリティへの配慮としてどのような取組みをしているか」について、上記3つの項目について、「実施している」との回答が多かった。

しかしながら、「実施していない」はいずれも6割以上となっており、事業者の取組みの進捗は必ずしも十分とはいえない。性的マイノリティへの支援を推進するためには、企業による理解、協力欠かせない。さらに、区内企業がおかれている様々な状況も考慮しながら取組みへの支援を図ることが必要と考えられる。

■施策の方向性■

1 性の多様性を尊重し合える社会の実現に向けた意識の醸成

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づき、性の多様性への理解促進に取り組む。そのため、リーフレット、SNSなど様々な媒体を活用した周知・啓発により、地域における理解促進を図り、ALLY*を創出していく。

2 子ども・若者への性の多様性に関する啓発

子ども・若者が互いに偏見や差別なく多様な性を尊重し合えるよう、リーフレットの配布や様々な媒体の活用により理解促進を図る。また、子ども・若者が受け入れやすい手法による知識習得や様々な機会を通じた周知・啓発を図っていく。

3 安心して働くための事業者への啓発

区内事業者の性的マイノリティへの理解を促進し、従業員や顧客に対して公平な扱いや配慮がなされるよう促すとともに、従業員の就労環境や提供するサービスについても性的マイノリティの視点を取り入れられるよう周知・啓発を図る。

また、求職者に対するソジ・ハラスメント*も問題となっていることから、従業員だけでなく、就職の場面における配慮も呼び掛けていく。

4 防災や医療・福祉分野等における性的マイノリティに関する取組み

防災分野に関しては、防災対策や避難所運営や災害対応について、性的マイノリティの視点を取り入れられるよう、「地域防災計画」に位置付けるとともに、性的マイノリティへの配慮等の方針を踏まえ、災害時には避難所で安心して過ごせるよう、適切な配慮に努める。また、地域福祉分野に関しては、「保健医療福祉総合計画」の理念などにLGBTQの視点が反映されているところではあるが、引き続き地域安全、医療・福祉分野での取組みを進めていく。

5 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取組み

多様な性や多様な家族のあり方を尊重し、地域の中で安心して暮らしていけるよう、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓」の取組みを引き続き実施し、地域における認知度向上も図っていく。

6 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの充実

性的マイノリティが直面する様々な困難さを軽減・解消していくため、相談や交流の場の充実を図っていく。

*ALLY (アライ)：性的マイノリティの方々への理解を深め、立場を尊重する人のこと。

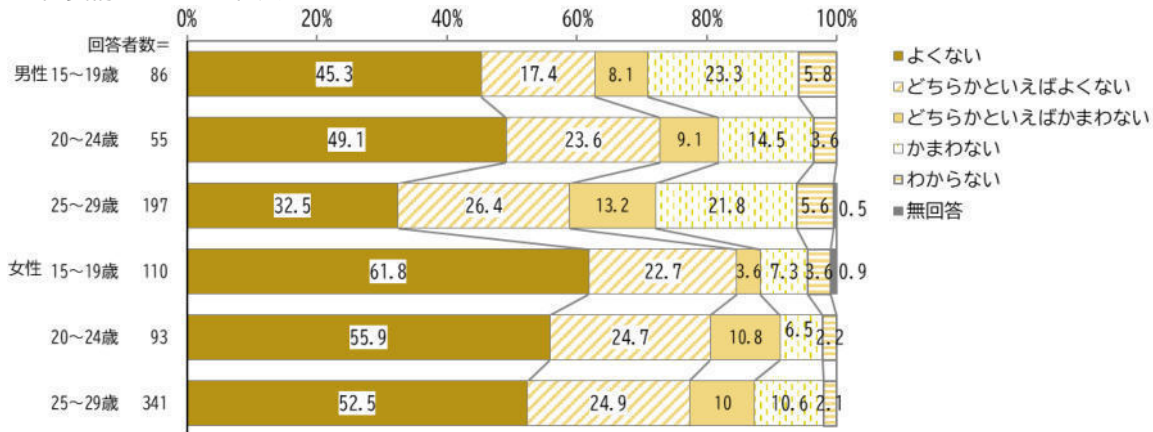
*ソジ・ハラスメント：性的指向や性自認に関連して、差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力などの精神的・肉体的な嫌がらせをする行為。

課題 10 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)の理解促進**■現状と課題■**

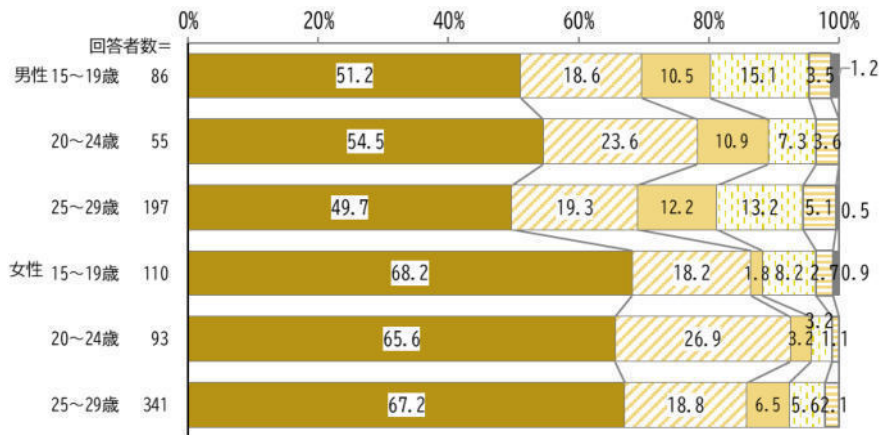
-
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)は、1994年にエジプトのカイロで開催された「国際人口・開発会議」ICPD (International Conference of Population and Development) において採択された。
 - この考え方は、一人ひとりが適切な知識と自己決定権を持ち、自分の意思で必要なヘルスケアを受けることができ、自らの尊厳と健康を守れることをいう。いつ何人子どもを産むのか産まないのかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、思春期における理解促進が重要である。
 - 「世田谷区における思春期世代等に対するところとからだのアンケート調査」によると15歳～29歳までの青少年の意識について、愛情と性行動について男女の意識に差があることがわかる。
 - 性に関する知識や情報は、思春期に限定されるものではなく、大人世代にとっても必要であり、生涯を通じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの実現に取り組んでいくことが求められている。
-

①-1 性交に対する考え方

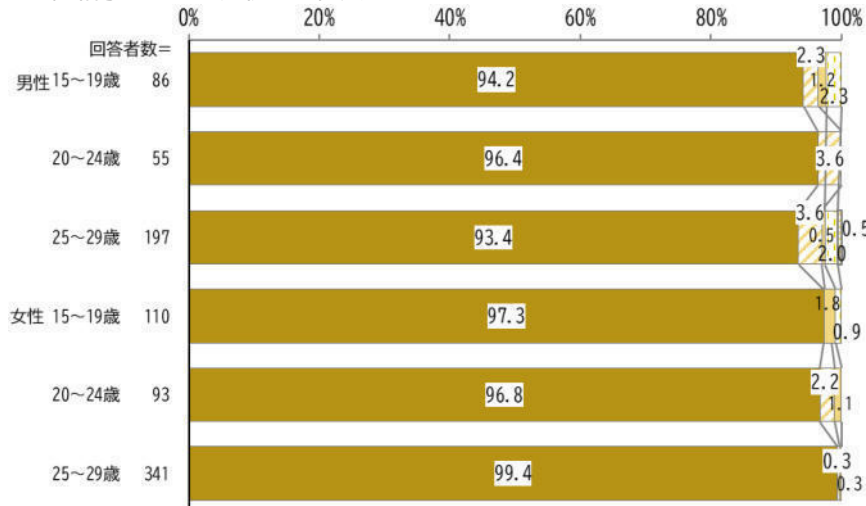
1) 愛情がなくても性交すること



2) お金やものをもらって（あげて）性交すること



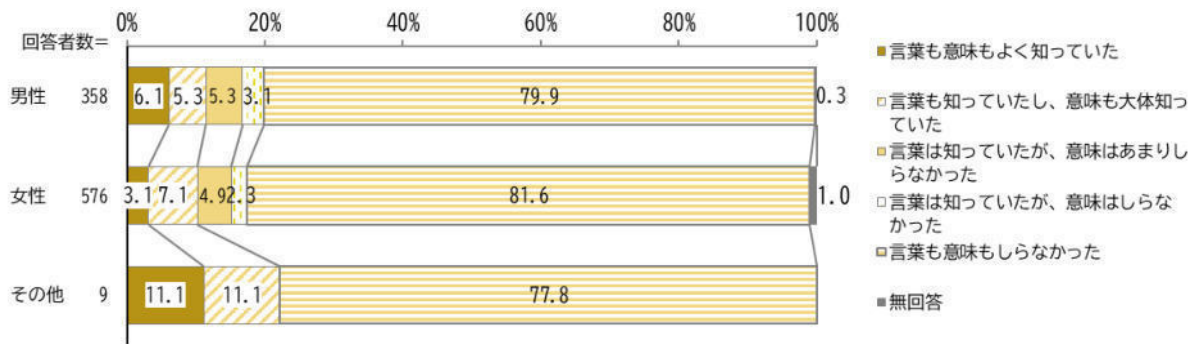
3) 相手の意思を無視して性交すること



資料：世田谷区「世田谷区における思春期世代等に対するこころとからだのアンケート調査」（令和3(2021)年）

「思春期世代等に対するこころとからだのアンケート調査」によると、「相手の意思を無視して性交すること」については、男女ともにいずれの世代においても「よくない」とする割合が高いが、「愛情がなくても性交すること」「お金やものをもらって（あげて）性交すること」については、「よくない」とする割合に男女差があり、男女で性交に対する意識の違いがうかがえる。

①-2 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度



資料：世田谷区「世田谷区における思春期世代等に対するこころとからだのアンケート調査」（令和3（2021）年）

性別を問わず「言葉も意味も知らなかった」が約80%を占めているが、性に関する知識、性的同意や妊娠など、性や生殖に関する権利を理解し、自分や相手を大切にするとともに、尊厳ある生活を送るためには、言葉はもとより、意味についても理解促進を図る必要がある。

■施策の方向性■

1 自分も相手も大切にするためのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進

思春期世代へのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組みと併せ、保護者への理解促進も図っていく。

2 生涯を通じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組み

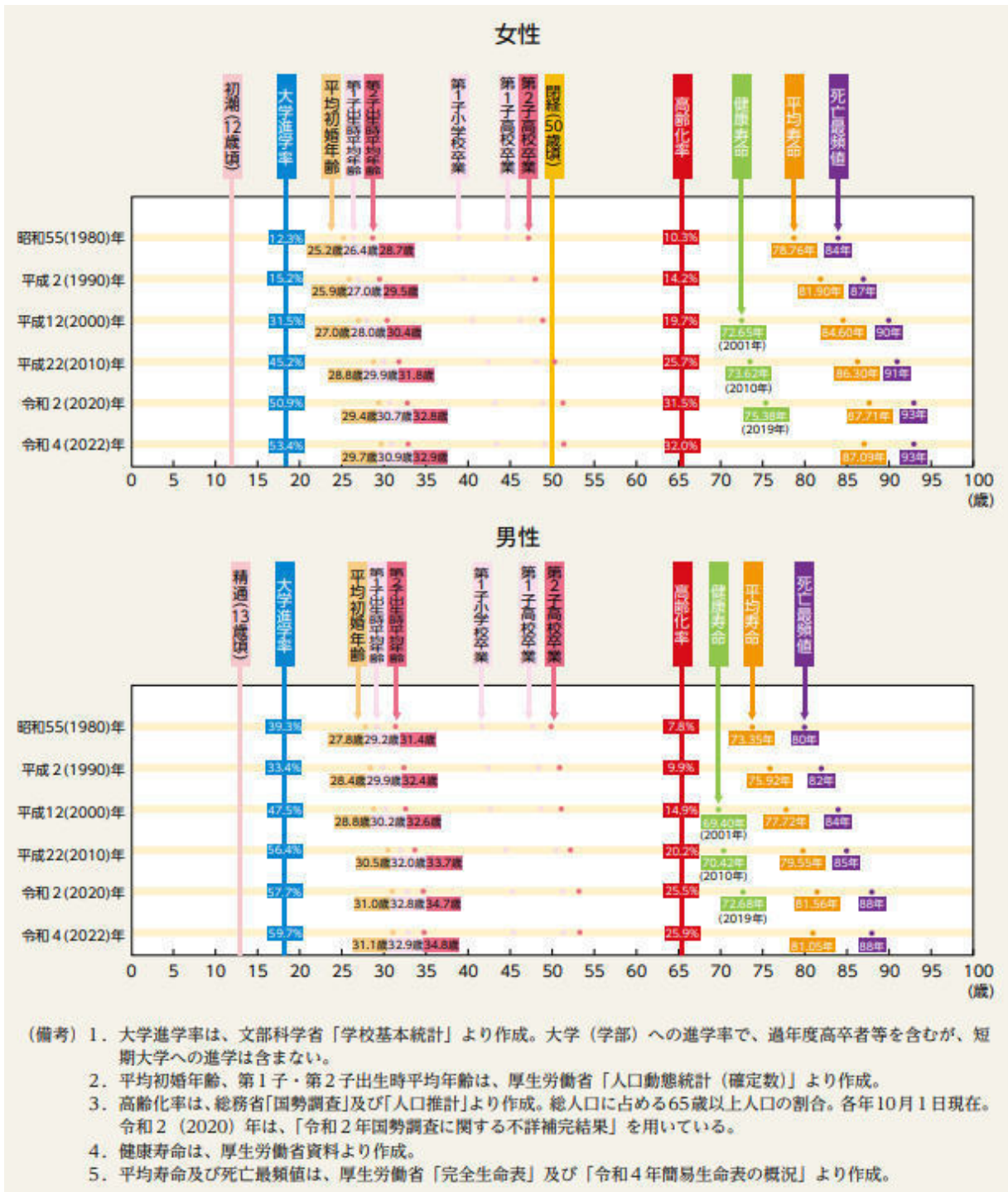
リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関しては、子どもや若者だけでなく、性別や年齢に関わりなく、あらゆる人に帰属する権利であることから、生涯を通じてリプロダクティブ・ヘルス/ライツについて考え、学ぶ機会を創出していく。

課題 11 性差に応じたところと身体健康支援

■現状と課題■

- 我が国の平均寿命が延伸の一途をたどり人生100年時代を迎えるなかで、画一的なライフコースから、一人ひとりが自らのライフデザインを選択する時代へと変化している。このような状況において、人々は心身及びその健康について、ライフステージの様々な段階で主体的に行動し、自らの健康を享受できるようにしていくことが望ましい。そのためには、誰もが互いの身体的性差を理解し、医学的・科学的な知識と情報を入手できるよう、包括的な健康支援を図っていくことが求められる。特に、女性の心身の状態は、ライフステージによって大きく変化する特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康/権利）の視点が殊に重要となっている。
- 「男女共同参画白書（内閣府）令和6年度」の「女性特有、男性特有の病気の総患者数」では、女性はキャリア形成期や仕事で責任を負う時期に様々な健康課題が生じ、男性は役職定年から定年に差し掛かる時期に健康課題が多く生じている結果となった。制度に基づく支援はもとより、職場における支援のあり方も性差に応じた対応が必要であることがわかる。
- また、「男女の健康意識に関する調査（内閣府）」では、女性は、女性特有の健康課題によりキャリアアップや仕事をあきらめた経験があるとする割合が31%と高く、働く世代の女性がキャリアを培っていくことの困難さがうかがえる。
- 一方、厚生労働省及び警察庁「令和5年度中における自殺の状況」によると、全ての年代で女性より男性の「自殺者」が多く、特に40歳～59歳の割合は女性の2倍以上となっている。男女とも自殺の原因・動機は「健康問題」となっているが、男性では「経済・生活問題」、「勤務問題」が多く、働く世代の男性が女性に比べて仕事や経済面で精神的な負担を強く感じていることがうかがわれる。
- さらに、「男女共同参画白書（内閣府）令和6年度」の「更年期障害にかかわる症状の有無」では、全年代で女性が16.7%、男性が7.6パーセントになっており、男女とも症状による生活への支障は8割以上と高くなっている。更年期障害については、女性だけでなく男性の健康課題として認識を深め、対応していくべきものとなっている。
- このように、性差により健康課題が異なる中、誰もが多様なライフデザインを描くことができるよう、区民一人ひとりの理解はもちろんのこと、事業者としても従業員への支援を図っていくことが求められる。

① ライフイベント時年齢の変化

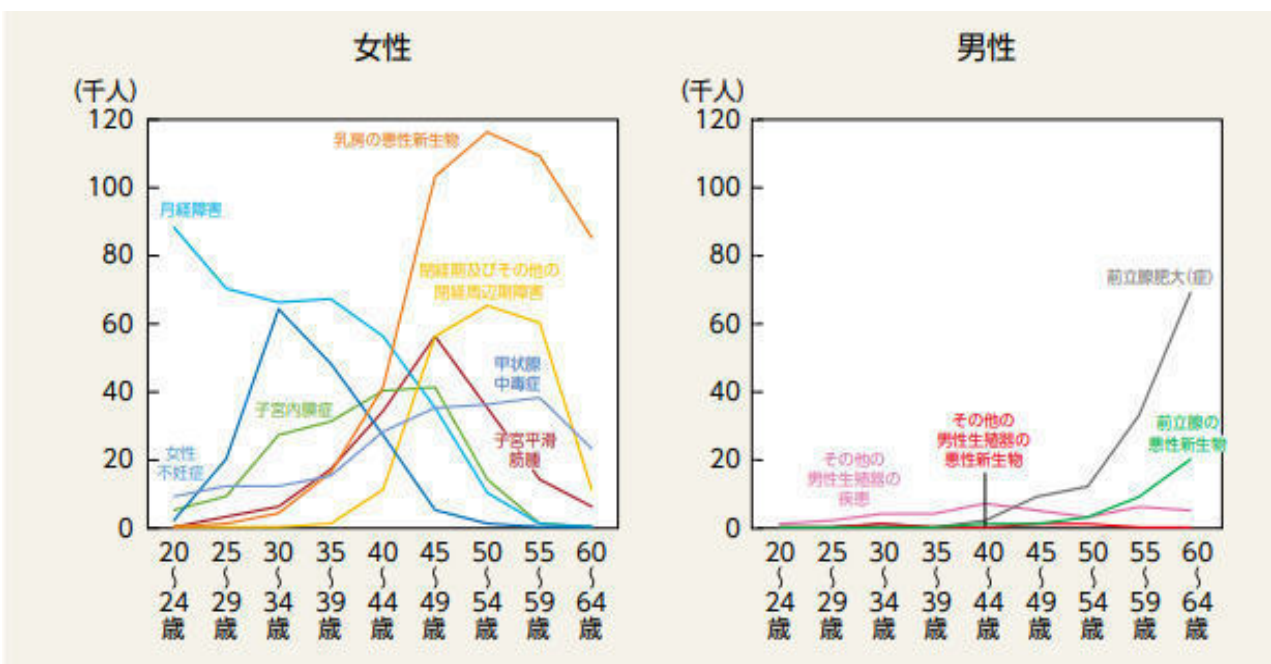


資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」(令和6(2024)年度)

「男女共同参画白書(内閣府)令和6年度」によると、令和4年時点(2020年)における平均寿命は、女性87.09歳、男性81.05歳で、昭和55(1980年)時点と比較すると、男女ともに8年延びており、我が国は人生100年時代を迎えている。

また、ライフイベント時の年齢は変化し、人生が多様化している中、それぞれの性別のライフイベント時の年齢に応じた、健康支援も重要となっている。

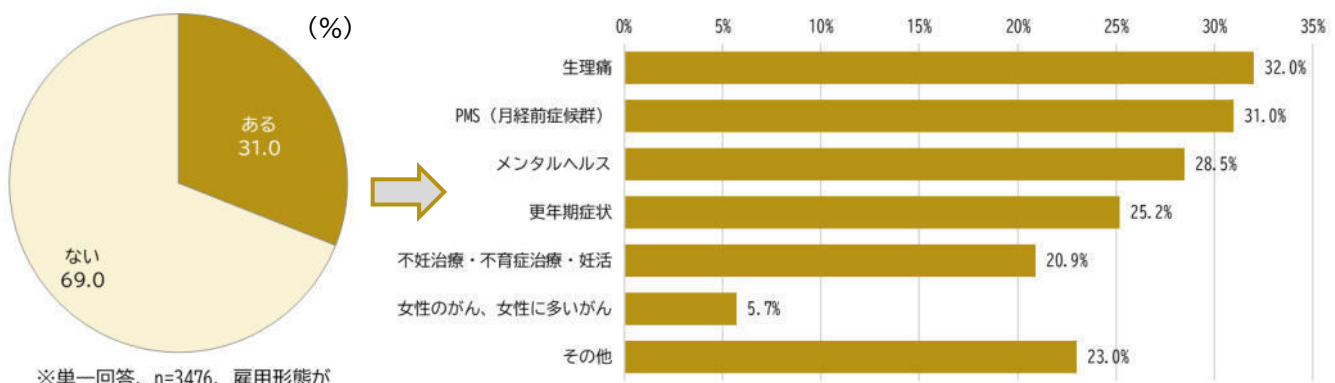
② 女性特有、男性特有の病気の総患者数



資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」（令和6（2024）年度）

「男女共同参画白書（内閣府）令和6年度」によると、男性特有の病気は、50代以降で多くなる傾向にあるが、女性特有の病気である月経障害や女性不妊症は20代から40代前半、子宮内膜症や子宮平滑筋腫は30代及び40代、乳がんや閉経期及びその他の閉経周辺期障害（いわゆる更年期障害）、甲状腺中毒症（バセドウ病等）は、40代及び50代などの働く世代に多い。女性はキャリア形成の時期や仕事で責任を負う立場になる時期、男性は役職定年から定年に差し掛かる時期に健康課題が多く生じている。

③ 女性特有の健康課題によりキャリアアップや仕事をあきらめた経験とその理由



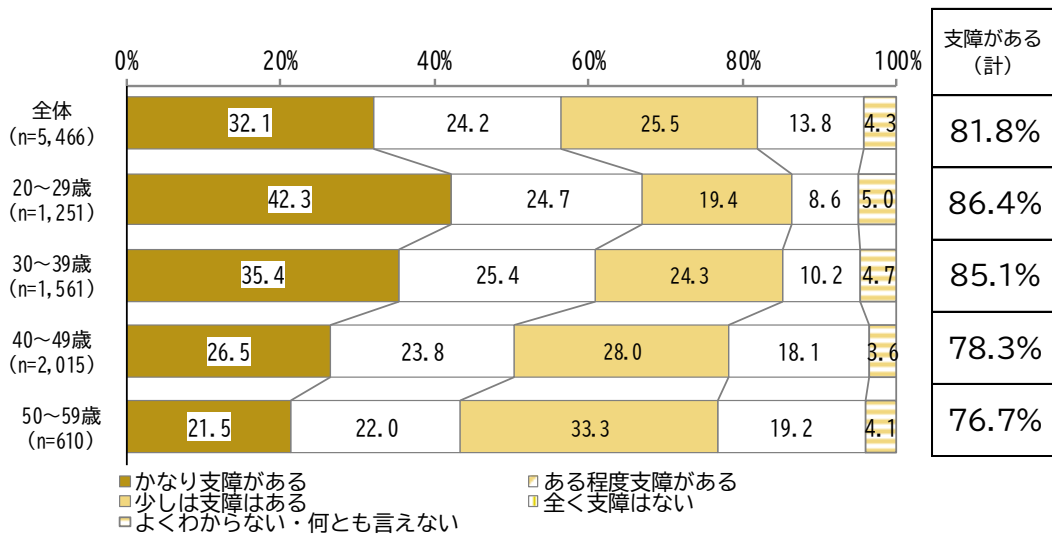
※単一回答、n=3476、雇用形態が「個人事業主」を除いて集計

※複数回答、n=1079、女性特有の健康課題によりキャリアアップや仕事を引き受けることなどを諦めた経験がある人ベース、雇用形態が「個人事業主」を除いて集計

資料：働く女性のウェルネス向上委員会（東京都産業労働局）「男女の健康意識に関する調査」（令和5（2023）年度）

働く女性のウェルネス向上委員会（東京都産業労働局）の調査によると、女性特有の健康課題によりキャリアアップや仕事を引き受けることなどをあきらめた経験があると回答した働く女性は約3割で、その理由は、「生理痛」「PMS」が多かった。

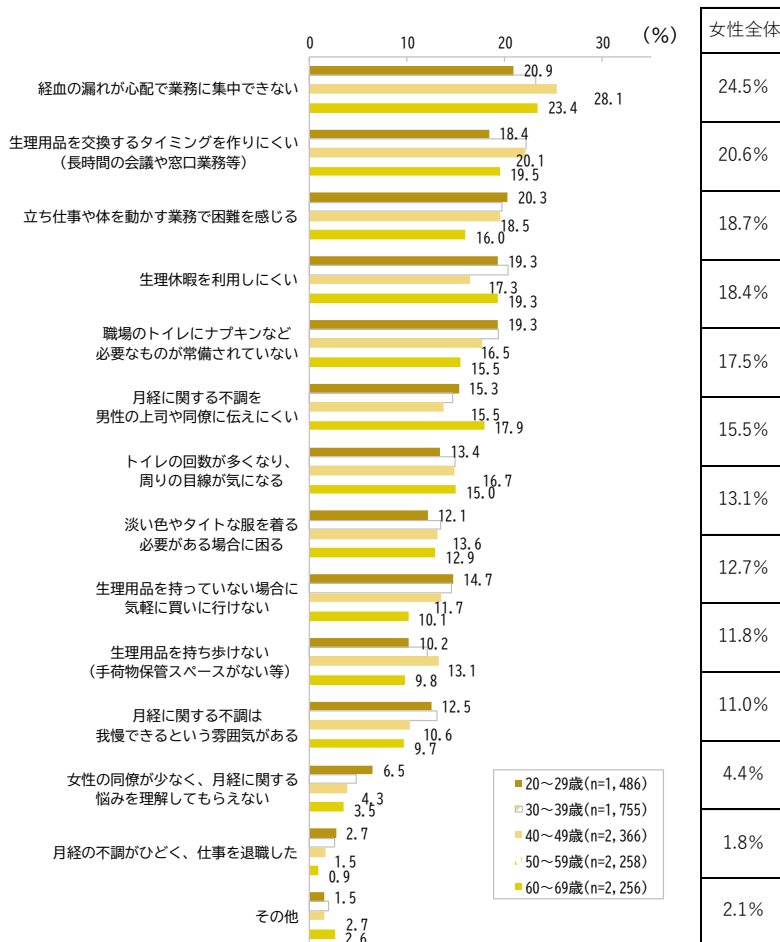
④-1 月経不調の生活（仕事や家事・育児・介護）への支障の程度



資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」（令和6（2024）年度）

「男女共同参画白書（内閣府）令和6年度」によると、月経不調の生活への支障の程度は、若い世代ほど高い傾向にあり、「かなり支障がある」の割合は、20~29歳では、42.3%、30~39歳でも35.4%となっている。多くの女性が月経不調による支障を抱えながら生活している状況が明らかになっている。

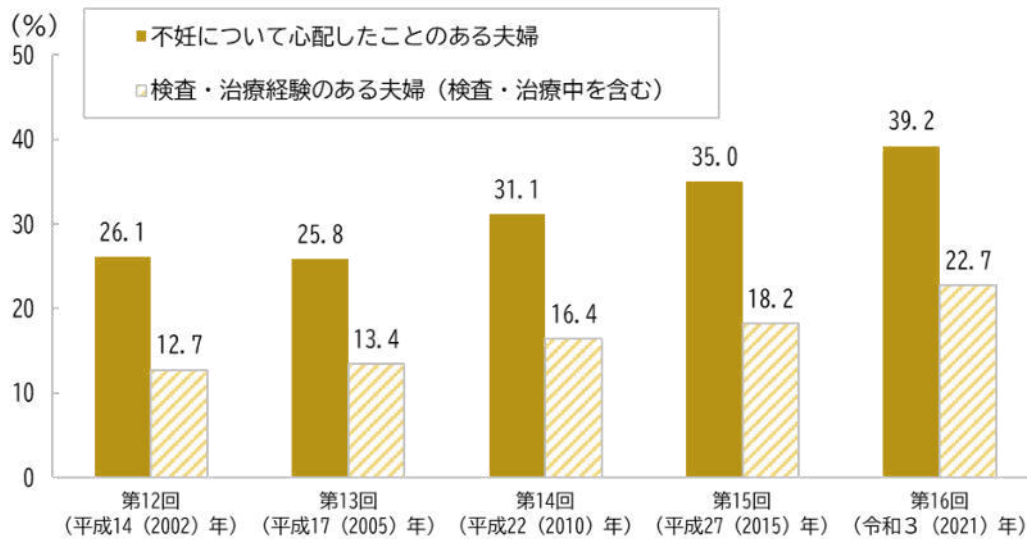
④-2 職場において月経に関して困った経験



「男女共同参画白書（内閣府）令和6年度」によると、職場において月経に関して困った経験として、業務に集中できない、交換のタイミングが作れないなど、多くの困りごとがあることがわかる。女性の社会進出が進む中、依然として職場環境がその変化に対応していない、可能性が示唆される。

資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」（令和6（2024）年度）

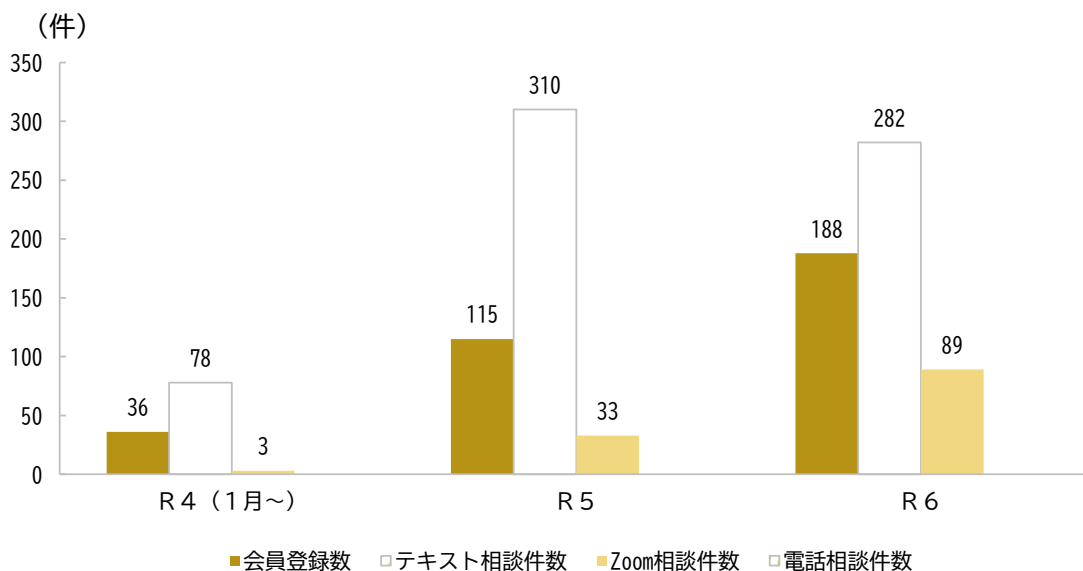
⑤-1 不妊に悩む夫婦の割合の推移



資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」(令和6(2024)年度)

「男女共同参画白書(内閣府)令和6年度」によると、近年、婚姻年齢の上昇や晩婚化に伴い、初産年齢も上昇傾向にあり、不妊治療を受ける夫婦は増加傾向にある。しかし、実際に検査や治療を受けたことのある夫婦は22.7%(5組に1組)にとどまっており、経済的負担の軽減や治療と仕事との両立支援が求められている。

⑤-2 世田谷区『妊活オンライン相談事業』における相談件数の推移



資料：世田谷区「保健福祉総合事業概要」(令和7(2025)年度)

「妊活オンライン相談事業*」におけるLINEアカウントや会員登録者数、相談件数は年々増加しており、妊活に対するニーズの高さがうかがえる。

*妊活オンライン相談事業：主に妊活や不妊治療等を行っている当事者や家族等に専門職(不妊症看護認定看護師、胚培養士、臨床心理士等)による最新医療の情報も含めた専門性の高い相談を行う事業。

⑥ 更年期障害に関わる症状の有無及び症状による生活への支障

【更年期障害に関わる症状の有無】

※「症状があり、更年期障害だと思う」の割合、()内は症状あり(計)の割合

	全体	20代	30代	40代	50代	60代
女性	16.7% (45.0%)	5.2% (24.8%)	6.4% (29.7%)	14.0% (53.5%)	32.1% (63.4%)	19.5% (42.7%)
男性	7.6% (32.6%)	5.2% (25.8%)	6.3% (25.8%)	7.9% (33.2%)	9.7% (38.9%)	7.7% (35.9%)

資料：内閣府男女共同参画局

「男女の健康意識に関する調査」
(令和5(2023)年度)

【更年期障害に関わる症状による生活への支障】

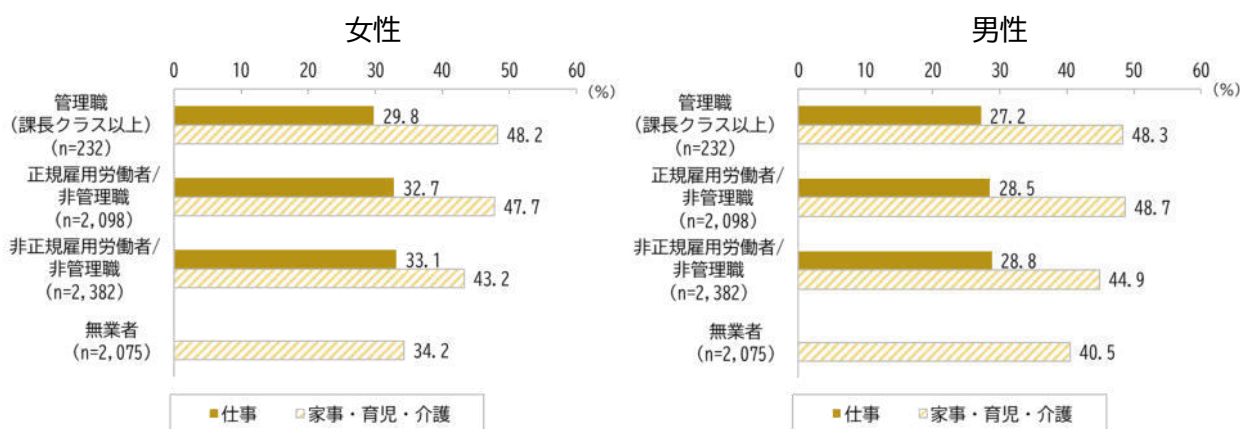
※「支障があると思う(計)」の割合(少し+ある程度+かなり支障があると思うの計)

※男女で5%ポイント以上差があるものに赤字

	全体	20代	30代	40代	50代	60代
女性	84.9%	66.0%	77.6%	87.4%	88.7%	87.2%
男性	78.7%	68.0%	77.6%	80.7%	80.6%	80.6%

内閣府「男女の健康意識に関する調査」によると、更年期障害にかかわる症状の有無では、女性は50代で最も症状を感じ、生活への支障についても88.7%と高い割合となっている。近年は、男性の更年期障害についても注目されており、50代の男性で、1割程度の人が症状を感じ、生活への支障については、40代~60代でいずれも8割を超える高い割合となっている。

⑦ 仕事と家事・育児・介護のプレゼンティーイズム損失割合



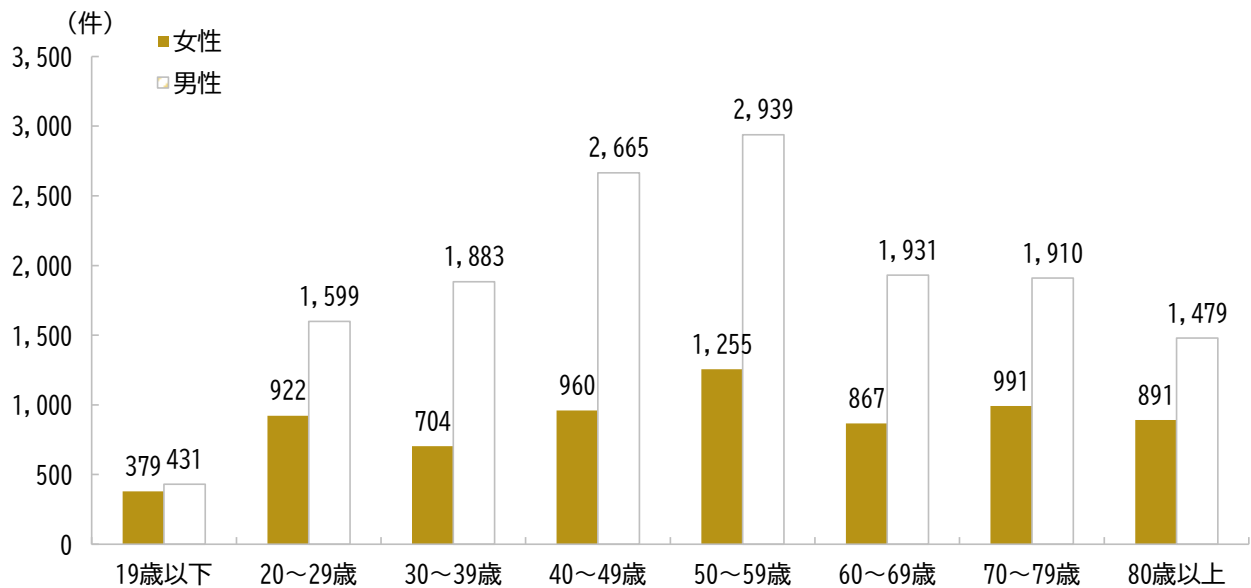
資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」(令和6(2024)年度)

「男女共同参画白書(内閣府)令和6年度」によると、有業者について、最も気になる症状があったときの「仕事」と「家事・育児・介護」のプレゼンティーイズム*損失割合*をみると、男女ともに「仕事」よりも「家事・育児・介護」のプレゼンティーイズム損失割合が高く、健康課題を抱えていても、「仕事」の生産性維持を優先し、「家事・育児・介護」で調整していることがうかがえるが、健康課題を抱えた状態が続けば、いずれ、「仕事」のプレゼンティーイズム損失割合の拡大も同時に招く可能性がある。

*損失割合：「通常時(気になる症状がない時)の仕事や家事・育児・介護の出来を100%として、ここ1か月の間で最も気になる症状があった時の、自身の仕事や家事・育児・介護の出来を評価してください。」との質問に対する割合。

*プレゼンティーイズム：WHO(世界保健機関)によって提唱された健康問題に起因したパフォーマンスの損失を表す指標で、欠勤には至っておらず勤怠管理上は表に出てこないが、健康問題が理由で生産性が低下している状態。

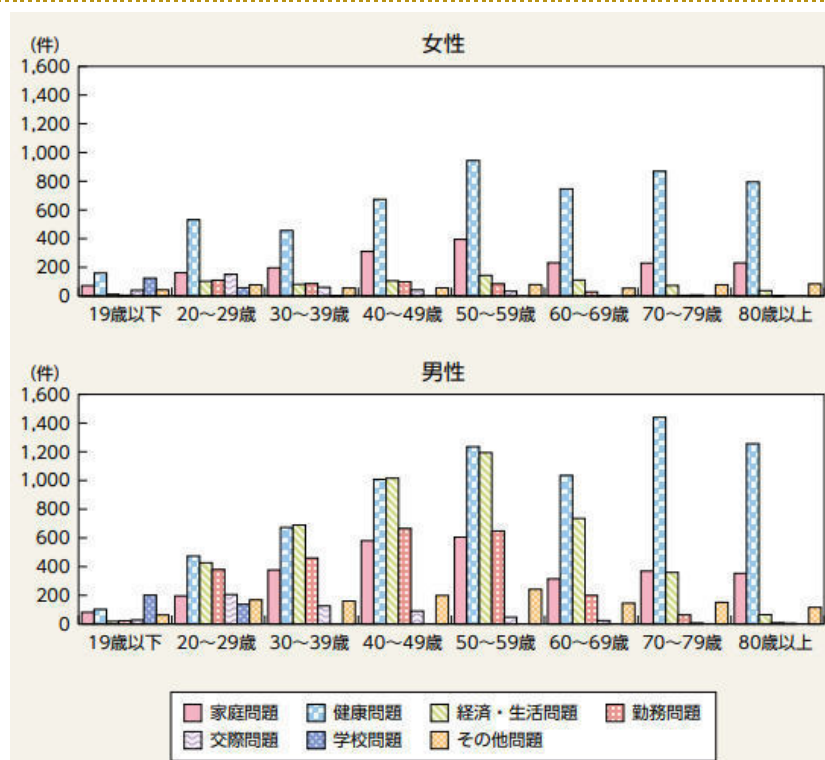
⑧-1 自殺者の状況



資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」（令和6（2024）年度）

「男女共同参画白書（内閣府）令和6年度」によると、全国の男性の自殺者数は女性の2倍程度となっている。年代別にみると、全ての年代で女性より男性の「自殺者」が多く、特に40～49歳では女性の約2.8倍、50～59歳では女性の約2.3倍多くなっていることがわかる。

⑧-2 自殺者の状況



資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」（令和6（2024）年度）

「男女共同参画白書（内閣府）令和6年度」によると、自殺者の件数は圧倒的に男性が多く、自殺の原因・動機については、男女ともに「健康問題」が最も多くなっている。また、男性は女性に比べ「経済・生活問題」、「勤務問題」が多くなっている。

■施策の方向性■

1 多様なライフデザインを描くための健康支援

性別やライフステージに応じた健康課題に対するニーズを捉え、学ぶ機会を提供するとともに、それぞれの健康課題に対応した取組みを実施していく。

2 従業員のウェルビーイング（多様な幸せ）*を高めるための健康経営の促進

生涯を通じて健康を保持するために、性差に応じた的確な保健・医療を受けることが必要であることの周知・啓発を図る。

誰もが健康課題と仕事の両立を実現できるようにするためには、事業者において従業員の健康課題へ配慮し、状況に応じた休暇取得等ができるよう、制度等の充実を働きかける。

***ウェルビーイング**：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念のこと。

■■計画の内容■■

区の推進体制

区の推進体制

◇ジェンダー平等施策の総合的かつ効果的な推進のため、『世田谷版ジェンダー主流化』のもと、あらゆる分野の施策において、ジェンダーの視点を取り入れるとともに、庁内体制の強化やジェンダー統計の活用など、推進の基盤を強化する。併せて、施策の実施主体である区職員の「ジェンダー平等」に関する意識の向上を図る。さらに、区内外の組織や関係団体との連携により多様な視点を施策に反映しながら、持続的な推進体制の構築を進める。

■課題・施策の体系■

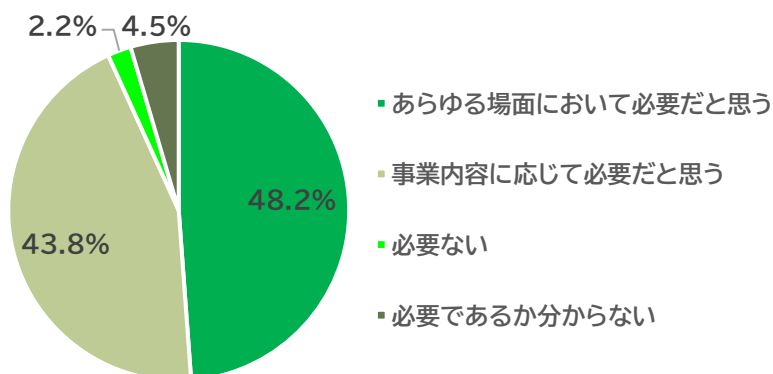
課題（案）	施策（案）
方策1 ジェンダー平等推進のための 体制整備・強化	1 あらゆる分野における『世田谷版ジェンダー主流化』の推進 2 ジェンダー統計*の分析・活用に基づく政策立案 3 庁内推進体制の強化 4 審議会等の女性登用率の向上
方策2 職員のジェンダー平等の推進	1 職員のジェンダー平等意識の向上 2 庁内の管理監督的立場への女性の登用 3 職員の仕事と生活の両立支援 4 職員のハラスメントの防止 5 職員の多様な性に対する理解促進
方策3 多様な視点や連携による施策の充実	1 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」における フォローアップ 2 国や都、他自治体との連携強化 3 男女共同参画に関わる市民活動団体との連携・協力

*ジェンダー統計：ジェンダーに基づく生活や意識における偏り、格差、差別を明らかにする統計のこと。

方策1 ジェンダー平等推進のための体制整備・強化

ジェンダー主流化やEBPM*の推進など、ジェンダー平等を推進するための取組みを着実に推進するとともに、その基盤となる庁内推進体制の強化を図る。

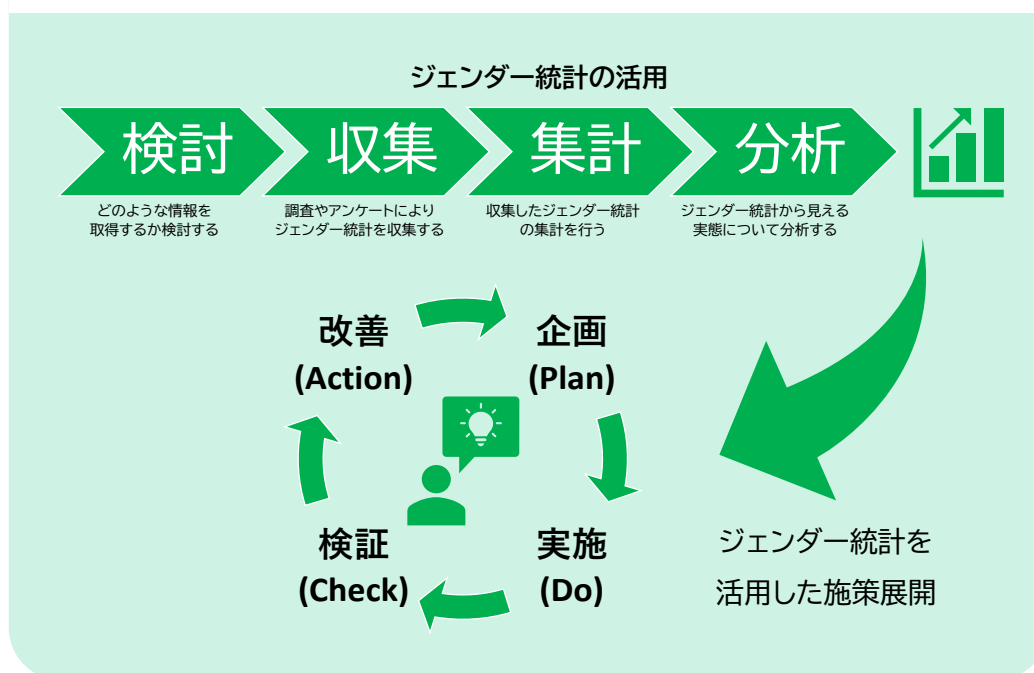
① 施策を検討する上でジェンダー平等の視点を意識することが必要だと思う割合



「あらゆる場面において必要だと思う」が最も多かったが、「事業内容に応じて必要だと思う」が次に多く、庁内での統一的な考え方によってジェンダー平等の視点を取り入れられるよう、方向性を示していく必要がある。

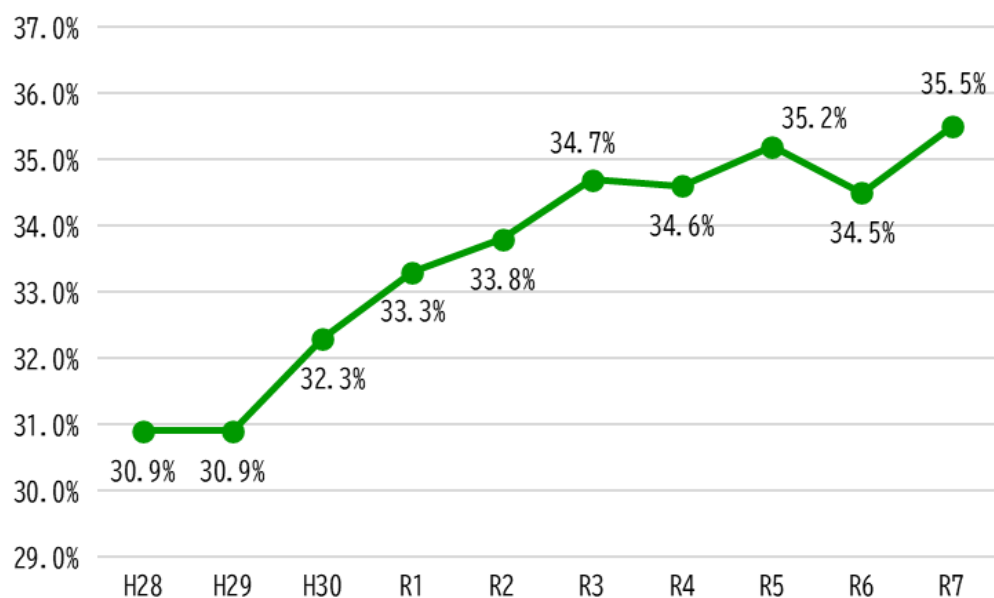
資料：世田谷区「職員の男女共同参画に関する意識・実態調査」（令和7（2025）年度）

ジェンダー統計を活用したEBPMの推進案



*EBPM：Evidence-Based Policy Making（証拠に基づく政策立案）の略。政策の企画をその場限りの経験や思いつきによらず、政策目的を明確化した上で客観的なデータや根拠に基づいて進める考え方。

② 審議会等の女性登用率の推移



資料：世田谷区庁内調査（令和7（2025）年度）

令和7年度の審議会・委員会等に占める女性委員の割合は全体で35.5%とこれまでで最も高い割合に達している。

目標の40%を目指し、女性委員が特に少ない会議体へ積極的な登用を呼び掛けていく。

■施策の方向性■

1 あらゆる分野における『世田谷版ジェンダー主流化』の推進

地域におけるジェンダー平等の一層の推進に向け、庁内に『世田谷版ジェンダー主流化』の考え方を浸透させ、あらゆる施策にジェンダーの視点を取り入れていく。そのために、各会議体での働きかけ全庁的な周知を通じて、部局横断的な共通認識を形成し、組織一体となった取組みを推進する。

2 ジェンダー統計の分析・活用に基づく政策立案

ジェンダーによる差異や課題を可視化し、実効性のある施策につなげるため、ジェンダー統計を収集し、分析を行う。分析にあたっては、性別だけでなく、年齢、国籍、性自認・性的指向など交差性（インターセクショナリティ）の視点を踏まえ、包括的に考えていく。併せて、「(仮称)ジェンダー平等ガイドライン」を策定し、ジェンダー統計の分析・活用の考え方を整理するとともに、庁内における共通の運用ルールを確立する。なお、性別等の情報収集を行う上では、性別欄の取扱いについて考え方を整理し、性的マイノリティに配慮した適切な運用を図る。

3 庁内推進体制の強化

区の施策やジェンダー表現について助言等を行うアドバイザーの配置や「(仮称)ジェンダー平等ガイドライン」の作成を通じ、『世田谷版ジェンダー主流化』の考え方を踏まえた施策展開をサポートし、庁内の推進体制を強化する。

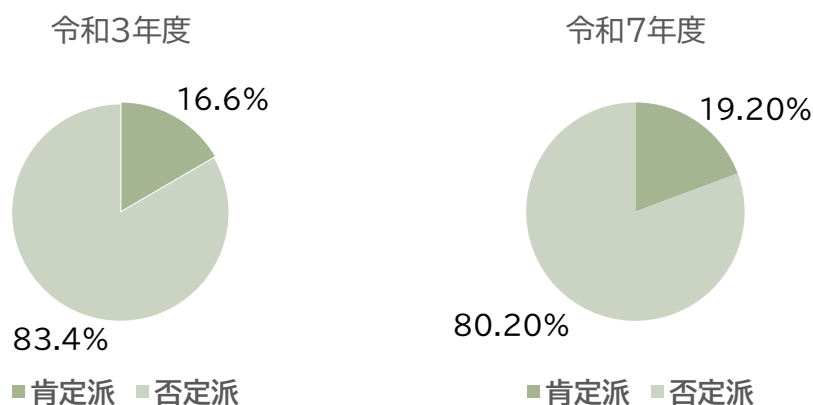
4 審議会等の女性登用率の向上

継続的に調査を行い、女性委員の登用率が低い会議体等については、各所管課へ改善を求めていくなどのポジティブ・アクションにより、一層の推進を図る。

方策2 職員のジェンダー平等の推進

ジェンダー平等の社会を実現させていくためには、職員一人ひとりがジェンダー平等の意識を持つことが必要である。また、区は区内最大規模の事業者であることから、区内企業に先駆けて、すべての職員が働きやすい環境づくりに取り組み、区内企業における労働慣行等の変革や女性の活躍促進を牽引していく。

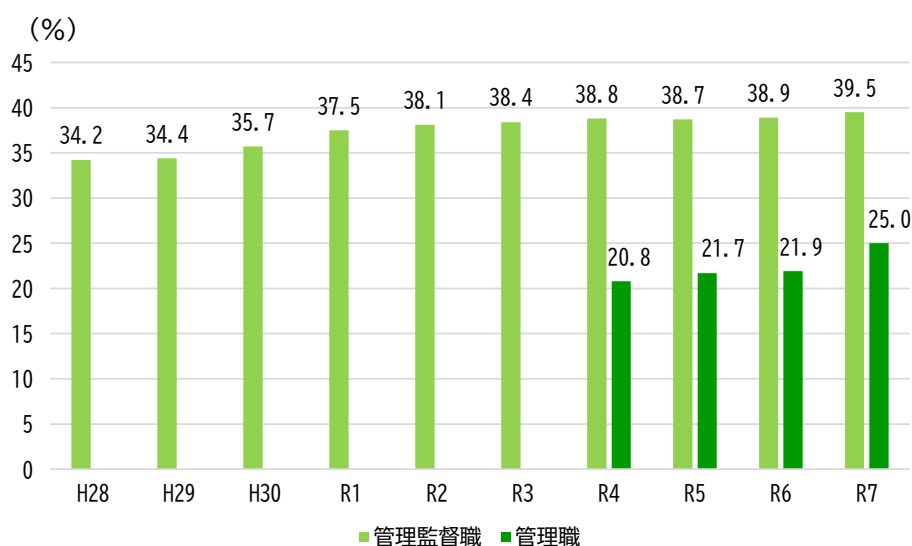
①「男性は仕事、女性は育児・介護」という考え方についてどう思うか



令和3年度の調査結果と比較すると、全体の回答数が少ないことも一因として考えられるが、「男性は仕事、女性は育児・介護」という考え方に対する否定派の割合が低下しているため、引き続き、庁内における固定的な性別役割分担意識の解消を図っていく。

資料：世田谷区「職員の男女共同参画に関する意識・実態調査」（令和7(2025)年度）

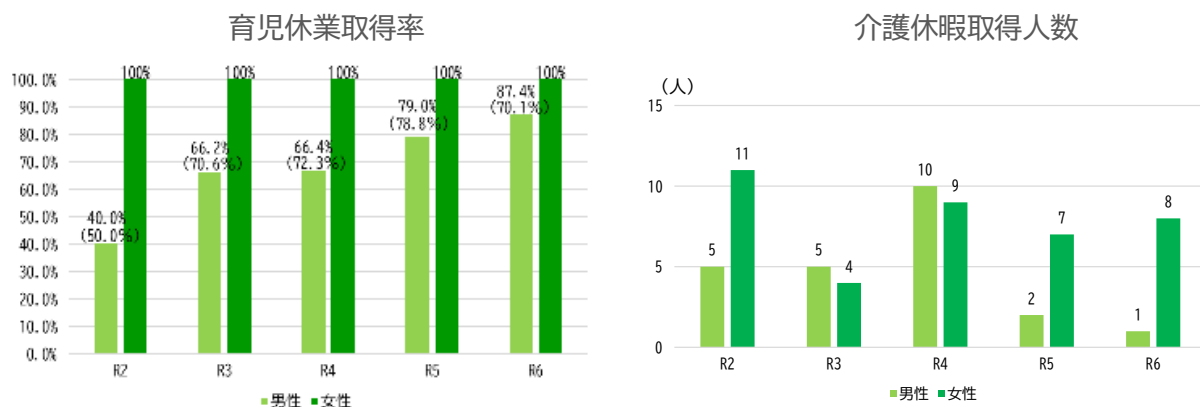
② 庁内の管理監督的立場（部長・課長級及び係長級）の女性の占める割合



資料：世田谷区（令和7(2025)年度）

管理監督的立場にある職員や管理職における女性割合は年々上昇している。また、区では、令和7年4月に特定事業主行動計画の改定を行い、管理職における女性割合を33%、管理・監督的立場における女性割合を40%とする目標を掲げ、更なる推進に取り組んでいる。

③ 区職員の育児休業取得率・介護休暇取得人数



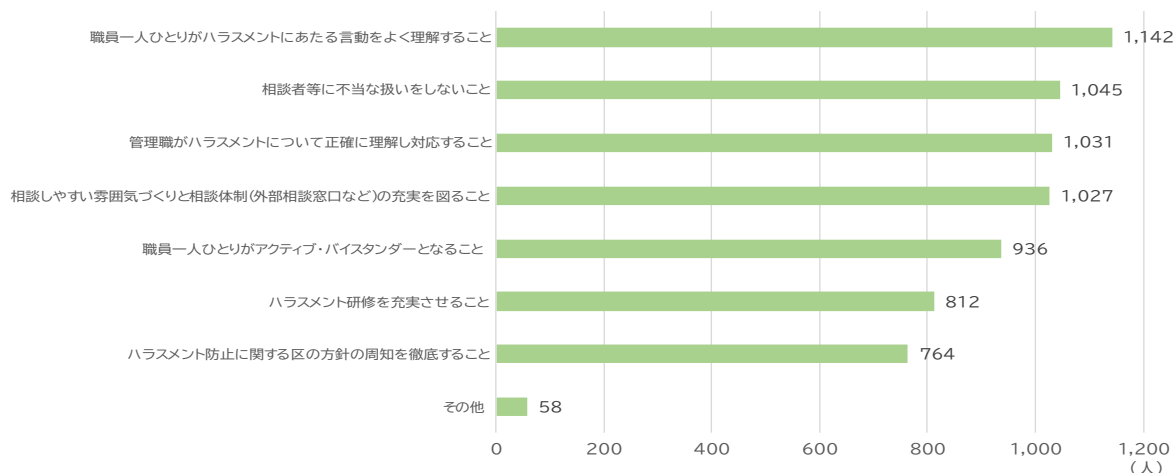
※男性の取得率について、R2～R4は1日でも育児を取得している割合、
R5・R6は1週間以上取得している割合
※()内は、育児休業取得者のうち1か月以上取得した者の割合

資料：世田谷区（令和7（2025）年度）

男性職員の育児休業取得率は年々上昇しているが、育児においては依然として女性が担う部分が多い。区が策定する特定事業主行動計画では、男性職員の育児休業取得者のうち1か月以上の取得率の目標を75%と定めているところ、令和3年以降は70%を超える状況となっているが、家族がともに支え合いながら育児を行っていきけるよう、引き続き、積極的な取得を呼び掛けていく必要がある。

また、介護休暇の取得者数は低い状況にあるが、区では「世田谷区役所版 両立支援ハンドブック 介護と仕事との両立編」により制度を周知し、介護中の職員が休暇制度等を適切に活用できるよう取組みを行っているところである。

④ 職場におけるハラスメントをなくすために、重要だと思うもの



「職員一人ひとりがハラスメントにあたる言動をよく理解すること」、「管理職がハラスメントについて正確に理解し対応すること」を選択する職員が多く、ハラスメントに関する理解をより一層進める必要がある。また、「相談しやすい雰囲気づくりと相談体制（外部相談窓口など）の充実を図ること」、「相談者等に不当な扱いをしないこと」の選択も多く、相談者への配慮も求められている。

資料：世田谷区「職員の男女共同参画に関する意識・実態調査」（令和7（2025）年度）

■施策の方向性■

1 職員のジェンダー平等意識の向上

地域におけるジェンダー平等を推進するために、まずは職員一人ひとりがジェンダー平等の視点を持ち、施策の検討・立案や日常業務に活かしていく必要がある。そのため、継続的な研修の実施や啓発物の活用を通じて、周知・啓発を図っていく。

2 庁内の管理監督的立場への女性の登用

管理監督的立場にある女性職員の登用率を毎年公表するとともに、女性管理職の経験に触れる機会の創出や、管理職試験に向けた支援を実施するなど、女性職員のキャリア形成を支援し、女性管理職の登用を促進する。

3 職員の仕事と生活の両立支援

『世田谷区役所版 両立支援ハンドブック』の活用を呼び掛け、ライフステージやライフイベントに応じた休暇制度等の周知と利用促進を図り、仕事と生活の両立支援を進める。また、勤務時間の適正管理に努めるとともに、休暇取得に関する職場内の意識啓発を図る。

4 職員のハラスメントの防止

「職場におけるハラスメント防止に関する基本方針」に基づき、職場におけるハラスメントの防止を進めるとともに、研修等を通じて職員一人ひとりの継続的な周知・啓発を図る。

5 職員の多様な性に対する理解促進

職員一人ひとりが区民や職員に対し、性の多様性を尊重した対応がとれるよう、ガイドラインを作成し、理解促進を図る。

方策3 多様な視点や連携による施策の充実

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づき、「男女共同参画」と「多文化共生」の取組み状況を共有しながら連携を図り、PDCAサイクルを通じてプランを推進していく。併せて、地域活動団体との協働や、国、都や他自治体との連携を強化し、多様な視点のもと総合的かつ計画的な施策の充実を図る。

■ 施策の方向性 ■

1 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」におけるフォローアップ

プランの推進にあたっては、PDCAサイクルを通じて毎年、「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」への報告、意見聴取を行っている。審議会での意見を踏まえ、取組みの見直しや政策立案に反映させることで、プランの進行管理とフォローアップを行う。

条例に基づき、区民や事業者から男女共同参画及び多文化共生に関する事項について、区長へ苦情・意見・相談が寄せられた場合には、速やかに調査を行い、必要に応じて適切な対応を行う。また、必要と認めるときは「世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会」に諮問し、その意見を踏まえて改善に向けた対応を進める。

2 国や都、他自治体との連携強化

国・都の関連計画や制度改正の動向を踏まえ、区の施策と整合を確保しながら、適切な情報共有と相互協力を進める。また、広域的に取り組むべき多様な課題については、他自治体や専門機関と連携し、支援体制の質の向上や情報連携の強化を図る。

3 男女共同参画に関わる市民活動団体との連携・協力

ジェンダー平等の意識を地域に浸透させ、根付かせていくために、男女共同参画社会の形成を目指す地域活動団体などの発掘、育成、支援を行うとともに、これら団体と連携・協働するための推進体制を構築する。